

第4期甲佐町地域福祉計画

甲佐町自殺対策推進計画

甲佐町成年後見制度利用促進計画

こ 幸福を

う 生み出す一歩

さ 「支えあい」

令和4年（2022年）3月

甲佐町

はじめに

本町では平成29年（2017年）に「第3期甲佐町地域福祉計画」を策定し、「相手を思いやる気持ちを持ち、みんなが支え合い、幸せに暮らせるまち」を基本理念として掲げ、これまで地域福祉の推進に取り組んできました。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症の広がり、人と人との互いに距離を取り、接触する機会を減らすことを求めています。このため、地域住民などによる福祉活動やボランティア活動は休止や延期など活動自粛を余儀なくされました。

この間、閉じこもりによる高齢者の虚弱化の進行、社会的孤立の深刻さなどが増えています。一方で、こうした状況は、誰かとつながっていること、誰かを支えたり支えられたりしていることの大切さを私たちに教えてくれました。

そして何よりも、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛中でも、つながりを途切れさせない活動や取組が全国各地で生まれ始めています。

地域福祉の推進は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域住民や社会福祉に関係するあらゆる機関・団体などがお互いに協力し、地域生活課題の解決に向け取り組むことであり、誰もが役割を持ち、みんなが活躍できる「地域共生社会」の実現が求められています。

このたび、「地域共生社会」の実現に向け、地域住民をはじめ、地域で活躍する人・団体、事業所、福祉関係者そして行政がつながり、コロナ禍においても一丸となってさらなる地域福祉の推進を図るため、「つながりで包む 地域づくりをめざして」を基本理念に掲げた令和4年度（2022年度）から5年間の「第4期甲佐町地域福祉計画」を策定しました。

本計画を実行することにより、地域住民の皆様がそれぞれ抱える地域生活課題の把握を行い、地域住民や関係機関・団体などとの連携のもと、課題の解決につなげてまいります。

また今回は、「自殺対策推進計画」と「成年後見制度利用促進基本計画」の策定も共に進めてきました。

自殺対策の方向性は、地域福祉計画の基本理念と一致しています。自殺はその多くが精神保健上の問題だけでなく、様々な社会的要因が背景にあることが知られており、追い込まれた末の死と言われていています。それを防ぐためには、自殺が社会の問題であるという認識のもと、地域レベルでの対策が必要とされています。

さらに成年後見制度については、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより、自らにとって必要なことを主張することや、一人で選択・決定することが難しい状態になっても、地域社会に参画し、その人らしい生活を継続できるよう、成年後見制度の適切な利用を含む地域権利擁護支援の在り方を総合的に考え、住民に必要な権利擁護の支援につなげることができる地域の仕組みづくりが求められています。

今後、これらの基本理念に基づき、住民、関係団体、町、町社会福祉協議会などが協働して、全ての住民が安心して暮らせる町の実現を目指し、様々な地域福祉施策を展開してまいります。住民、関係団体などの皆様にはご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査などを通じ貴重なご意見をいただきました皆様、多大なご尽力を賜りました甲佐町地域福祉計画策定委員会委員の皆様から心からお礼を申し上げます。

令和4年（2022年）3月

甲佐町長 奥名 克美

「障がい」の表記について

本町では、「障害」を「障がい」と表記しています。ただし、法律や条例などで使用されている場合を除きます（例「身体障害者手帳」など）。

「害」の表記は、「妨げる」や「隔てる」といった意味の「礙」や「碍」（礙の俗字）が、一般に使われていましたが、常用漢字に「礙」「碍」の文字が無いことから、「害」に統一されました。

「礙」「碍」の「内に妨げがある」という意味に対し、「害」には「物事を傷つける、他に危害を与える」といった他動詞的な意味を持ち、「礙」「碍」が持つ本来の意味と異なっています。

人の「障がい」は、先天性のものや事故や病気などによる後天性のものがあり、障がいは本人が望んだものではないことから、その人を表すときに「害」を用いることは、人権尊重の点からも好ましくないものと考え、「害」の字をひらがな表記としています。

目次(全体)

第1部 第4期地域福祉計画.....	1
第2部 自殺対策推進計画.....	71
第3部 成年後見制度利用促進計画.....	87
資料編.....	105
用語解説.....	108

第1部 第4期地域福祉計画



目次(第1部)

第1部 第4期地域福祉計画	1
第1章 計画の策定に当たって	3
1. 計画策定の背景.....	3
2. 計画の位置づけ.....	4
3. 計画の期間.....	5
4. 地域のとらえ方.....	6
5. 計画の推進及び進行管理・評価.....	7
6. コロナ時代における地域福祉.....	8
7. SDGsを踏まえた計画の推進.....	9
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	10
1. 統計データからみる甲佐町の現状.....	10
2. アンケート調査結果からみる甲佐町の現状.....	18
3. 甲佐町の地域福祉に関連する施策・事業の状況.....	47
第3章 計画の基本的な考え方	51
1. 基本理念.....	51
2. 施策の体系.....	52
3. 基本目標.....	53
第4章 施策の展開	54
基本目標1 地域福祉の意識とつながりづくり.....	55
基本目標2 地域福祉の担い手育成・支援.....	57
基本目標3 包括的な支援体制の構築.....	59
基本目標4 安心・安全な環境づくり.....	65
第5章 計画の推進	69
第2部 自殺対策推進計画	71
第3部 成年後見制度利用促進計画	87
資料編	105
用語解説	108

第1章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の背景

少子超高齢化の進行や家族形態の変化、情報化社会の進展など、社会は著しく変化しています。

地域や家庭においても、つながりの希薄化により地域や福祉への関心の低下がみられることから、不安や悩みを抱え、支援を必要としている人が地域に潜在化してしまうおそれがあります。

また、コロナ禍による地域住民などによる地域福祉活動やボランティア活動の自粛が増加しており、ますます社会的孤立の深刻化が浮き彫りとなっています。

このような中、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、全ての地域住民が役割を持ち、活躍できる「地域共生社会*」の実現とコロナ禍においてもつながりを途切れさせず、新たな様式による活動方法の検討が喫緊の課題となっています。

国においては、地域共生社会の実現に向けて、平成29年（2017年）に「地域包括ケアシステム*の強化のための介護保険等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法が一部改正されました（平成30年（2018年）4月施行）。

改正により、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進に向けて、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨の規定が明確にされ、地域福祉計画については、福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づけられることとなりました。また、策定に当たって盛り込むべき事項が追加され、策定ガイドラインが示されました。

さらに国の地域共生社会推進検討会で「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備が検討され、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（以下「令和2年改正社会福祉法」という。）においては、重層的支援体制整備事業*が創設され令和3年（2021年）4月1日に施行されました。

本町では、平成17年（2005年）3月に「地域ぐるみの福祉」を推進するための指針として、「ささえ愛、はげまし愛、みまもり愛 共に生きるまちづくり」を基本理念とした「甲佐町地域福祉計画」を策定し、取組を進めてきました。平成24年（2012年）3月には、「甲佐町地域福祉計画」の基本理念を継承した「第2期甲佐町地域福祉計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、平成29年（2017年）3月には、「第3期甲佐町地域福祉計画」（以下、「第3期計画」という。）を策定し、地域福祉の推進に努めてまいりました。

第3期計画の策定後には、前述の社会福祉法の改正をはじめ、福祉に関する各種法制度の整備・施行が進み、地域福祉を取り巻く状況が大きく変化しています。

このような中、本町では第3期計画が令和3年度（2021年度）をもって終了することから、国の動向や本町の地域福祉を取り巻く現状と課題を踏まえ、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）を計画期間とする「第4期甲佐町地域福祉計画」（以下、「本計画」または「第4期計画」という。）を策定します。

「*」のある語句には、用語解説（108ページ～）があります。

2. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として、甲佐町の地域福祉の推進に関する事項をまとめた計画であり、「第7次甲佐町総合計画（基本構想・前期基本計画）」と整合性を考慮して策定しています。また、町の福祉関連計画（甲佐町高齢者福祉計画・介護保険事業計画、甲佐町障がい者計画、甲佐町障がい者（児）福祉計画、甲佐町子ども・子育て支援事業計画など）との整合性を図りつつ、各計画を横断して町の福祉において取り組むべき共通の考え方を明らかにします。

社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。

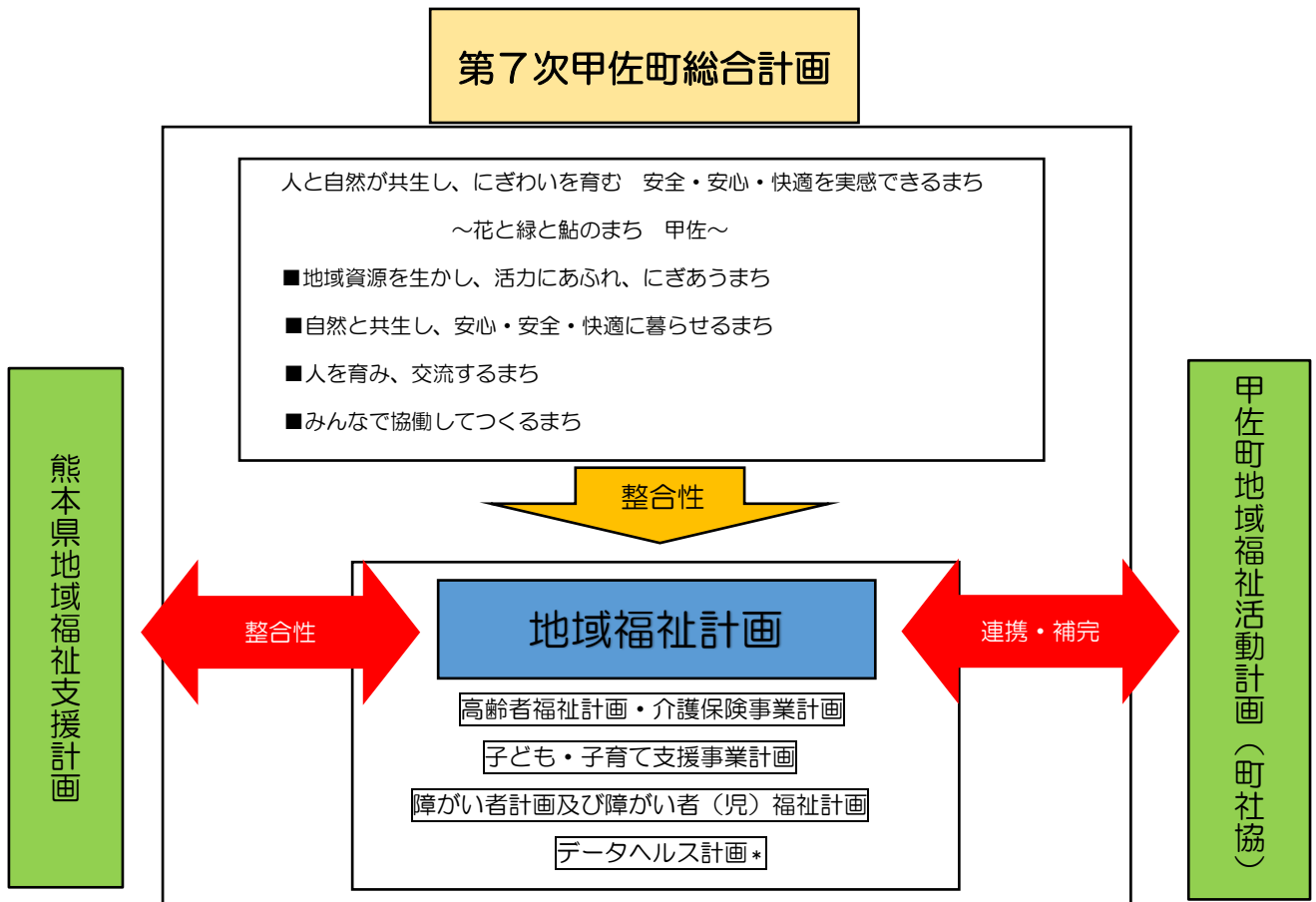
2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）を目標年度とする5か年計画とします。

なお、社会情勢の変化や関連諸計画との整合性を図りつつ、必要に応じて計画の見直しを行います。

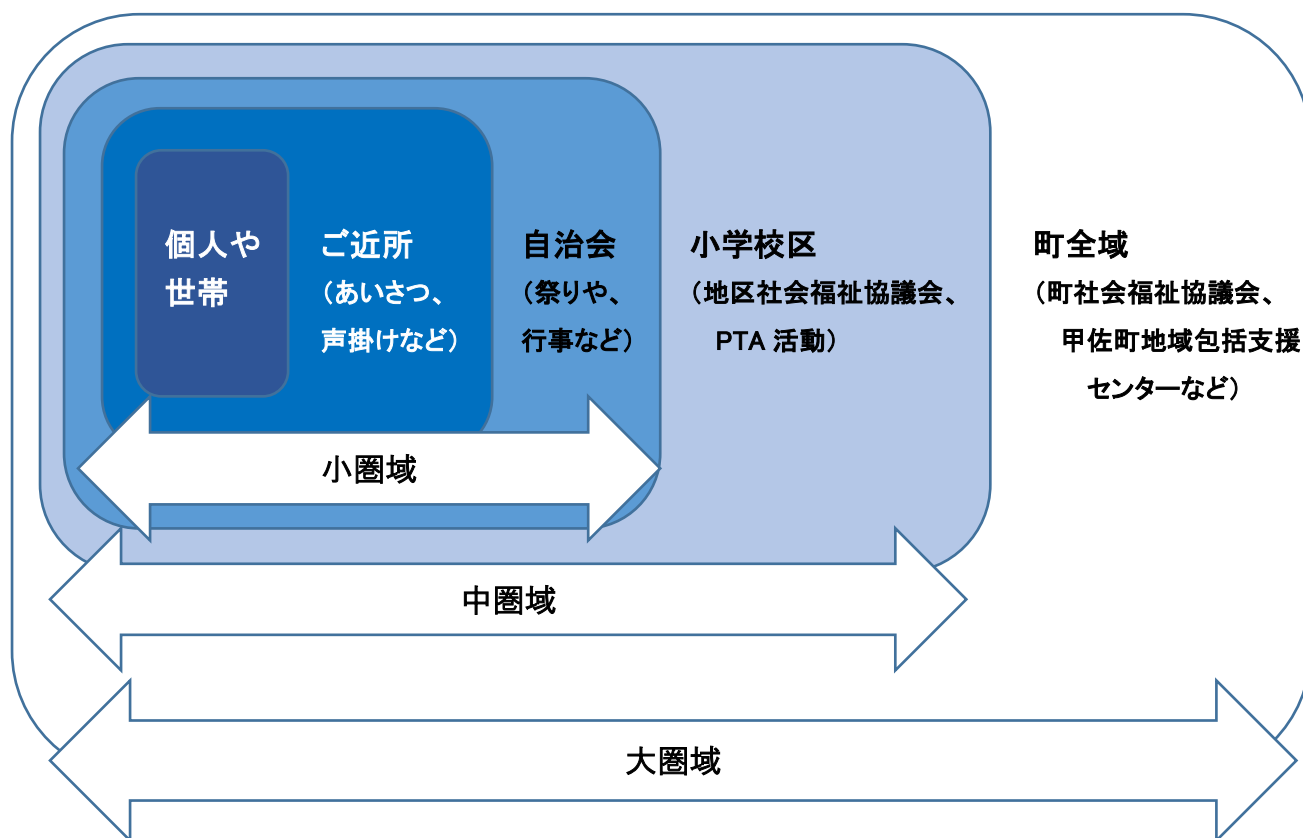
【関連する計画の計画期間】

計画名	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
総合計画	第6次甲佐町総合計画				第7次甲佐町総合計画（前期R3～7、後期R8～12）							
地域福祉計画	第3期				第4期				5期			
介護保険事業計画・高齢者福祉計画	6期	第7期		第8期		第9期		10期				
障がい者計画	3期	第4期				第5期						
障がい福祉計画	4期	第5期		第6期		第7期		8期				
子ども子育て支援事業計画	第1期		第2期				第3期					
データヘルス計画	1期	第2期				第3期						
地域福祉支援計画（熊本県）	第3期				第4期				第5期			
地域福祉活動計画（町社協）	第4次		第5次				第6次					

4. 地域のとらえ方

本計画における地域の考え方は、計画に包含される他の計画との整合や福祉以外の分野における団体などとの連携を図る観点から、「大圏域」（町全域）を示し、従来から住民参加による地域福祉の中心的推進役である地区社会福祉協議会、PTA活動などの活動区域を「中圏域」、防災や見守りなど地域に根ざした身近な活動区域を「小圏域」として活動地域をとらえることとします。

【地域のとらえ方イメージ】



【日常生活圏域別の状況(中圏域)】

日常生活圏域	世帯数	人口	65歳以上人口		高齢化率
				75歳以上人口	
宮内圏域	166	339	191	98	56.3%
甲佐圏域	1,604	3,689	1,481	806	40.1%
竜野圏域	758	1,917	678	372	35.4%
乙女圏域	1,070	2,614	1,014	511	38.8%
白旗圏域	753	1,839	691	393	37.6%
合計	4,351	10,398	4,055	2,180	39.0%

資料：住民基本台帳（令和3年3月末現在）

5. 計画の推進及び進行管理・評価

(1) 住民、事業者、行政の協働*による地域福祉の推進

地域福祉の推進には協働のまちづくりが重要です。そのために、住民、自治会、民生委員・児童委員*、地域福祉推進員*、福祉事業所、ボランティア団体、NPO法人*、地区社会福祉協議会、町社会福祉協議会などの地域福祉の担い手をはじめ、農協、生協や民間企業などと行政が一体となり、取り組むことのできるネットワークづくりを推進します。

さらに、地域福祉を推進するため、住民ニーズや地域福祉の現状把握に努めるとともに、地域住民などの意見を反映しながら、計画の着実な推進を図ります。

主体	主な役割・取組
個人や世帯、ご近所	あいさつ、見守り、地域活動への参加 など
自治会	見守り、居場所づくり、環境美化、防災、防犯、行事や祭り など
地域における各種団体 (地区社会福祉協議会、 ボランティア、NPOなど)	各種団体による様々な地域福祉活動 各種団体との連携、地域の課題を共有 など
福祉関連事業所や専門機関	専門機能を活かした地域での福祉活動の展開 各種団体や地域住民と連携 など
民生委員・児童委員	各種団体や地域住民と連携した福祉活動の展開 福祉サービスの情報提供や生活相談・助言 など
地域福祉推進員	地域での見守り、声掛け活動、福祉活動への参画・協力 自治会長や民生委員・児童委員などとの連携 など
甲佐町社会福祉協議会	地域福祉活動の実践、サロン活動*、見守りネットワーク活動などの 推進・調整役 地域福祉活動計画の推進・調整役 社会福祉事業の企画・実施、参加への支援 など
甲佐町	甲佐町地域福祉計画の推進・調整役 町社会福祉協議会の活動を支援 各種団体の支援、関係機関との連携 など

(2) 計画の進行管理・評価

本計画の推進は、各分野の横断的な連携が必要なことから、総合計画や各関連計画に照らし合わせ、適切な事業展開が行われているか、その進行管理に努めます。

また、計画に基づく事業の調査、分析及び評価を行い、必要性があると認めるときは、当該計画を変更するものとします。

6. コロナ時代における地域福祉

(1) コロナ時代における地域福祉

新型コロナウイルスの世界における感染者数は、令和3年(2021年)10月末現在で2億4600万人以上、死亡者数は500万人を超え、日本においても感染者数は172万人以上、死亡者数も18,000人以上となっており、全世界において猛威を振るっています。

これによりもたらされる影響は、直接的な病気のことはもちろん、時短営業や外出などの自粛によって、観光や飲食業などの様々な業種が経済的な影響を受け、それは雇用や労働条件の悪化にそのままつながり、明日の生活すらままならない人が多数生まれる事態となりました。

わたしたちは現在、3密を避けることやマスクの着用、手指消毒などの徹底をはじめとした「新しい生活様式」を実践しています。どれもこれもこれまででは考えられなかったことで、コロナ禍はわたしたちの生活を大きく変えてしまいました。まさに「今まで当たり前だったこと」が「当たり前でなくなる」という象徴的な出来事となりました。

福祉とは住民一人ひとりの「暮らし」に直結するものです。つまり、地域福祉を推進するためには、with コロナという概念を抜きにしては語ることはできないと考えますし、これからの5年間を考えていく本計画においてもその取組の推進には新しい生活様式に沿って行っていく必要があります。

地域共生社会の実現によりもたらされるセーフティネットの強化は、平時だけでなくこのような非常時にこそ役立つものであると言えます。お互いがつながりを強化して支え合うことで、困難な時代を乗り越えていきたいと考えています。

(2) コロナ禍での支え合いと新たな活動様式

コロナ禍においては、地域における活動についても、今までのように住民が集うことが出来なくなりました。しかし、こんな時代だからこそ求められる新たな活動をしようという思いが地域で芽生え始めています。これからも地域で創意工夫し、活動していただけるような支援に取り組みます。

また、新型コロナウイルスの怖さは、「病気」「不安」「差別」の3つの顔がつながり、生活に影響を及ぼすとされています。(日本赤十字社「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう!～負のスパイラルを断ち切るために～」より)

つまり、「病気」が「不安」を呼び、「不安」が「差別」を生み、「差別」がさらなる「病気」の拡散につながっていくということです。この負のスパイラルを、全国社会福祉協議会が進める「健康」「安心」「共生」というプラスのスパイラルに変えるべく、甲佐町でも福祉の取組を推進します。

7. SDGs を踏まえた計画の推進

SDGs（エス・ディ・ジーズ）は、持続できるというSustainable（サステイナブル）のS、開発というDevelopment（ディベロップメント）のD、目標であるGoalの複数形Goals（ゴールズ）のGとsの略語であり、日本語訳として「持続可能な開発目標」とされています。

このSDGsは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際社会の共通目標で、持続可能な世界を実現するために、17の大きな目標と169の達成基準及び232の指標から構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓い、先進国と発展途上国が一丸となって取り組んでいます。

我が国においても、平成28年（2016年）に「持続可能な開発目標実施指針」を策定し、持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指し、取組を進めています。

本町では、「第4期地域福祉計画」の各種施策がSDGsの推進につながるものと考え、SDGsの視点を取り入れ、基本理念、基本目標の達成に向けた、各種施策を推進します。



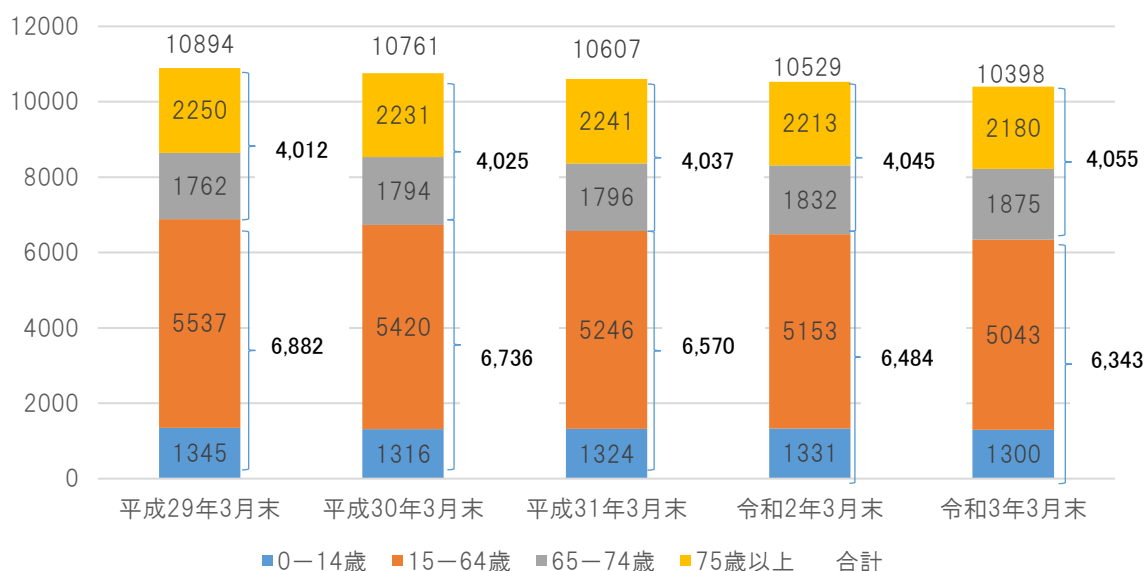
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 統計データからみる甲佐町の現状

(1) 総人口の推移

- 令和3年3月末時点における本町の総人口は10,398人となっており、平成29年3月末時点と比較すると496人減少しています。また、今後の人口推計では人口は減少を続け、令和42年には現人口の半分以下になる推計です。
- 年少人口（0-14歳）と生産年齢人口（15-64歳）が年々減少している一方で、高齢者人口（65歳以上）は微増を続けており、令和7年以降は高齢化率が40%を超えることが見込まれます。

総人口と年齢4区分別人口推移

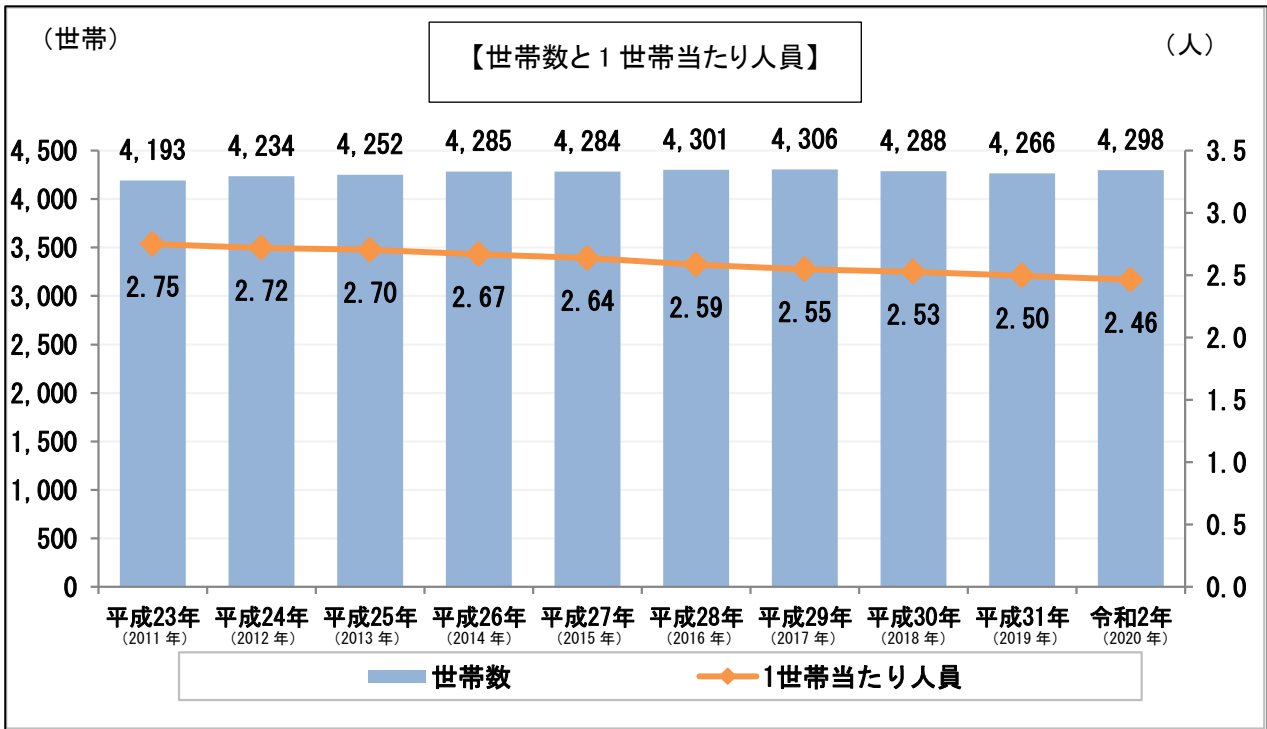


資料:住民基本台帳

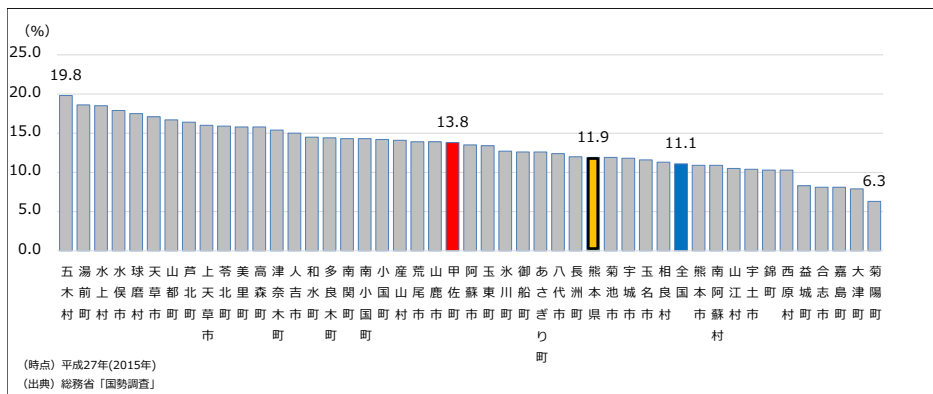
本町では、すでに後期高齢者人口は減少傾向となっている一方で、高齢化による「医療と介護の両方を必要とする人の増加」や「認知症高齢者の増加」、「担い手不足」など、高齢化の進展が著しい市町村ならではの課題が出てきています。また、核家族化や町外・県外への人口の流出が進むと、地域のつながりも希薄化していく傾向にあります。

(2) 世帯の状況

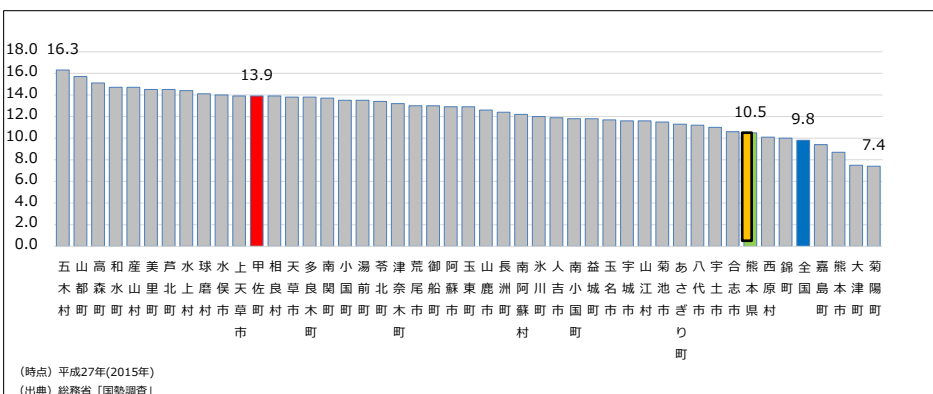
- 人口が減少する一方で一般世帯数は微増傾向であり、一世帯あたりの人員数が減少しています。
- 高齢者の世帯の状況では、「高齢独居世帯の割合」、「高齢夫婦世帯の割合」のそれぞれにおいて、国・県の割合を上回っています。



【高齢独居世帯の割合】

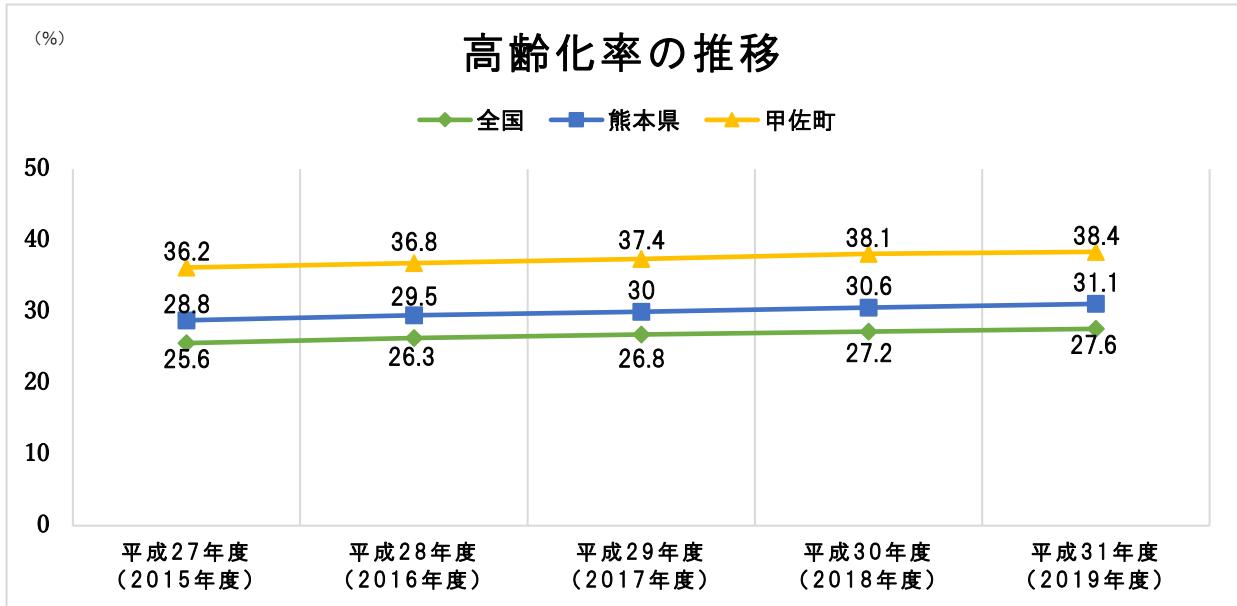


【高齢夫婦世帯の割合】



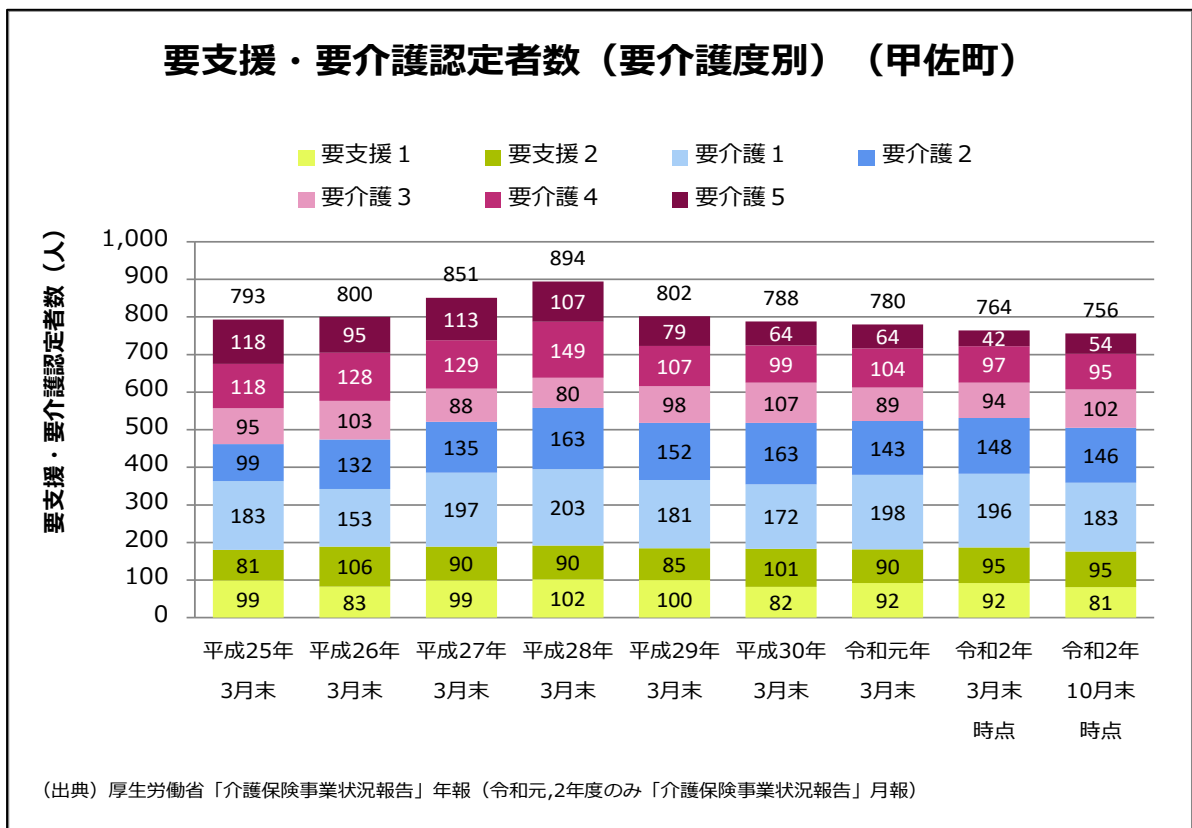
(3) 高齢者の状況

- 高齢化率は年々上昇しており、全国、熊本県を上回っています。
- 要介護認定者の推移では、平成25年の793人から、平成28年まで増加していますが、平成29年からはやや減少しており、令和2年は756人となっています。



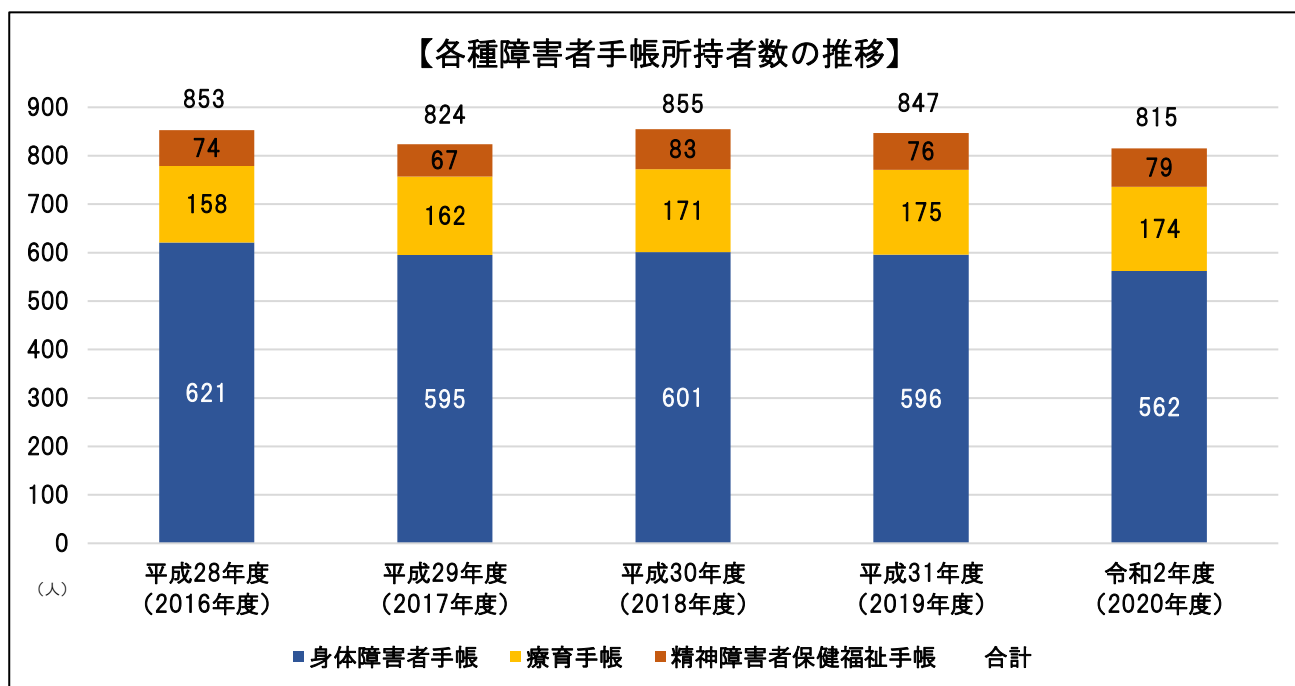
資料：総務省 住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）

【要介護認定者数の推移】



(4) 障がいのある人の状況

- 身体障害者手帳所持者は減少傾向、精神障害者保健福祉手帳所持者、療育手帳所持者は増加傾向にあります。



① 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者の障がい部位別にみると、肢体不自由の方が大半を占めています。突然の事故・病により手帳を取得する方もいれば、高齢化に伴い疾病を発症する方など様々です。また、心臓疾患の方も多くみられます。

② 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者では、B2が59人と最も多く、次いでB1が50人、A1が36人、A2が29人となっています。

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は、2級が最も高く、全体の約56%を占めています。

※療育手帳について

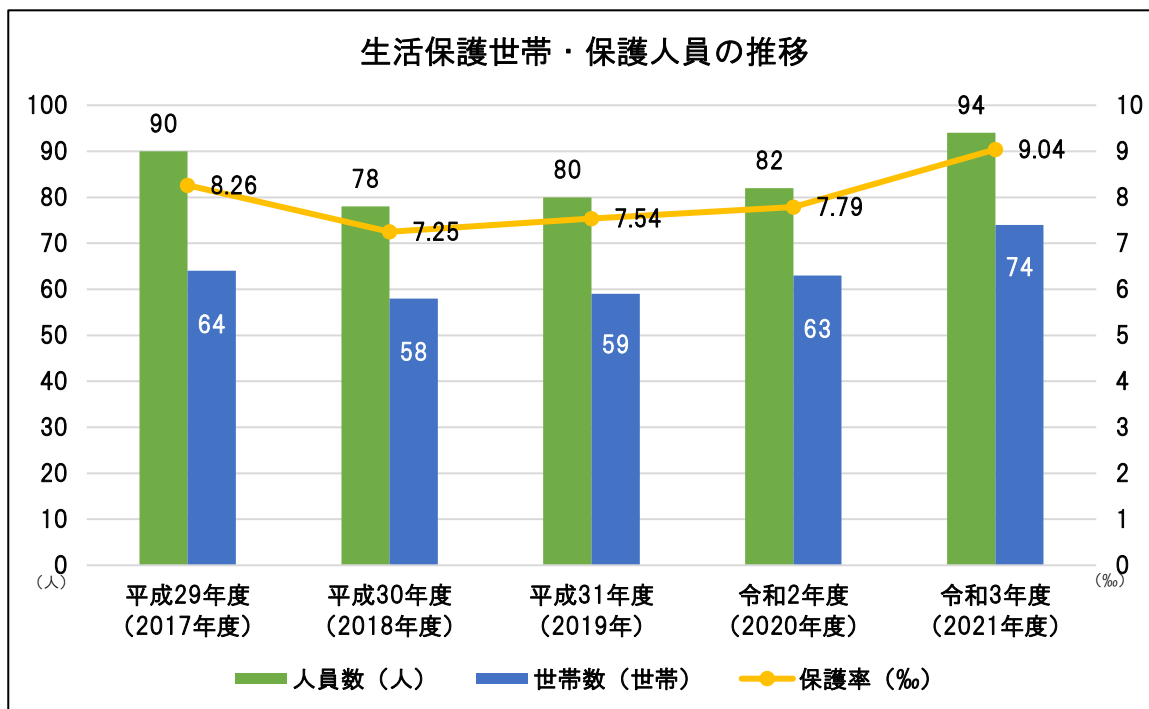
知的障がいの定義	「知的障がい」とは、一般的知的機能が明らかに平均よりも低く、同時に適応行動に障がいを伴う状態で、それが概ね18歳までに現れるものを指します。
障がいの程度	A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)、B2(軽度)

※精神障害者保健福祉手帳について

精神障がいの定義	「精神障がい」とは、精神疾患のため精神機能の障がいが生じ、日常生活や社会参加に困難をきたしている状態を指します。
障がいの程度	1級・・・精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度 2級・・・精神障害であって、日常生活が著しい制限を加えることを必要とする程度 3級・・・精神障害であって、日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度

(5) 生活保護の状況

- 生活保護世帯数、生活保護人員は、平成28年熊本地震で被災し、支援金などの収入増などの理由により減少傾向でしたが、近年増加傾向となっています。

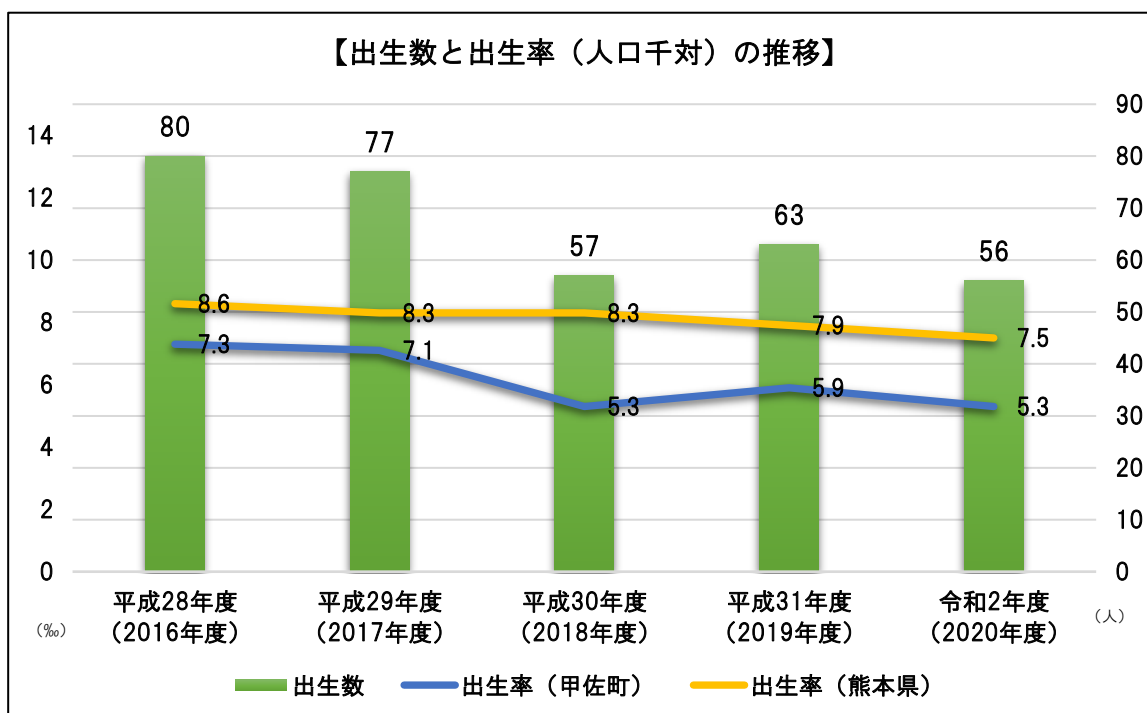


※各年度4月1日時点

保護率は住民基本台帳人口に対する割合

(6) 子どもの状況

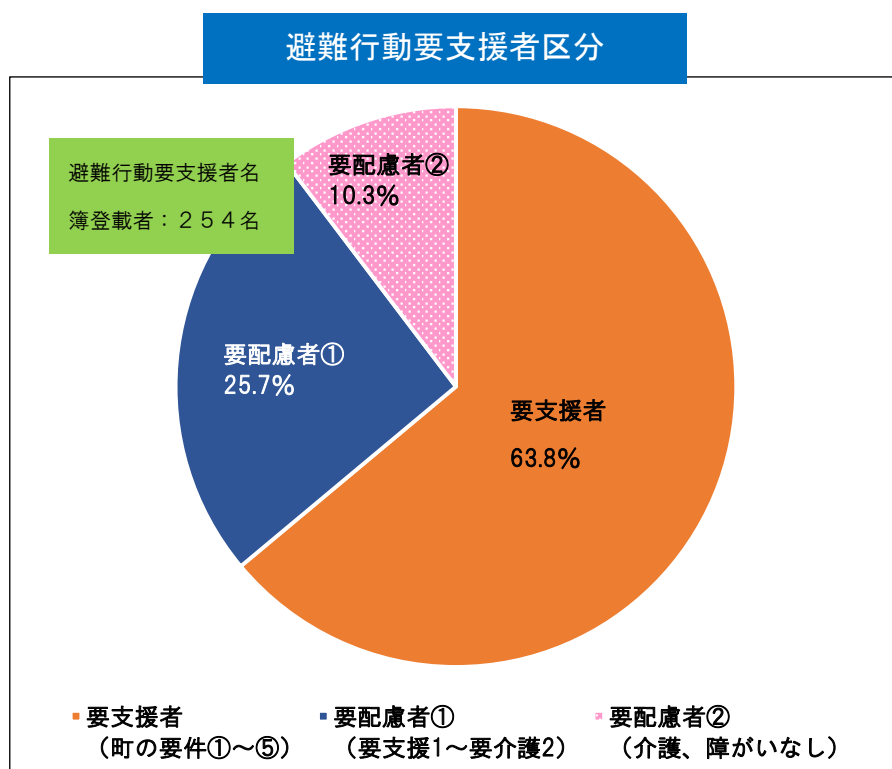
- 出生数と出生率(人口千対)は、平成28年度(2016年度)から令和2年度(2020年度)にかけて減少しています。



(7) 防災の状況

- 避難行動要支援者*名簿登録者数は微増で推移しています。今後は居宅介護支援事業所や相談支援事業所などの連携を強化していくため、名簿登録者数は増加する見込みです。
- 自主防災組織*数は令和2年度(2020年度)から47団体(組織率100%)となっています。

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
避難行動要支援者名簿登録者数(人)	209	253	244	245	254
個別避難計画作成率(%)	—	—	60.4	71.0	100.0
自主防災組織への名簿提供に関する協定締結率(%)	—	—	57.7	95.6	100.0



○避難行動要支援者対象者【甲佐町の対象要件】

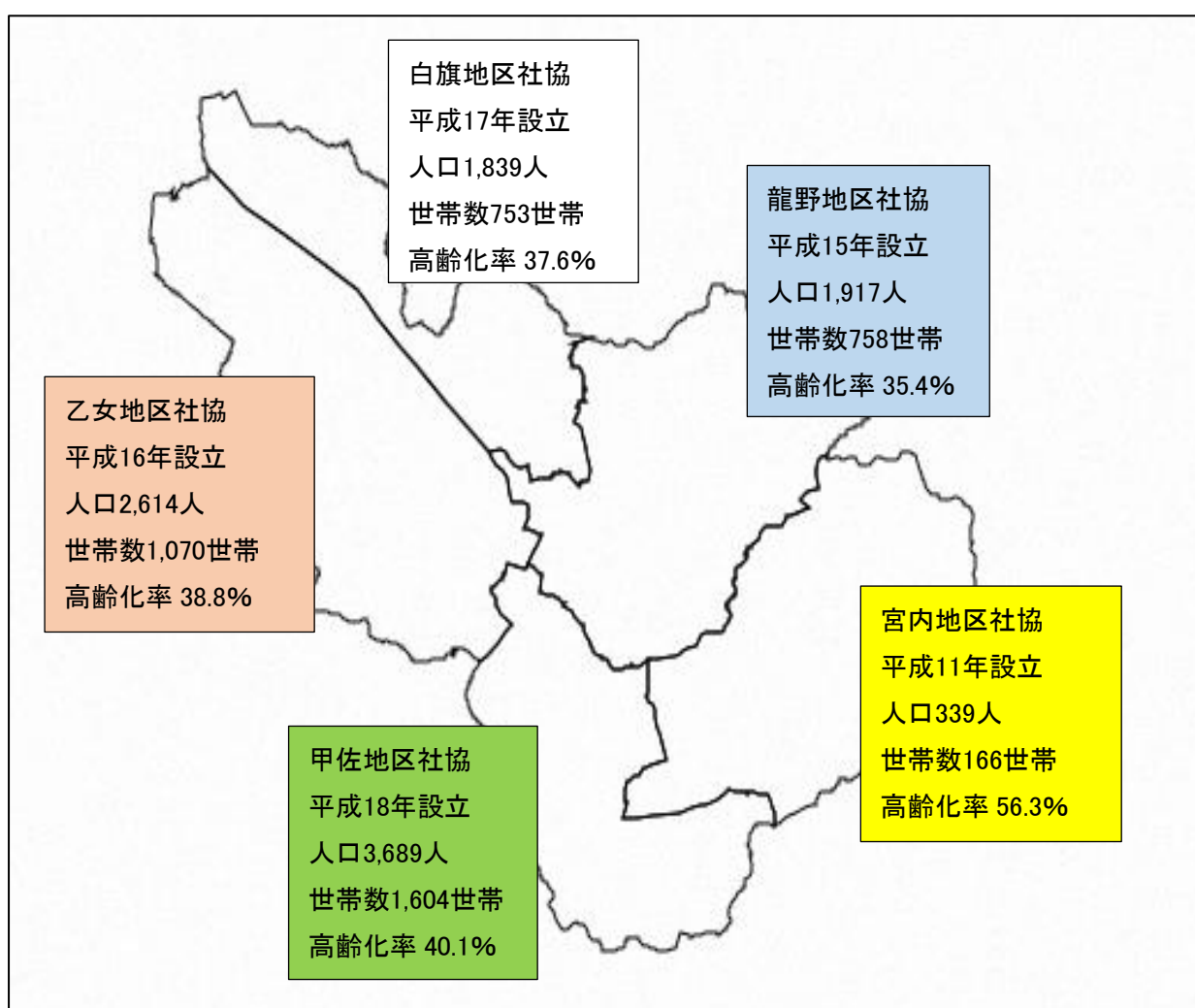
生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

- ①要介護度認定3～5を受けている者
- ②身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障がい者(心臓、じん臓機能障害のみでの該当者除く)
- ③療育手帳Aを所持する者 ④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤町の生活支援を受けている難病患者 ⑥上記以外で行政区等が支援の必要を認めた者

(8) 地区社会福祉協議会の状況

- 地区社会福祉協議会は、住民参加による地域福祉の中心的推進役です。
- 地区社会福祉協議会地区別に人口を見ると、甲佐地区が3,689人で最も多く、乙女地区が2,614人、竜野地区が1,917人と続いています。
- 平成11年の宮内地区社協が発足して以降、合わせて5地区の地区社協が設立されています。地区それぞれに交流活動や各種研修などを行っています。
- 甲佐町全体を通して、高齢化が進行している状況ですが、地区ごとの違いも様々です。宮内地区は高齢化の進展が著しく約2人に1人は高齢者という状況ですが、新興住宅地がある竜野地区の高齢化率は35.4%と比較的低い水準となっており、地区ごとの違いは鮮明になっているといえます。

(人口、世帯数、高齢化率はいずれも令和3年3月31日時点)



(9)地域活動の担い手の状況

- 地域活動の担い手の状況を見ると、老人クラブ会員数は年々減少しています。
- 認知症サポーター*養成数については、平成28年度(2016年度)から令和2年度(2020年度)にかけて約1.4倍弱増加しています。
- 地域の集い*団体数については、年々増加しています。

		平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
民生委員・ 児童委員	委員数(人)	33	33	33	33	33
地域福祉 推進員	員数(人)	50	50	50	50	50
老人クラブ	団体数	37	37	37	35	35
	会員数(人)	1,475	1,465	1,410	1,407	1,351
シルバー ヘルパー* 登録者数	登録者数 (人)	653	653	581	373	419
認知症 サポーター	サポーター 人数(人)	1,235	1,481	1,612	1,665	1,686
自治会	自治会数	50	50	50	50	50
子ども会	団体数	35	35	35	35	34
	加入者数 (人)	1,083	1,138	1,047	1,056	990
地域の集い	団体数	10	18	24	26	30
ボランティア	登録団体数	-	-	10	10	10
	登録人数 (人)	-	-	292	292	292
地域の縁が わづくり取 組団体*	団体数	8	8	8	8	8
子ども食堂 *	団体数	0	0	0	1	1
認知症カフェ *	団体数	0	2	2	2	2

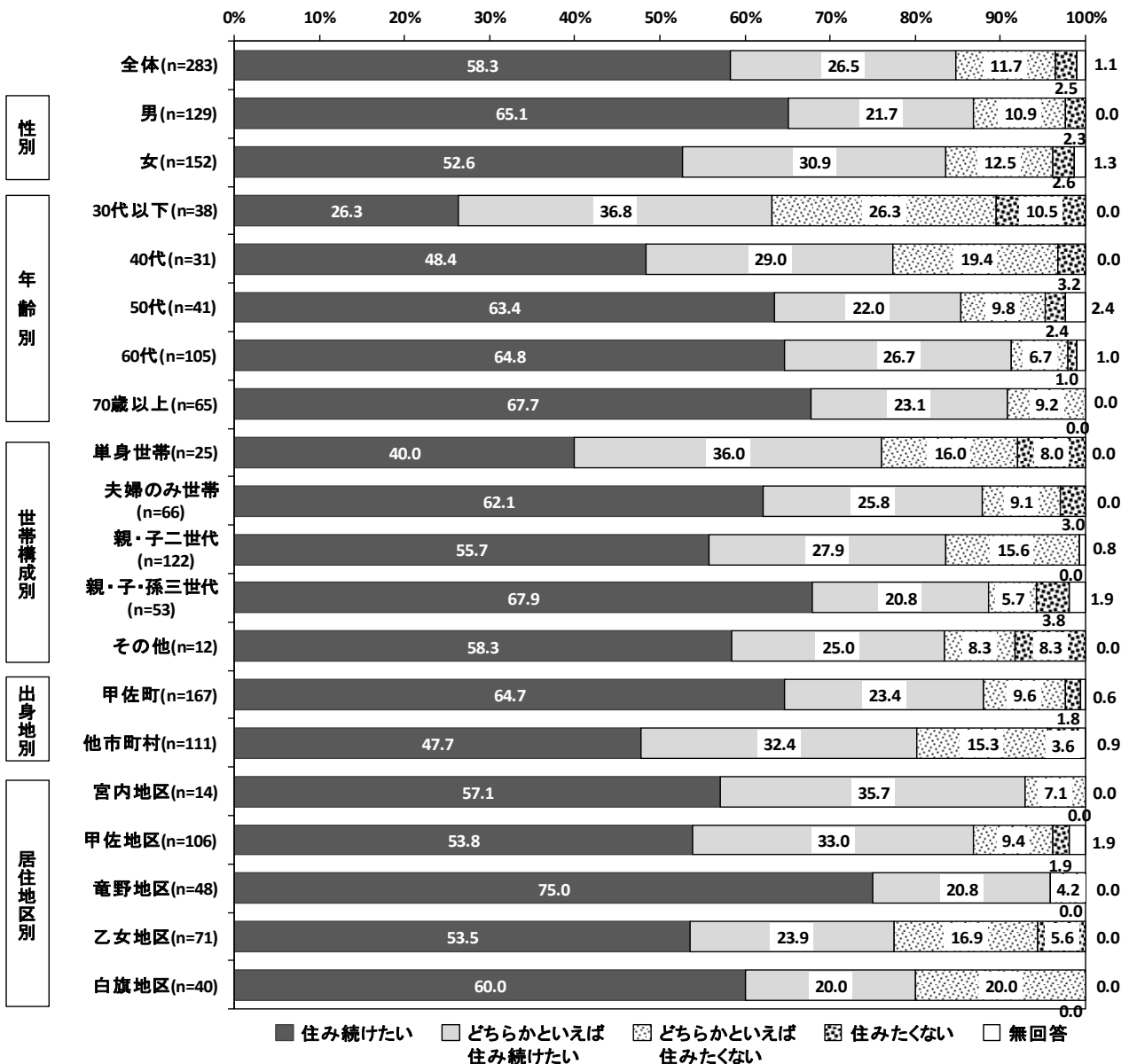
2. アンケート調査結果からみる甲佐町の現状

※第7次甲佐町総合計画策定のための住民アンケート調査より【回答者数:283人、回答率:28.3%】
 (住基システムより1000名を無作為抽出)

(1) 地域における暮らしについて

○居住意向

問1 あなたは、これからも甲佐町に住み続けたいと思いますか。(1つに○印)

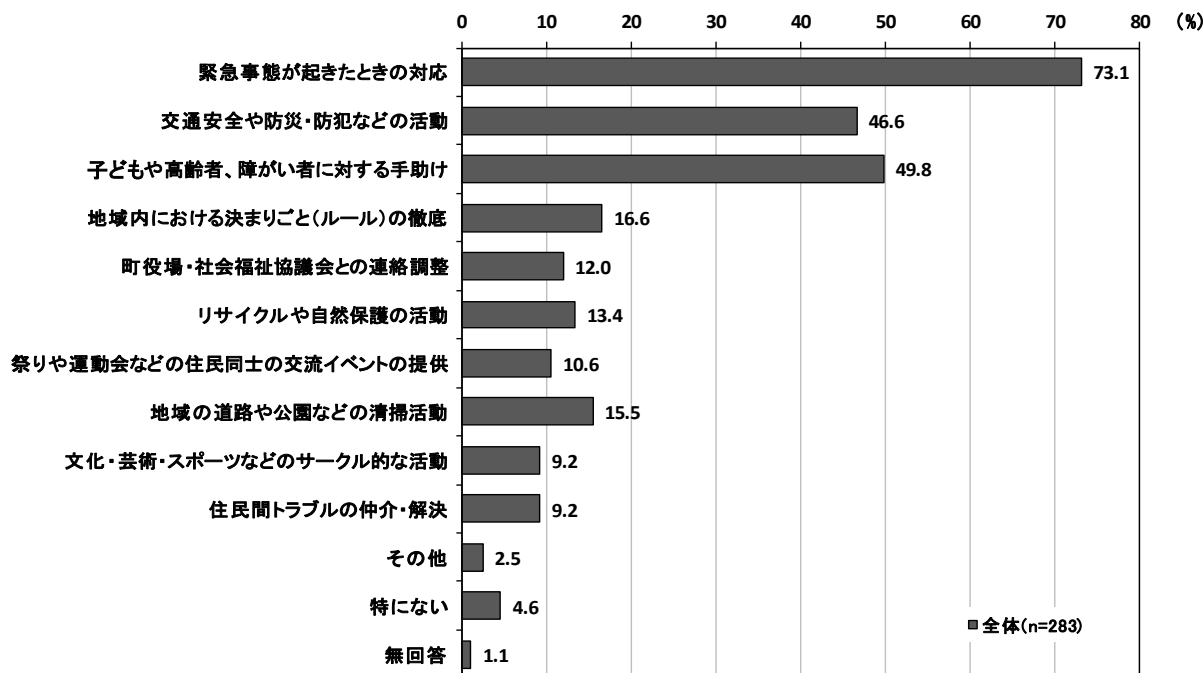


「住み続けたい」が、58.3%で、「どちらかといえば住み続けたい」の26.5%を合わせると84.8%の方が住み続けたいと回答しています。

「住み続けたくない」という人に、その理由を尋ねたところ、「日常の買い物が不便だから」や「道路事情や交通の便が悪いから」が多くあげられています。

○地区にある組織や団体の活動に対する期待

問2 あなたが住んでいる地区のなかで安心して暮らしていくには、地区にある組織や団体に対してどのような活動を期待していますか。(3つまで○印)



地区のなかで安心して暮らしていくために、地区にある組織や団体に期待する活動としては、「緊急事態が起きたときの対応」が圧倒的に多く、次いで「子どもや高齢者、障がい者に対する手助け」や「交通安全や防災・防犯などの活動」を半数弱があげています。

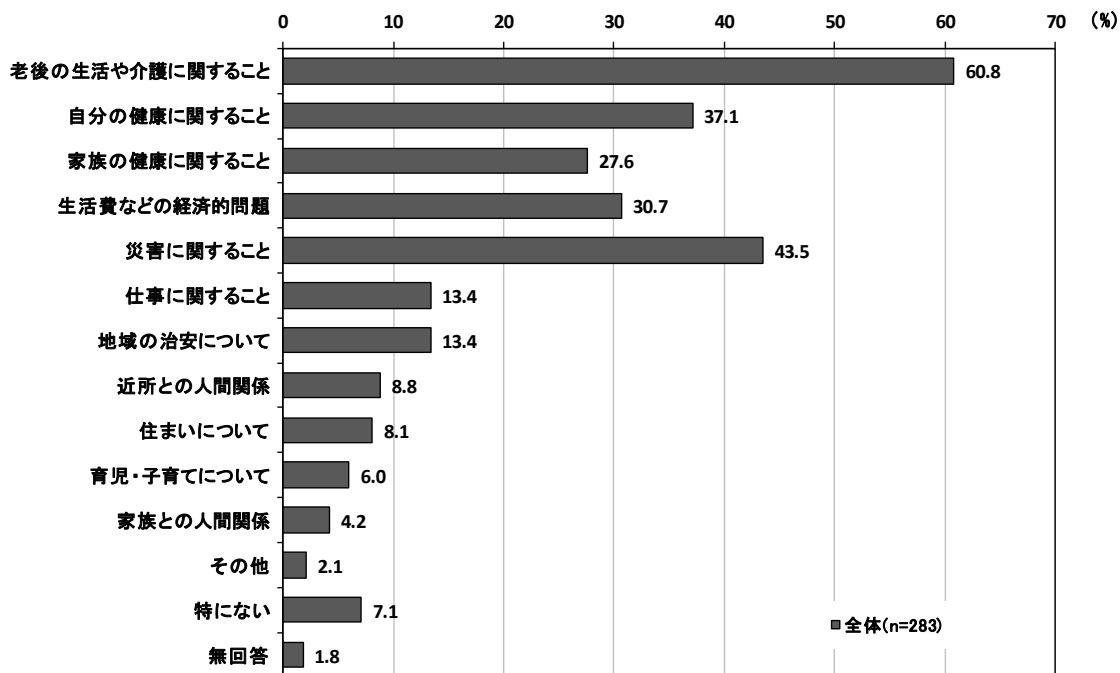
・緊急事態が起きたときの対応	73.1%
・子どもや高齢者、障がい者に対する手助け	49.8%
・交通安全や防災・防犯などの活動	46.6%

【属性別特徴】

- 各属性別にみても、「緊急事態が起きたときの対応」、「子どもや高齢者、障がい者に対する手助け」、「交通安全や防災・防犯などの活動」の3つが多い点は共通していますが、世帯構成別にみると、単身世帯で「住民間トラブルの仲介・解決」(20.0%)、居住地区別にみると乙女地区が、「地域の道路や公園などの清掃活動」(22.5%)が多くなっている点が注目されます。

○暮らしの中での悩みや不安

問3 あなたはふだんの暮らしのなかで、どのような悩みや不安を感じていますか。(あてはまるものに○印)



ふだんの暮らしのなかで、感じている悩みや不安としては、「老後の生活や介護に関すること」が最も多くなっています。

- ・老後の生活や介護に関すること..... 60.8%
- ・災害に関すること..... 43.5%
- ・自分の健康に関すること..... 37.1%
- ・生活費などの経済的問題..... 30.7%
- ・家族の健康に関すること..... 27.6%

【属性別特徴】

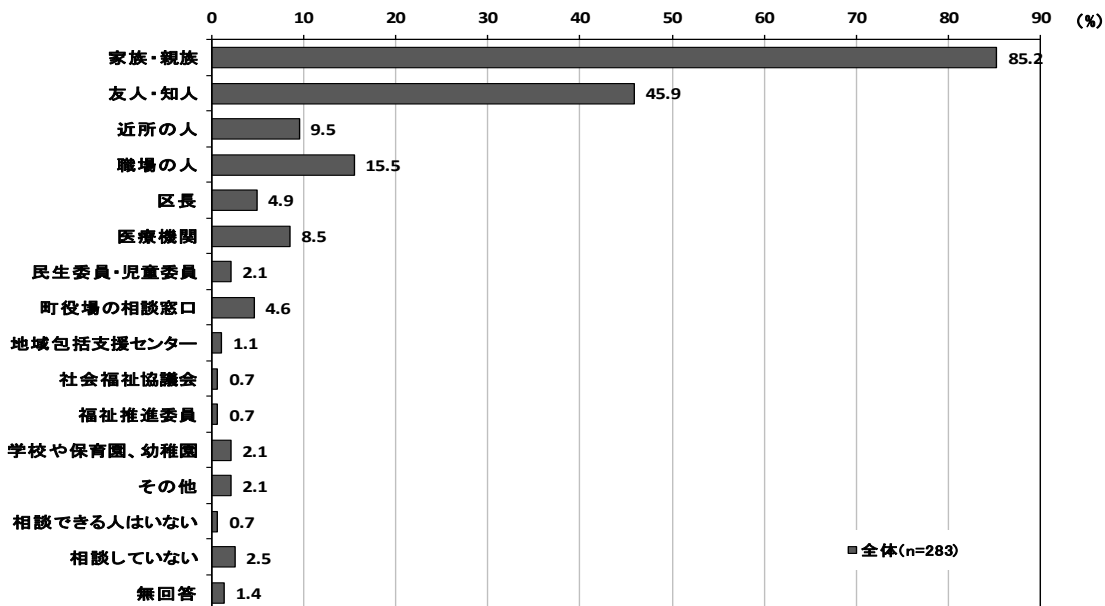
年齢別にみると、50代以下では「老後の生活や介護に関すること」は半数を下回っていますが、60代で66.7%、70歳以上では73.8%と多くなっています。また、70歳以上では「自分の健康に関すること」も約半数があげています。

40代では「地域の治安について」(32.3%)や「育児・子育てについて」(25.8%)が他の年齢層よりも多くなっています。

世帯構成別にみると、単身世帯では「災害に関すること」(56.0%)が最も多くなっています。

○困った時の相談相手

問4 あなたは困ったことがあるとき、誰に相談していますか。(あてはまるものに○印)



困ったことがあるときの相談相手としては、「家族・親族」が圧倒的に多く、次いで「友人・知人」となっています。

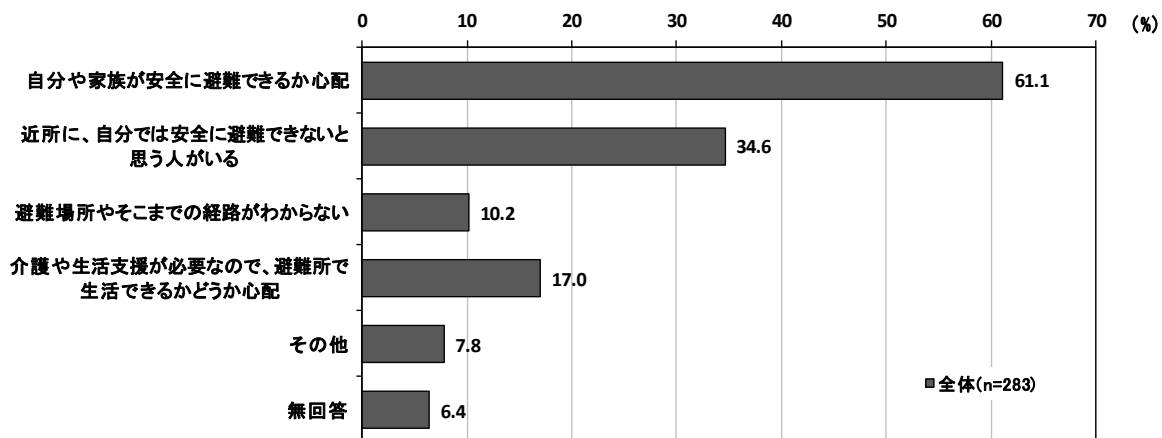
・家族・親族	85.2%
・友人・知人	45.9%
・職場の人	15.5%

【属性別特徴】

- 年齢別にみると、「職場の人」が40代では38.7%、50代では29.3%、30代以下では28.9%と多くなっています。

○地震や風水害などの災害時の安全な避難などで気になること

問5 地震や風水害などの災害時に、誰もが安全に避難などができるようにしていくうえで、あなたが気になることがありますか。(あてはまるものに○印)



地震や風水害などの災害時に、誰もが安全に避難などができるようにしていくうえで、気になることとしては、「自分や家族が安全に避難できるか心配」が特に多く、次いで「近所に、自分では安全に避難できないと思う人がいる」となっています。

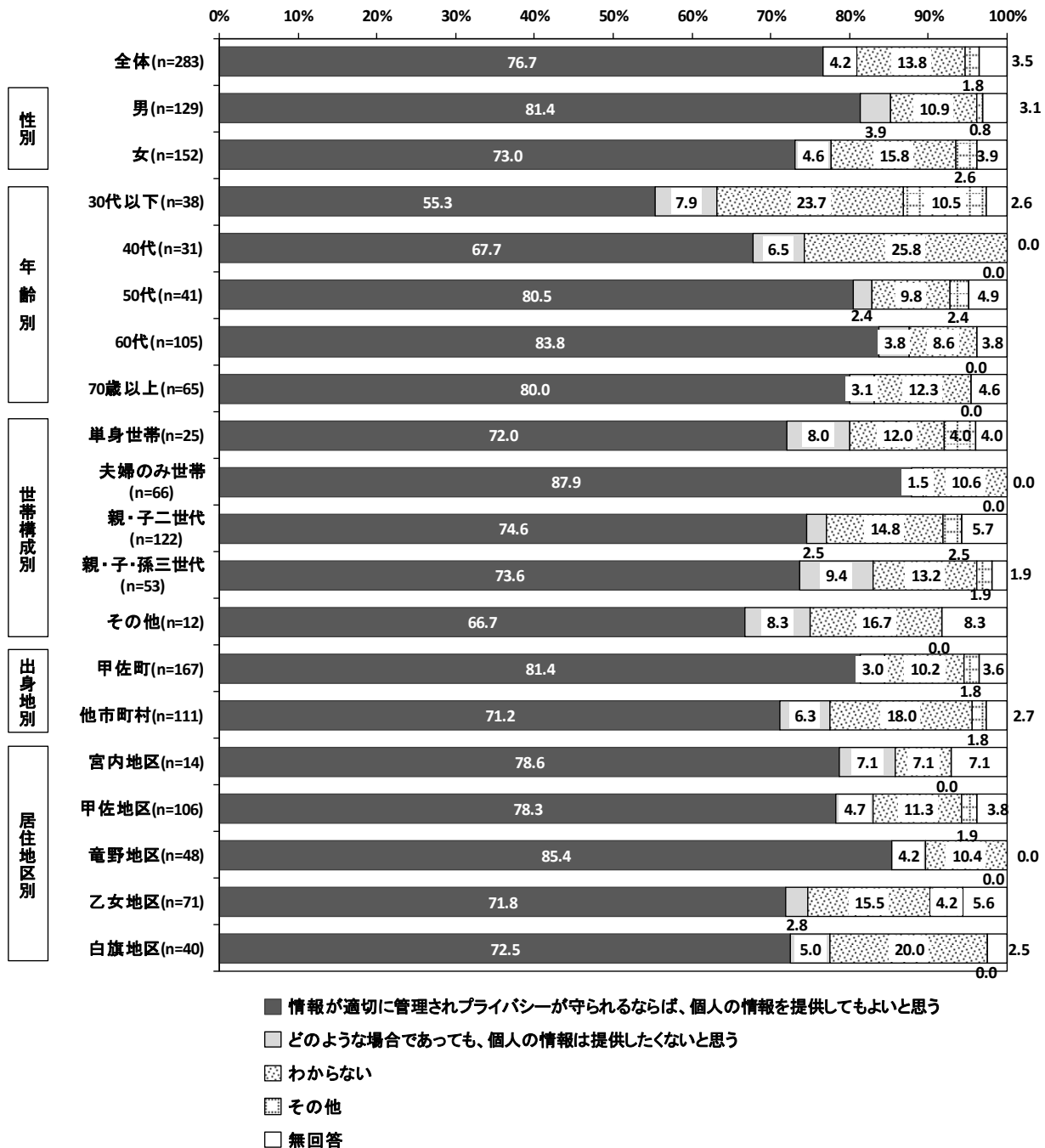
・自分や家族が安全に避難できるか心配…………… 61.1%
 ・近所に、自分では安全に避難できないと思う人がいる…………… 34.6%

【属性別特徴】

- 性別にみると、男では「近所に、自分では安全に避難できないと思う人がいる」が 42.6% (女 27.0%) と多くなっています。
- 年齢別にみると、30代以下では「自分や家族が安全に避難できるか心配」が 76.3% と特に多くなっています。

○支援が必要な人の情報などを地域で共有することについて

問6 災害時に誰もが安全に避難などができるよう地域で支えあうために、支援が必要な人の情報などを地域で共有することについて、あなたはどのように思いますか。(1つに○印)



災害時に誰もが安全に避難などができるよう地域で支えあうために、支援が必要な人の情報などを地域で共有することについては、「情報が適切に管理されプライバシーが守られるならば、個人の情報を提供してもよいと思う」が76.7%と圧倒的に多くなっています。

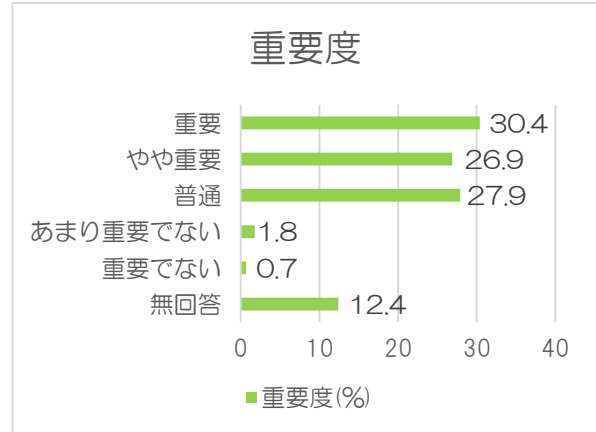
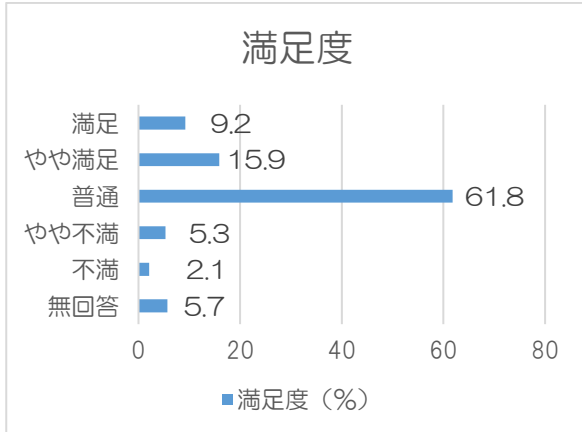
【属性別特徴】

- 年齢別にみると、30代以下では「情報が適切に管理されプライバシーが守られるならば、個人の情報を提供してもよいと思う」が55.3%と、半数強にとどまっています。

(2)各福祉施策などに対する満足度・重要度について

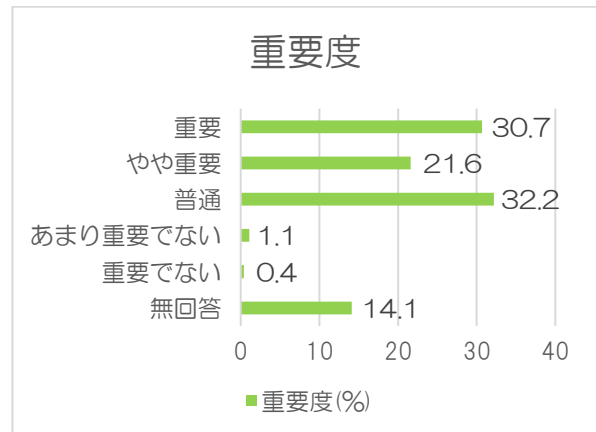
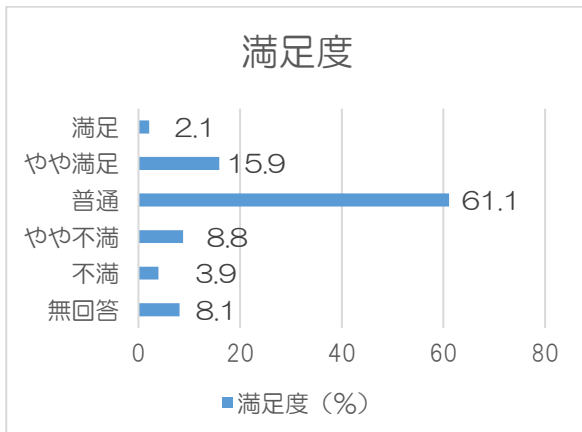
①保育園の充実について

全体的に普通以上が多いが7.4%が不満と感じています。事業の重要度はほとんどが重要と感じています。満足度について満足・やや満足と答えた方は、5年前の調査より2.6ポイント増加しています。



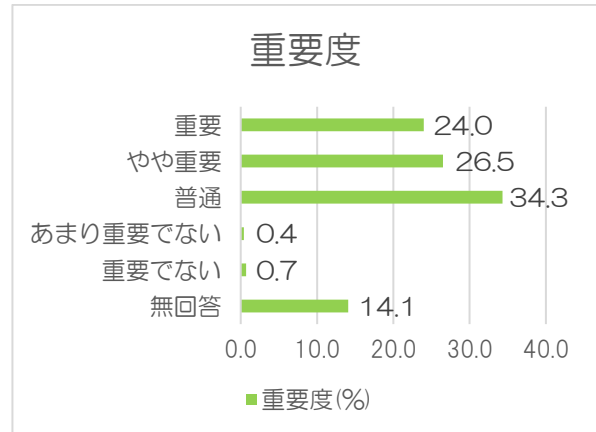
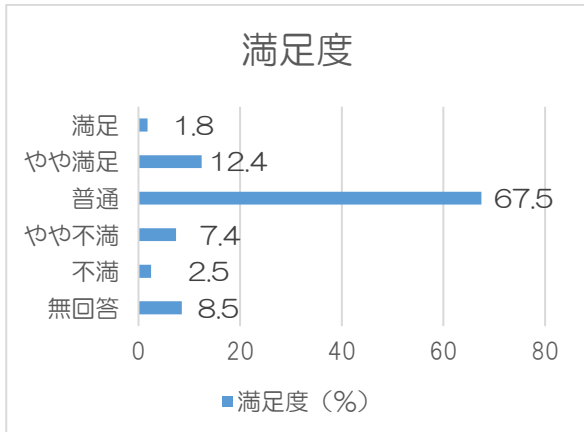
②子育て支援サービスについて

全体的に普通以上が多いが12.7%が不満と感じています。事業の重要度はほとんどが重要と感じています。満足度について満足・やや満足と答えた方は、5年前の調査より4.5ポイント増加しています。



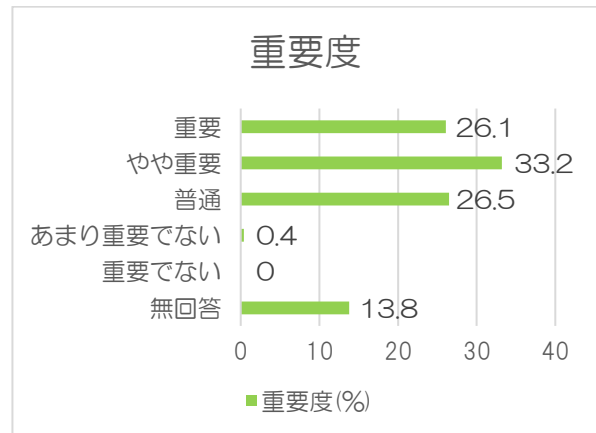
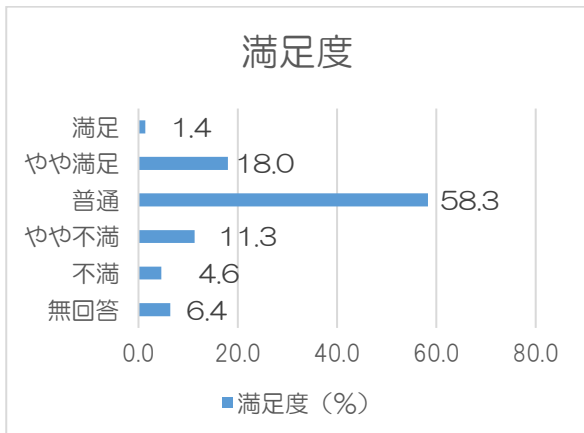
③児童・ひとり親福祉サービスについて

全体的に普通以上が多いが、9.9%が不満と感じています。重要度は、ほとんどが重要と感じています。満足度について満足・やや満足と答えた方は、5年前の調査より1.2ポイント増加しています。



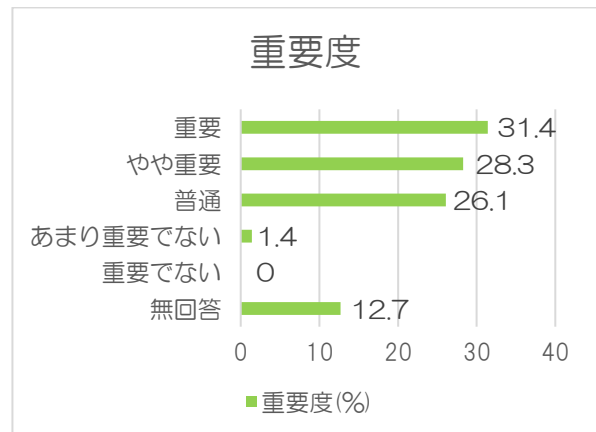
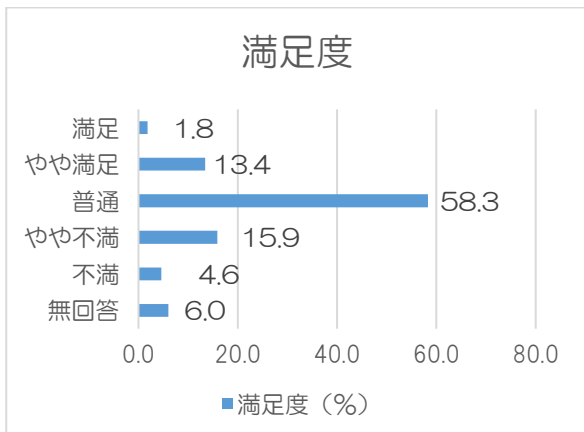
④高齢者に対するサービスの充実について

全体的に普通以上が多いが 15.9%が不満と感じています。事業の重要度はほとんどが重要と感じています。満足度について満足・やや満足と答えた方は、5年前の調査より0.8ポイント増加しています。



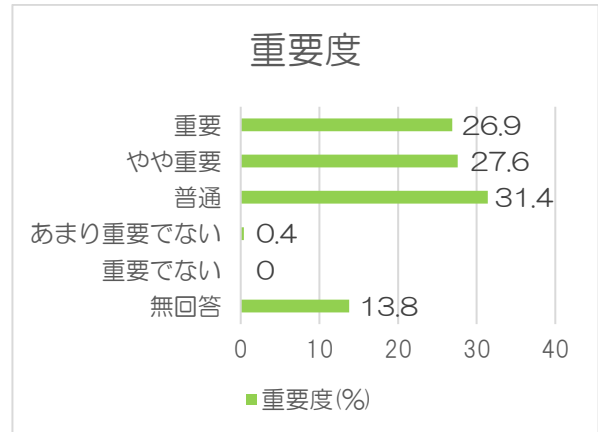
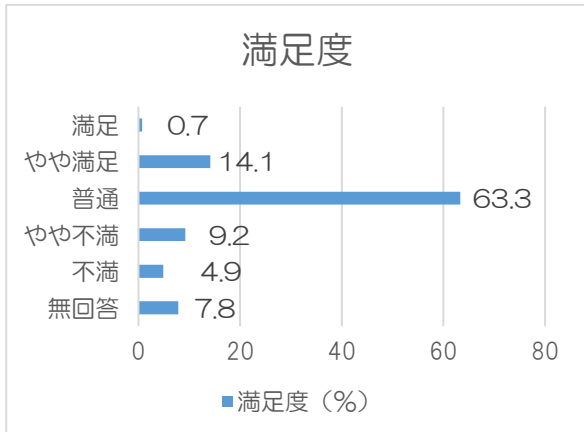
⑤健康保険・介護保険サービスについて

全体的に普通以上が多いが 20.5%が不満と感じています。事業の重要度はほとんどが重要と感じています。満足度について満足・やや満足と答えた方は、5年前の調査より2.0ポイント増加しています。



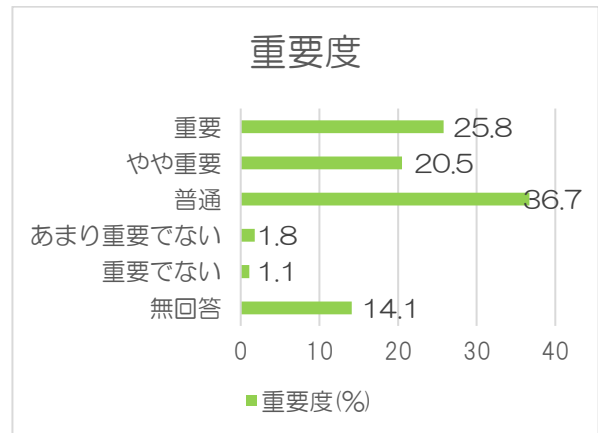
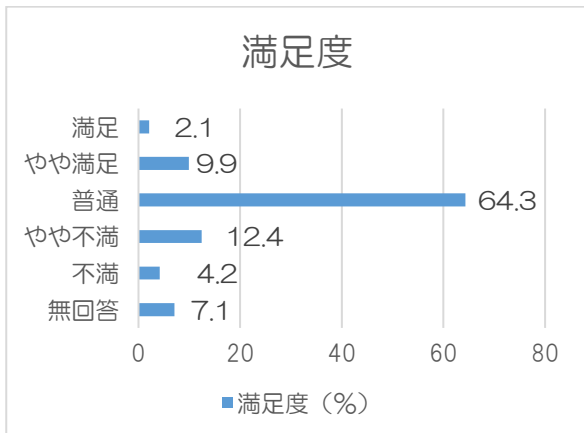
⑥障がい者に対するサービスの充実について

全体的に普通以上が多いが、14.1%が不満と感じています。重要度は、ほとんどが重要と感じています。満足度について満足・やや満足と答えた方は、5年前の調査より2.0ポイント増加しています。



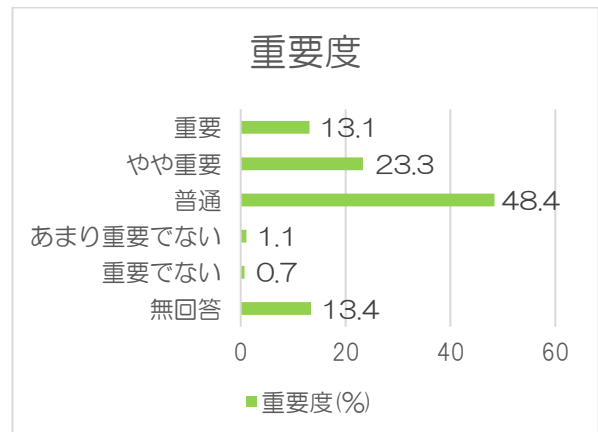
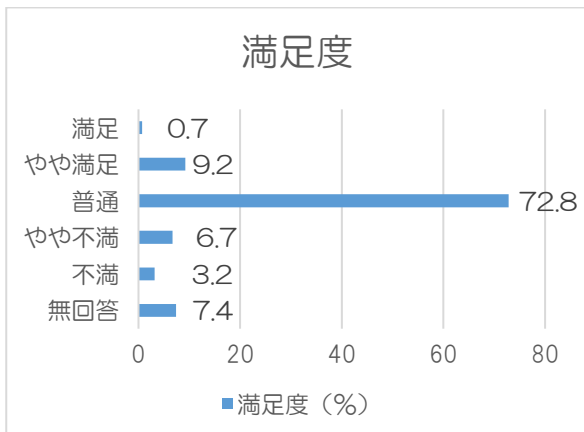
⑦低所得世帯に対する福祉サービスの充実について

全体的に普通以上が多いが 16.6%が不満と感じています。事業の重要度はほとんどが重要と感じています。満足度について満足・やや満足と答えた方は、5年前の調査より3.3ポイント増加しています。



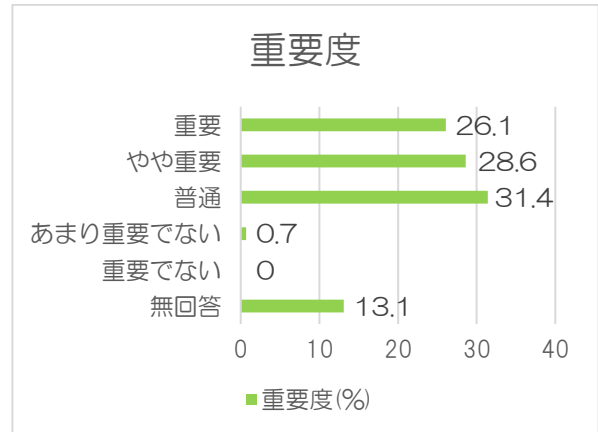
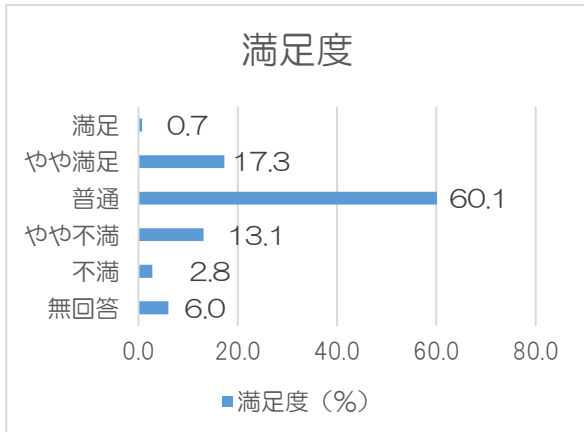
⑧ボランティア活動の推進について

全体的に普通以上が多いが 9.9%が不満と感じています。事業の重要度はほとんどが重要と感じています。満足度について満足・やや満足と答えた方は、5年前の調査より1.4%ポイント増加しています。



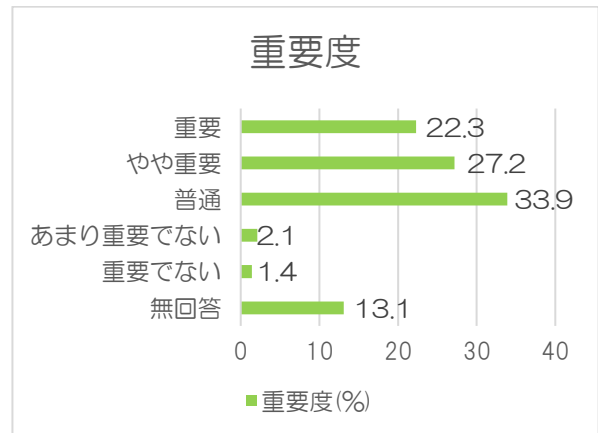
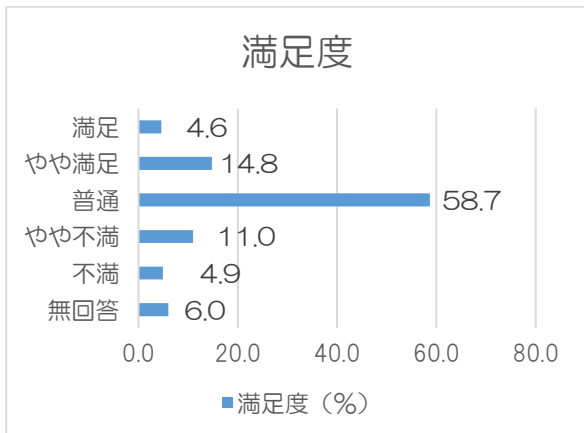
⑨地域住民による助け合い活動について

全体的に普通以上が多いが、15.9%が不満と感じています。重要度は、ほとんどが重要と感じています。満足度について満足・やや満足と答えた方は、5年前の調査より0.5%ポイント増加しています。



⑩地域の連帯感（自治会活動・近所付き合いなど）

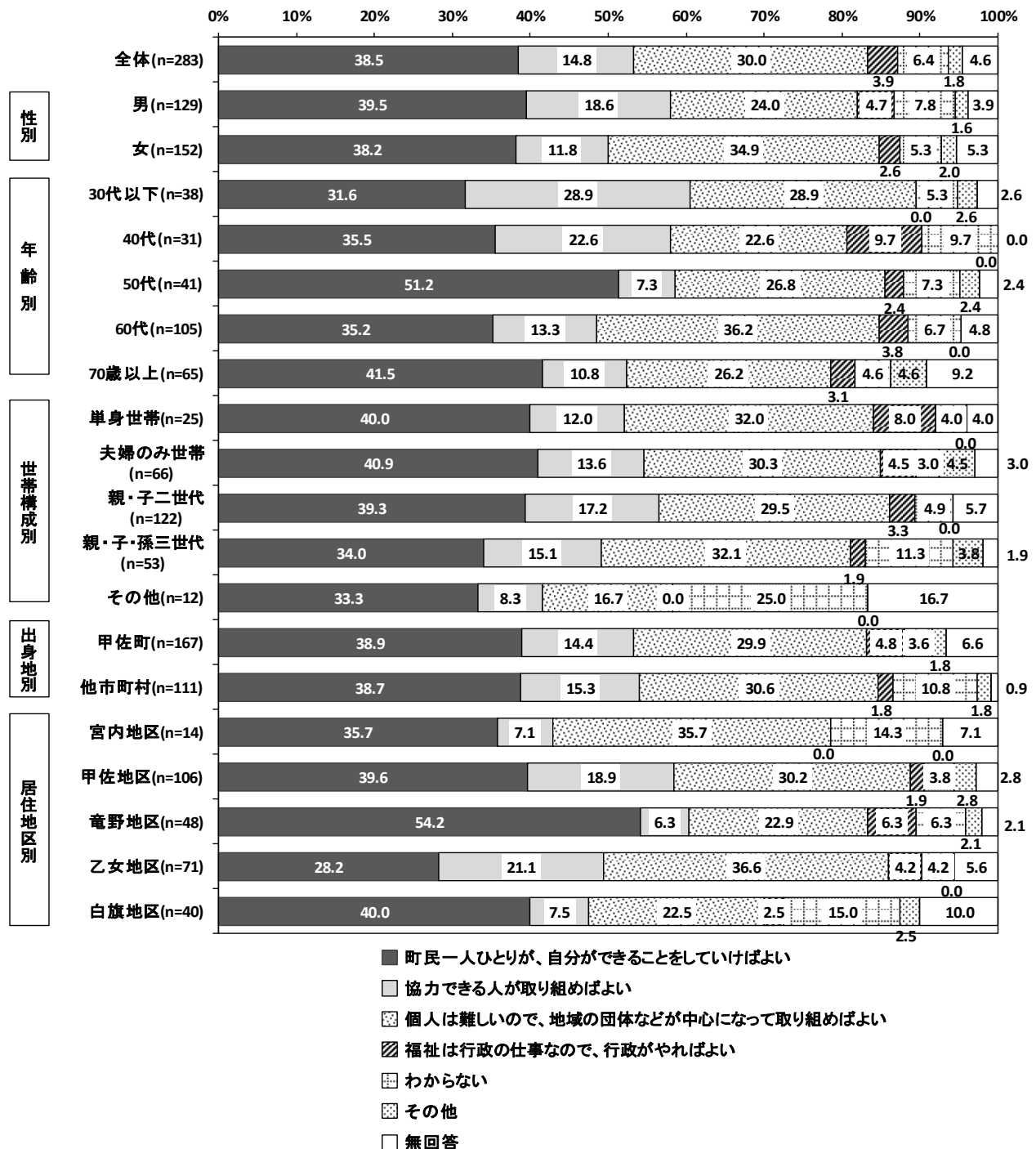
全体的に普通以上が多いが、15.9%が不満と感じています。重要度は、ほとんどが重要と感じています。満足度について満足・やや満足と答えた方は、5年前の調査より0.7ポイント減少しています。



(3) これからの福祉施策について

○「地域で支えあう福祉」の推進について

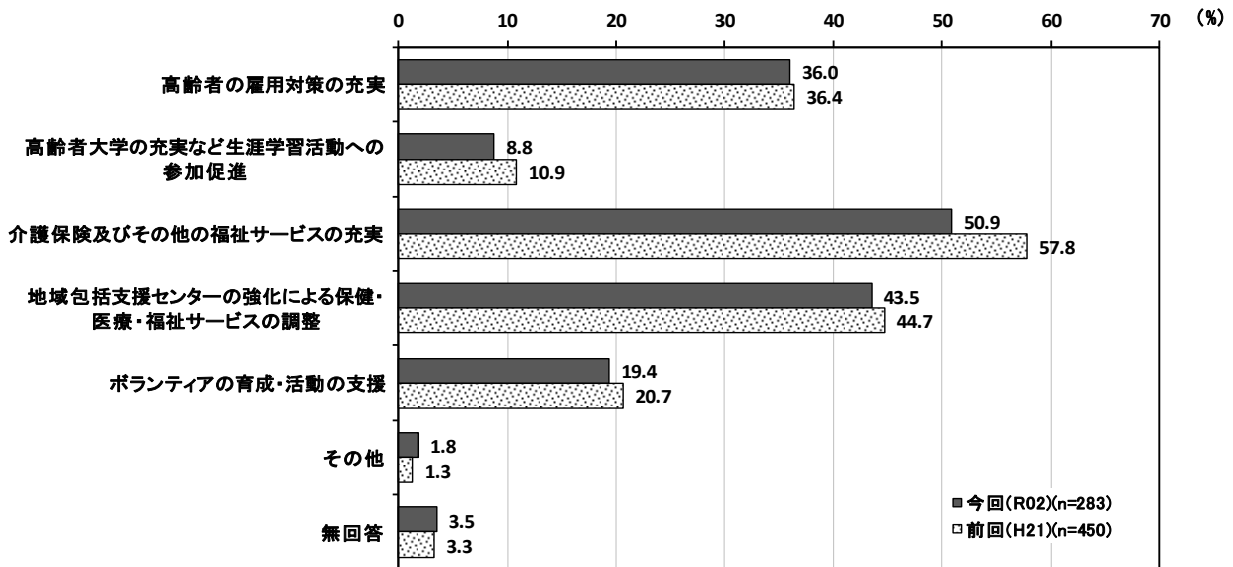
問1 住民も参加して「地域で支えあう福祉」を推進していくことについて、あなたはどのように思いますか。(1つに○印)



「地域で支えあう福祉」を推進していくことについては、「住民一人ひとりが、自分ができることをしていけばよい」(38.5%)と、「個人は難しいので、地域の団体などが中心になって取り組めばよい」(30.0%)が多くなっており、「協力できる人が取り組めばよい」は 14.8%となっています。

○高齢者が安心して暮らせる社会を築くために力を入れるべきこと

問2 高齢者が安心して暮らせる社会を築くため、どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。(2つまで○印)



高齢者が安心して暮らせる社会を築くために力を入れるべきこととしては、「介護保険及びその他の福祉サービスの充実」が半数を超え、次いで「地域包括支援センター*の強化による保健・医療・福祉サービスの調整」となっています。

	今回 (前回)
・介護保険及びその他の福祉サービスの充実	50.9% (57.8%)
・地域包括支援センターの強化による保健・医療・福祉サービスの調整	43.5% (44.7%)
・高齢者の雇用対策の充実	36.0% (36.4%)

【前回調査との比較】

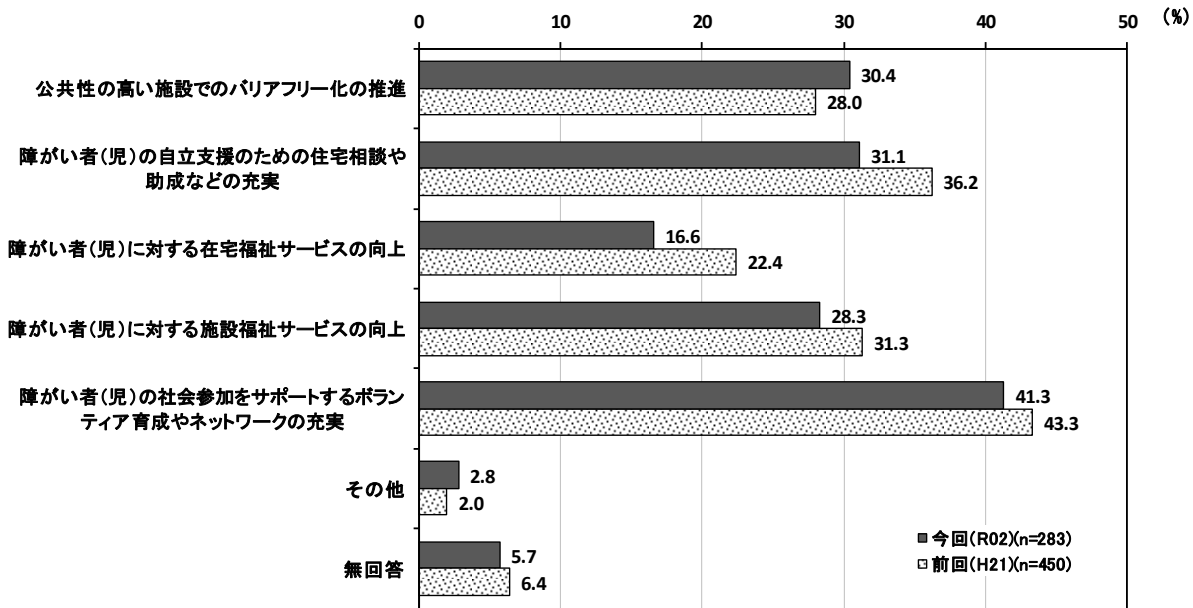
- 前回と比べると、割合に増減はありますが、全体的な傾向には大きな変化はみられません。

【属性別特徴】

- 性別にみると、男では「高齢者の雇用対策の充実」が41.1%(女 32.2%)と多くなっています。
- 年齢別にみると、60代、70歳以上になると、「介護保険及びその他の福祉サービスの充実」が多くなっています。

○障がいのある方がいきいきと暮らせるようにするために力を入れるべきこと

問3 障がい者がいきいきと暮らせるようにするため、どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。(2つまで○印)



障がい者がいきいきと暮らせるようにするために力を入れるべきこととしては、「障がい者(児)の社会参加をサポートするボランティア育成やネットワークの充実」が最も多く、次いで「障がい者(児)の自立支援のための住宅相談や助成などの充実」、「公共性の高い施設でのバリアフリー化の推進」となっています。

項目	今回	前回
障がい者(児)の社会参加をサポートするボランティア育成やネットワークの充実	41.3%	43.3%
障がい者(児)の自立支援のための住宅相談や助成などの充実	31.1%	36.2%
公共性の高い施設でのバリアフリー化の推進	30.4%	28.0%
障がい者(児)に対する施設福祉サービスの向上	28.3%	31.3%

【前回調査との比較】

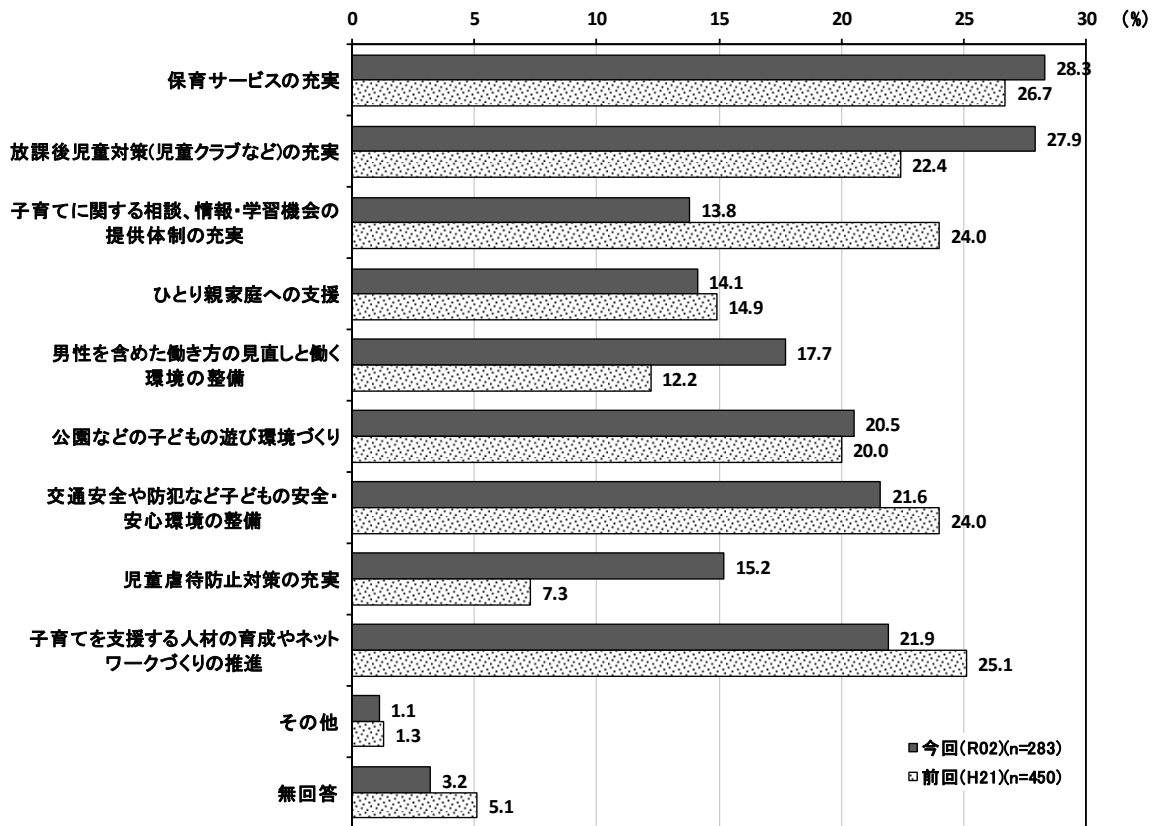
- 前回と比べると、割合に増減はありますが、全体的な傾向には大きな変化はみられません。

【属性別特徴】

- 性別にみると、男では「障がい者(児)の自立支援のための住宅相談や助成などの充実」(38.8%)が最も多くなっています。
- 年齢別にみると、30代以下では「公共性の高い施設でのバリアフリー化の推進」(39.5%)が最も多くなっています。

○子育て環境を充実していくために力を入れるべきこと

問4 子育て環境を充実していくために、どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。(2つまで○印)



子育て環境を充実していくために力を入れるべきこととしては、「保育サービスの充実」、「放課後児童対策(児童クラブなど)の充実」など、5項目が2割台で並んでいます。

	今回	(前回)
・保育サービスの充実	28.3%	(26.7%)
・放課後児童対策(児童クラブなど)の充実	27.9%	(22.4%)
・子育てを支援する人材の育成やネットワークづくりの推進	21.9%	(25.1%)
・交通安全や防犯など子どもの安全・安心環境の整備	21.6%	(24.0%)
・公園などの子どもの遊び環境づくり	20.5%	(20.0%)

【前回調査との比較】

- 前回と比べると、「放課後児童対策(児童クラブなど)の充実」(22.4%→27.9%)が増加し、「子育てに関する相談、情報・学習機会の提供体制の充実」(24.0%→13.8%)が減少しています。

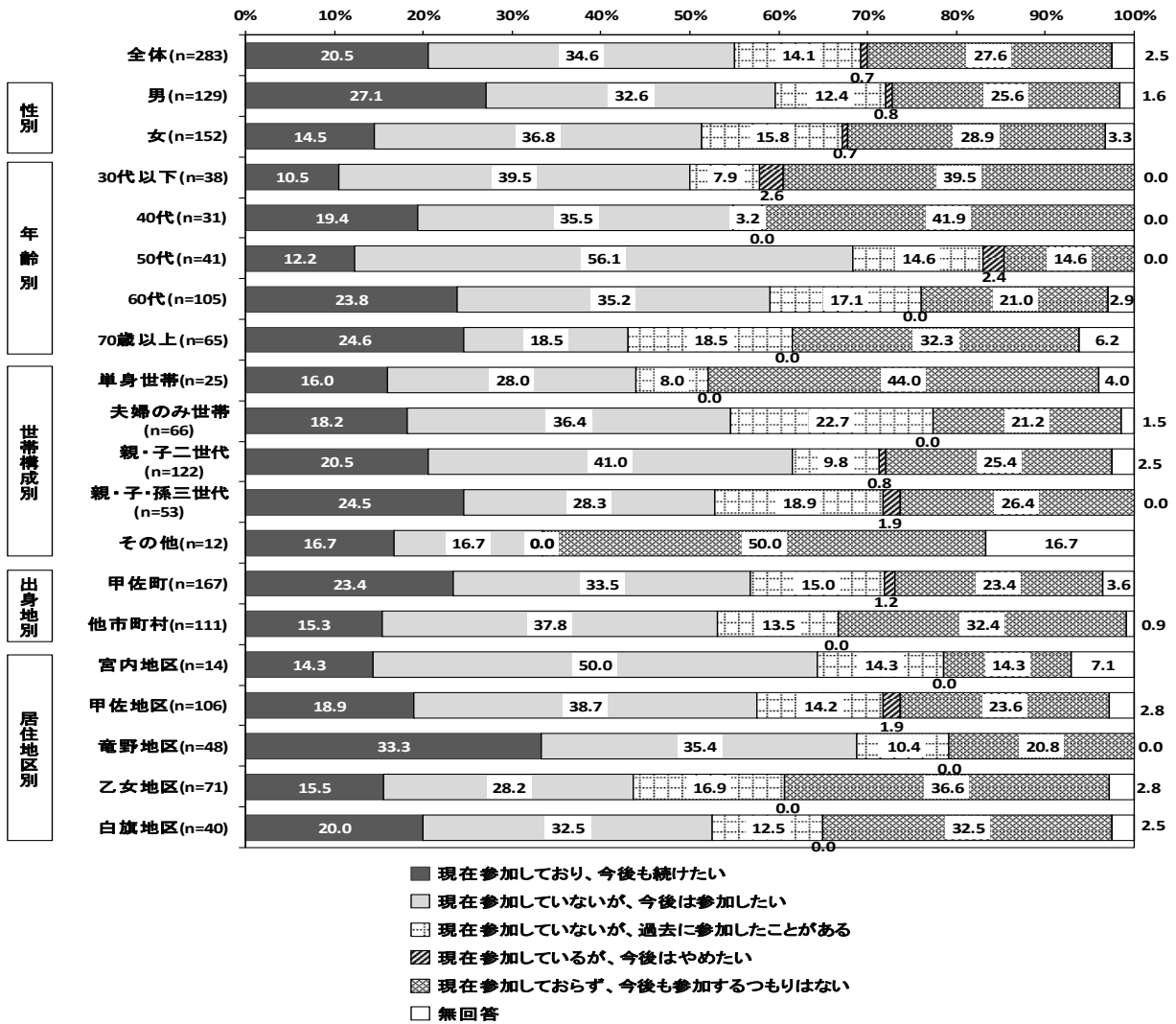
【属性別特徴】

- 年齢別にみると、30代以下、40代では「保育サービスの充実」や「公園などの子どもの遊び環境づくり」が他の年齢層よりも多くなっています。また、40代では「放課後児童対策(児童クラブなど)の充実」も多くなっています。

(4) 今後のボランティア活動について

○ボランティア活動への意向

問1 自分の本来の仕事とは別に、地域(コミュニティ)や社会のために時間や労力・技術などを無償で提供する奉仕活動をボランティア活動としますが、あなたの今後のボランティア活動への意向をおたずねします。(1つに○印)



地域(コミュニティ)や社会のために時間や労力・技術などを無償で提供するボランティア活動への意向を見ると、「現在参加しており、今後も続けたい」は 20.5%にとどまっていますが、「現在参加していないが、今後は参加したい」が 34.6%と最も多く、「現在参加しているが、今後はやめたい」が 0.7%、「現在参加していないが、過去に参加したことがある」も 14.1%みられます。これらを合計すると、69.9%が何らかの形でボランティアに参加した経験をもっています。

なお、「現在参加しておらず、今後も参加するつもりはない」は 27.6%、約4人に1人となっています。

【前回調査との比較】

- 前回とは選択肢の提示が異なっており、正確な比較は難しいものの、「現在参加しており、今後も続けたい」(17.1%→20.5%)は微増し、「現在参加していないが、過去に参加したことがある」が1割を超え、「現在参加しておらず、今後も参加するつもりはない」(35.3%→27.6%)は減少していることから、ボランティア活動に対する意識は強まっているものと思われます。

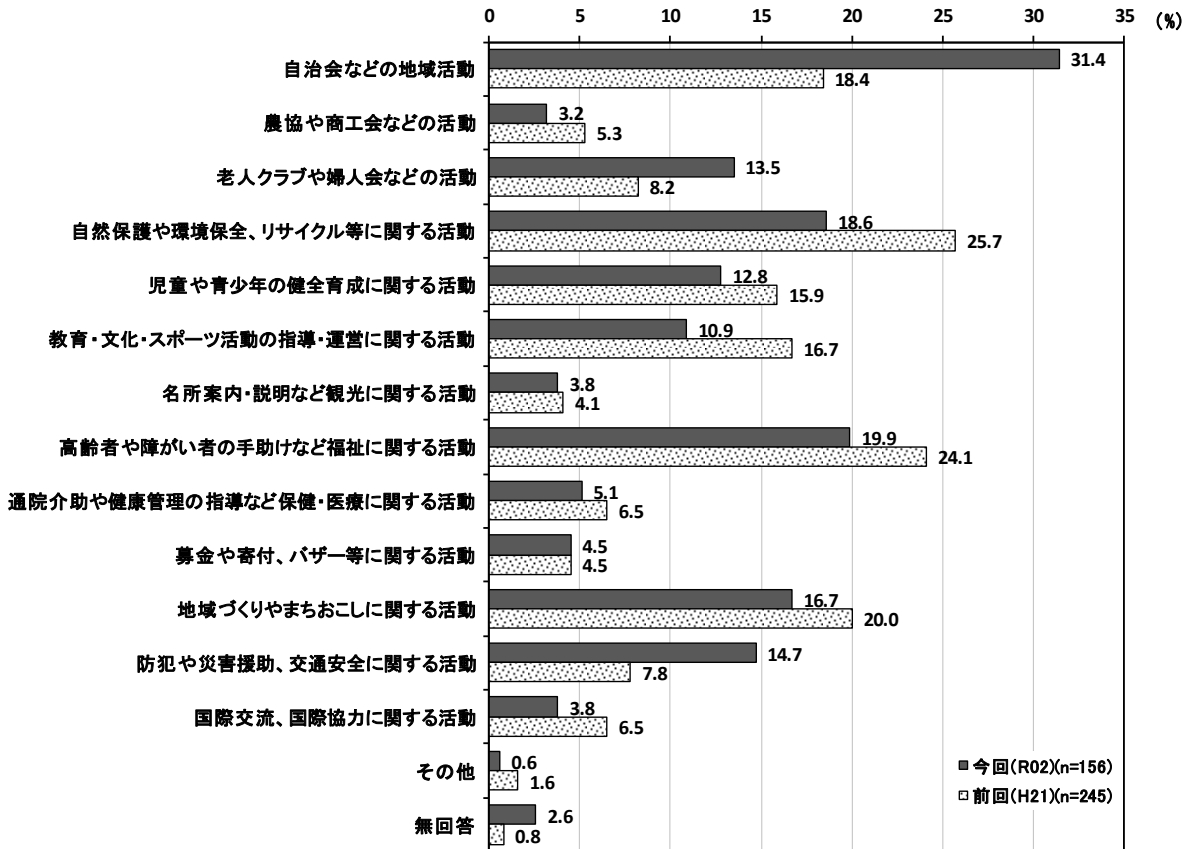
【属性別特徴】

- 性別にみると、女よりも男の方が活動への参加意向が強くなっています。
- 年齢別にみると、30代以下、50代で「現在参加しており、今後も続けたい」が1割台にとどまっています。また、30代以下、40代では「現在参加しておらず、今後も参加するつもりはない」が約4割みられ、他の年齢層よりも多くなっています。

○参加したいボランティア活動

※問1で「1. 現在参加しており、今後も続けたい」または「2. 現在参加していないが、今後は参加したい」に○をつけた方にうかがいます。

問1附問 あなたは、今後(今後とも)どのような活動に参加したいと思いますか。(2つまで○印)



ボランティア活動に参加する意向のある人に、参加したい活動を尋ねたところ、「自治会などの地域活動」が最も多くなっています。次いで「高齢者や障がい者の手助けなど福祉に関する活動」、「自然保護や環境保全、リサイクルなどに関する活動」、「地域づくりやまちおこしに関する活動」となっています。

	今回 (前回)
・自治会などの地域活動	31.4% (18.4%)
・高齢者や障がい者の手助けなど福祉に関する活動	19.9% (24.1%)
・自然保護や環境保全、リサイクルなどに関する活動	18.6% (25.7%)
・地域づくりやまちおこしに関する活動	16.7% (20.0%)

【前回調査との比較】

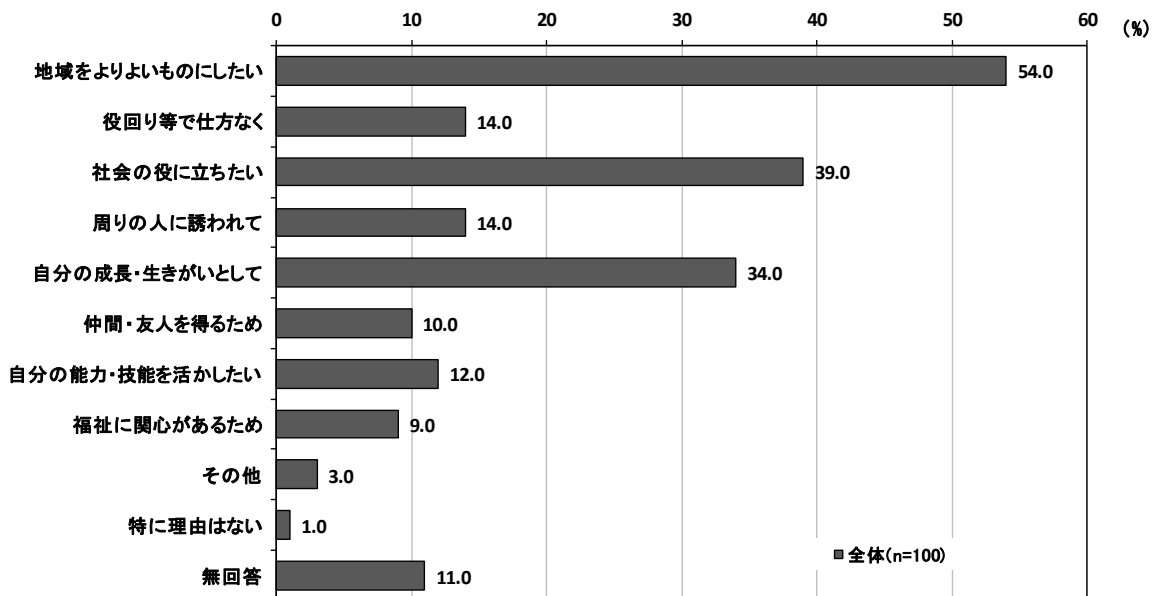
- 前回と比べると、「自治会などの地域活動」、「防犯や災害援助、交通安全に関する活動」、「老人クラブや婦人会などの活動」などが増加し、「自然保護や環境保全、リサイクルなどに関する活動」、「教育・文化・スポーツ活動の指導・運営に関する活動」などが減少しています。

【属性別特徴】

- 性別にみると、男は「自治会などの地域活動」(37.7%)、「防犯や災害援助、交通安全に関する活動」(23.4%)、「地域づくりやまちおこしに関する活動」(22.1%)が多くなっていますが、女では「高齢者や障がい者の手助けなど福祉に関する活動」(33.3%)が最も多くなっています。

○ボランティア活動の目的

※問1で「1. 現在参加しており、今後も続けたい」、「3. 現在参加していないが、過去に参加したことがある」または「4. 現在参加しているが、今後はやめたい」に○をつけた方にうかがいます。
 問1附問 あなたは、どのような目的で活動していますか(していましたか)。(3つまで○印)

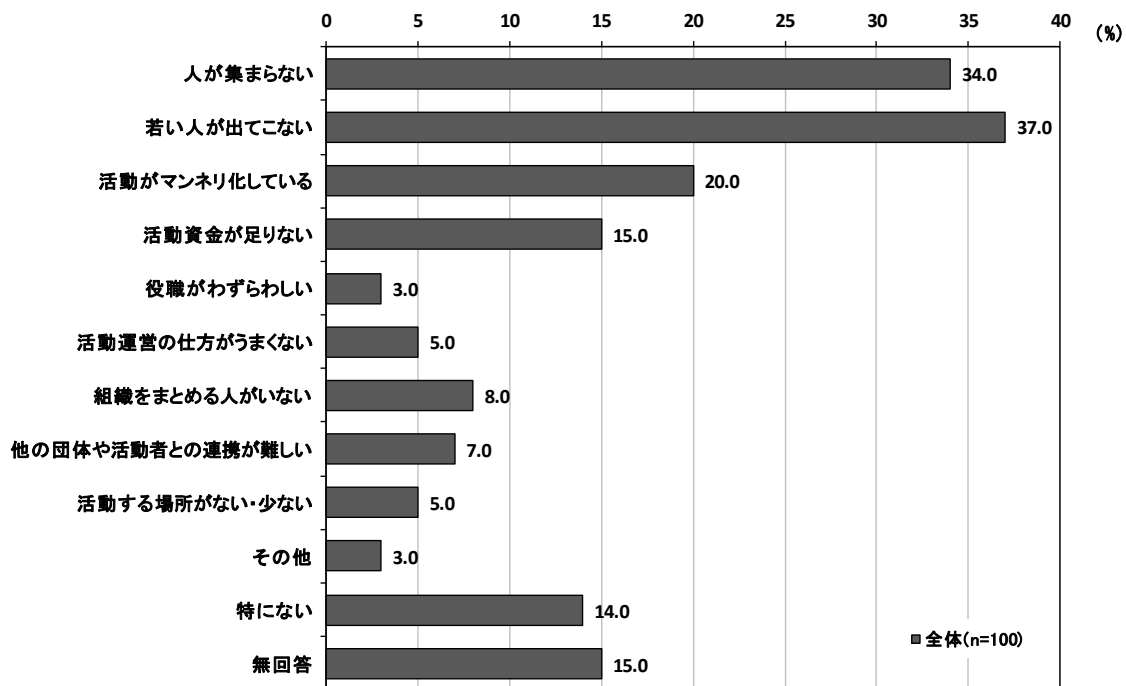


ボランティア活動の経験がある人に、活動の目的を尋ねたところ、「地域をよりよいものにしたい」が半数を超え、最も多くなっています。次いで「社会の役に立ちたい」、「自分の成長・生きがいとして」となっています。

- ・地域をよりよいものにしたい..... 54.0%
- ・社会の役に立ちたい..... 39.0%
- ・自分の成長・生きがいとして..... 34.0%

○ボランティア活動のなかで困ったこと

※問1で「1.」「3.」または「4.」に○をつけた方にうかがいます。
 問1附問 活動のなかで困ったこと、苦労したことがありますか。(3つまで○印)

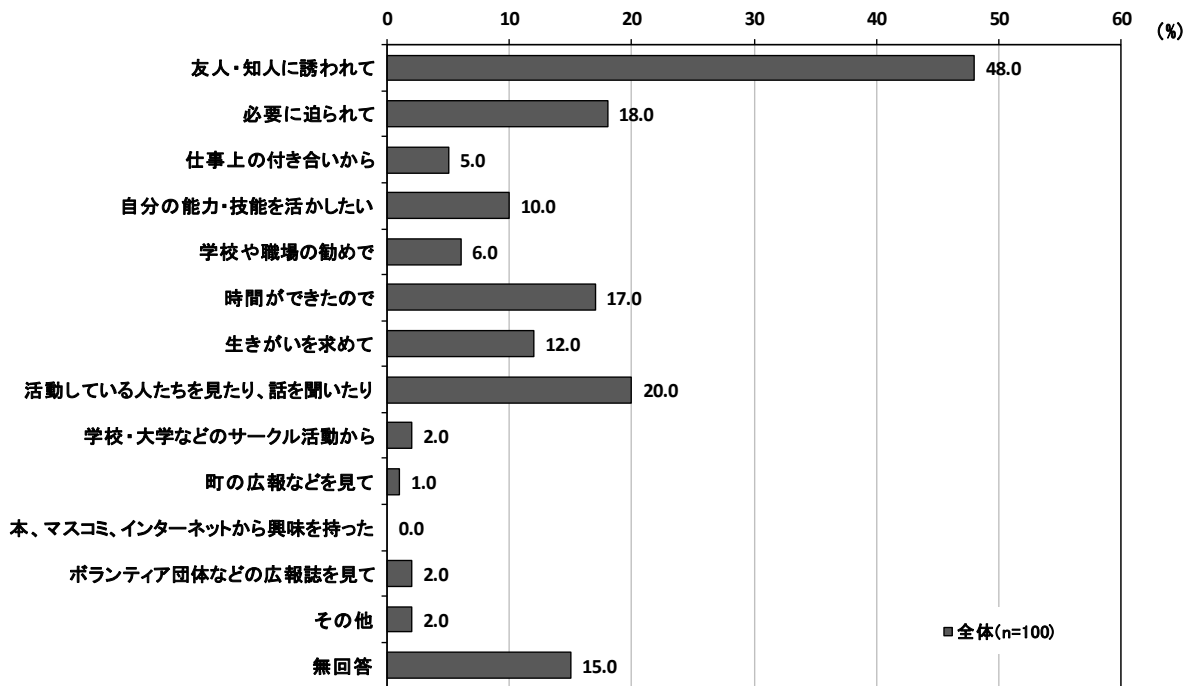


ボランティア活動の経験がある人に、活動のなかで困ったこと、苦労したことを尋ねたところ、「若い人が出てこない」と「人が集まらない」の2つが 30%台で並び、次いで「活動がマンネリ化している」となっています。

- ・若い人が出てこない..... 37.0%
- ・人が集まらない..... 34.0%
- ・活動がマンネリ化している..... 20.0%

○ボランティア活動を始めたきっかけ

※問1で「1.」「3.」または「4.」に○をつけた方にうかがいます。
 問1附問 活動をはじめたきっかけは何ですか。(3つまで○印)



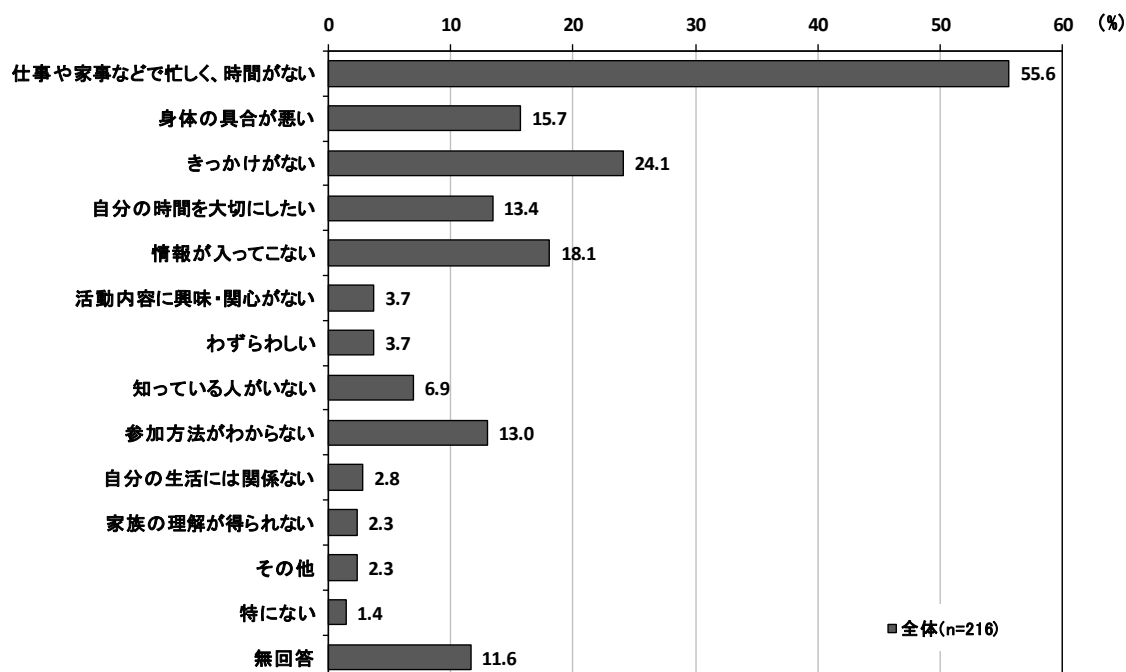
ボランティア活動の経験がある人に、活動をはじめたきっかけを尋ねたところ、「友人・知人に誘われて」が最も多くなっています。

・友人・知人に誘われて	48.0%
・活動している人たちを見たり、話を聞いたり	20.0%
・必要に迫られて	18.0%
・時間ができたので	17.0%

○ボランティア活動をしていない理由

※問1で「2. 現在参加していないが、今後は参加したい」、「3. 現在参加していないが、過去に参加したことがある」または「5. 現在参加しておらず、今後も参加するつもりはない」に○をつけた方にうかがいます。

問1附問 現在、活動していない(活動するつもりがない)理由は何ですか。(3つまで○印)



現在、ボランティア活動をしていない人の活動していない(活動するつもりがない)理由としては、「仕事や家事などで忙しく、時間がない」を半数強があげ、次いで「きっかけがない」となっています。

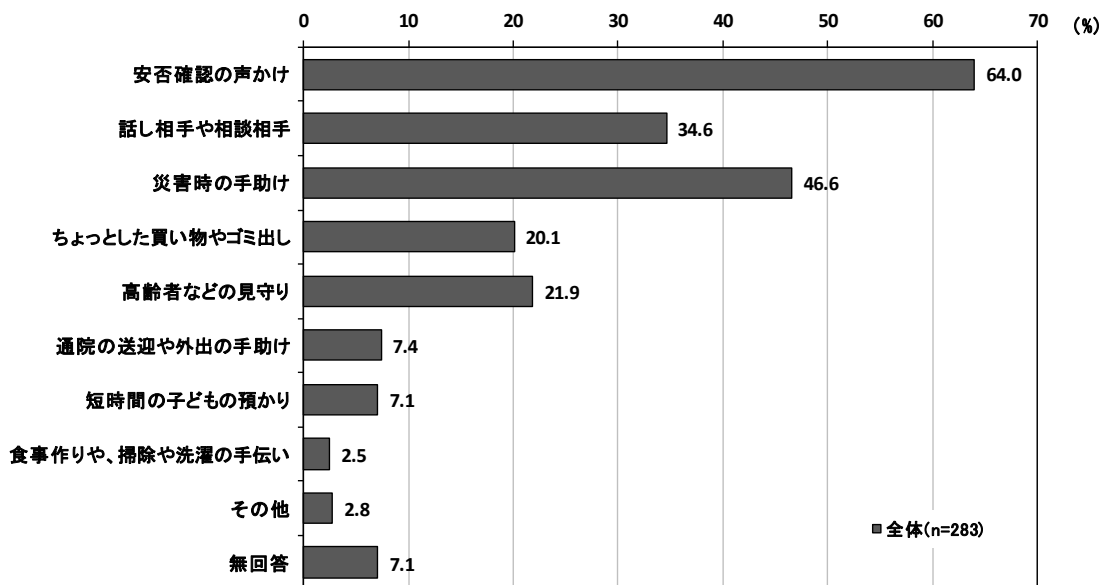
・仕事や家事などで忙しく、時間がない	55.6%
・きっかけがない	24.1%
・情報が入ってこない	18.1%
・身体の具合が悪い	15.7%

【属性別特徴】

- 年齢別にみると、「仕事や家事などで忙しく、時間がない」は40代(88.0%)で特に多く、30代以下(69.7%)、50代(65.7%)で多くなっています。また、70歳以上では「身体の具合が悪い」(40.0%)が最も多くなっています。

○隣近所で困っている世帯があった場合でできること

問2 隣近所で困っている世帯があった場合、あなたにできることは何ですか。(あてはまるものに○印)



隣近所で困っている世帯があった場合にできることとしては、「安否確認の声かけ」が特に多く、次いで「災害時の手助け」、「話し相手や相談相手」となっています。

・安否確認の声かけ	64.0%
・災害時の手助け	46.6%
・話し相手や相談相手	34.6%
・高齢者などの見守り	21.9%
・ちょっとした買い物やゴミ出し	20.1%

【属性別特徴】

- 性別にみると、男の方が多いこととしては、「災害時の手助け」(男 62.0%-女 33.6%)、女の方が多いこととしては、「話し相手や相談相手」(女 39.5%-男 29.5%)、「高齢者などの見守り」(女 27.0%-男 16.3%)、「ちょっとした買い物やゴミ出し」(女 23.0%-男 16.3%)などがあります。
- 年齢別にみると、「災害時の手助け」は 40 代以下では半数を超えています。

(5) 事業所アンケートの結果について

1 結果の概要

本計画の策定に当たって、福祉サービスを提供している事業者に対するアンケートを実施しました。その調査の概要は次のとおりです。

① 調査の目的

地域において福祉サービスを提供している事業所から、本町の地域福祉に関する現状の分析、今後に向けた施策の検討を行う際の基礎資料とすることを目的に実施しました。

② 調査対象及び調査方法

調査対象	町内に所在地を有する高齢者福祉関係事業所及び障がい者福祉関係事業所 28 事業所		
	(内訳) 高齢者福祉関係事業所等	21 事業所	
	障がい者福祉関係事業所等	7 事業所	
調査方法	メール、FAX による配布・回収		
調査時期	令和 3 年 8 月 25 日(水)～9 月 17 日(金)		

③ 調査票の回収状況

回収状況は以下のとおりです。

A 配布数	B 有効回収数	C 有効回収率 $C=B/A \times 100$
28	21	75.0%

④ グラフの見方

- ・基数となる実数(各設問の回答者数)はnとして掲載し、各グラフの構成比(%)はn(21 事業所)を母数とした割合を示しています。
- ・図中の構成比(%)は、複数回答、単数回答ともに、小数点以下第 2 位を四捨五入しています。その関係で合計は必ずしも 100%にはなりません。
- ・グラフにおいては、「回答なし」は省略してあります。

2 アンケート結果

問 1 サービス利用者と接する中で、サービス利用者の方々が特にどのようなことで困っているあるいは不安を抱えていますか。(〇はいくつでも)

上段：回答数 下段：%	全体	健康のこと	子育て・教育のこと	家族のこと	介護のこと	買い物や通院のこと	生きがいのこと	仕事のこと
全体	21	21	1	13	9	11	6	3
	100.0	100.0	4.8	61.9	42.9	52.4	28.6	14.3

上段：回答数 下段：%	生活費のこと	住まいのこと	財産のこと	防犯のこと	災害のこと	地域や近隣の人間関係のこと	その他	不明
全体	13	6	6	0	3	3	3	0
	61.9	28.6	28.6	0.0	14.3	14.3	14.3	0.0

要点

- サービス利用者が抱える不安としては、「健康のこと」が最も多く 21 事業所となっています。次いで「家族のこと」、「生活費のこと」が 13 事業所となっています。
- 高齢者福祉関係事業所等では、「健康のこと」、「家族のこと」、「生活費のこと」、「介護のこと」、「買い物や通院のこと」が多く、障がい福祉関係事業所等では、「健康のこと」、「家族のこと」、「生活費のこと」に加えて「仕事のこと」が多くなっています。

問2 貴事業所では、町内の活動団体と交流・連携したいというご希望はありますか。

全体:21 事業所	100%
-----------	------

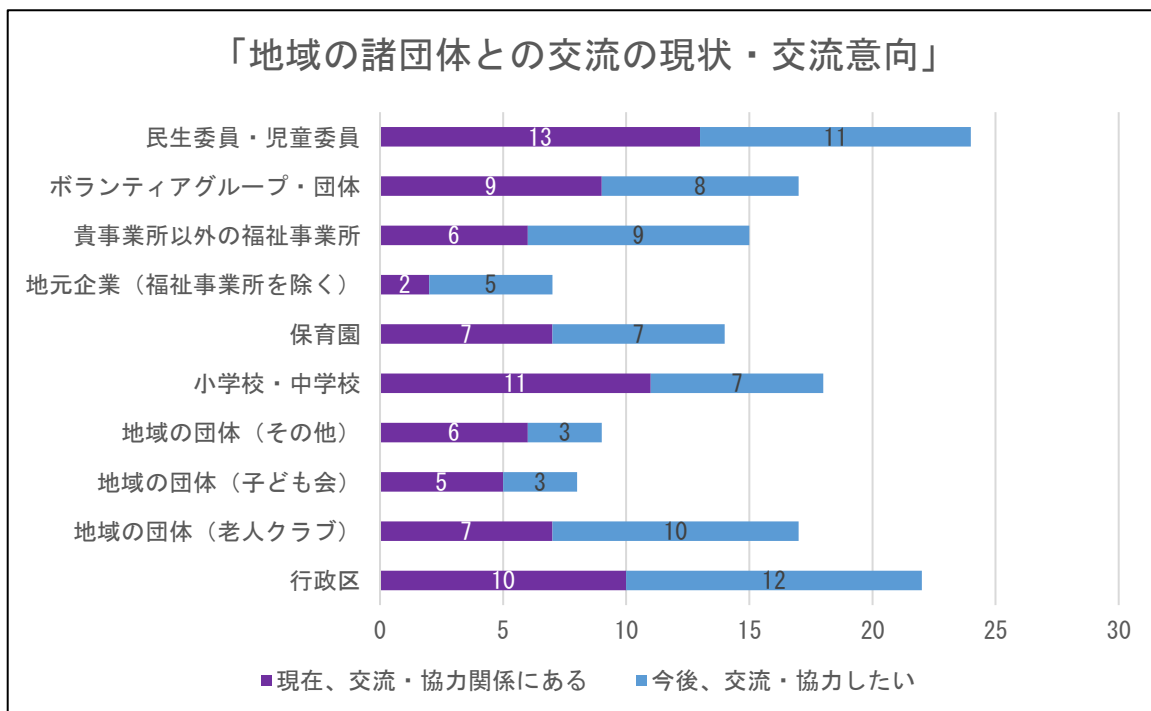
要点

- すべての事業所で町内の活動団体と交流・連携したいと希望されています。

問3 貴事業所では、地域のどのような団体と交流や協力関係はありますか。また、今後どのような団体と交流や協力したいと思いますか。(〇はいくつでも)

要点

- 現状で、すべての事業所が何らかの形で、地域の諸団体と交流や協力関係を築いています。
 - 福祉サービス事業所が、現在交流や協力関係を持っている地域の諸団体で最も多いのは「民生委員・児童委員」で 13 事業所(61.9%)、次いで「小学校・中学校」が 11 事業所(52.4%)、「自治会」が 10 事業所(47.6%)となっています。
 - 今後、地域の諸団体との交流・協力関係を築きたいと考えている事業所のうち、最も多いのは「自治会」で 12 事業所(57.1%)、次いで「民生委員・児童委員」が 11 事業所(52.4%)、「老人クラブ」が 10 事業所(47.6%)となっています。
- ※現状よりさらに協力体制を推進したいと思われる事業所があるため、「現在」と「今後」の合計の数字はn(実数)と合致しません。

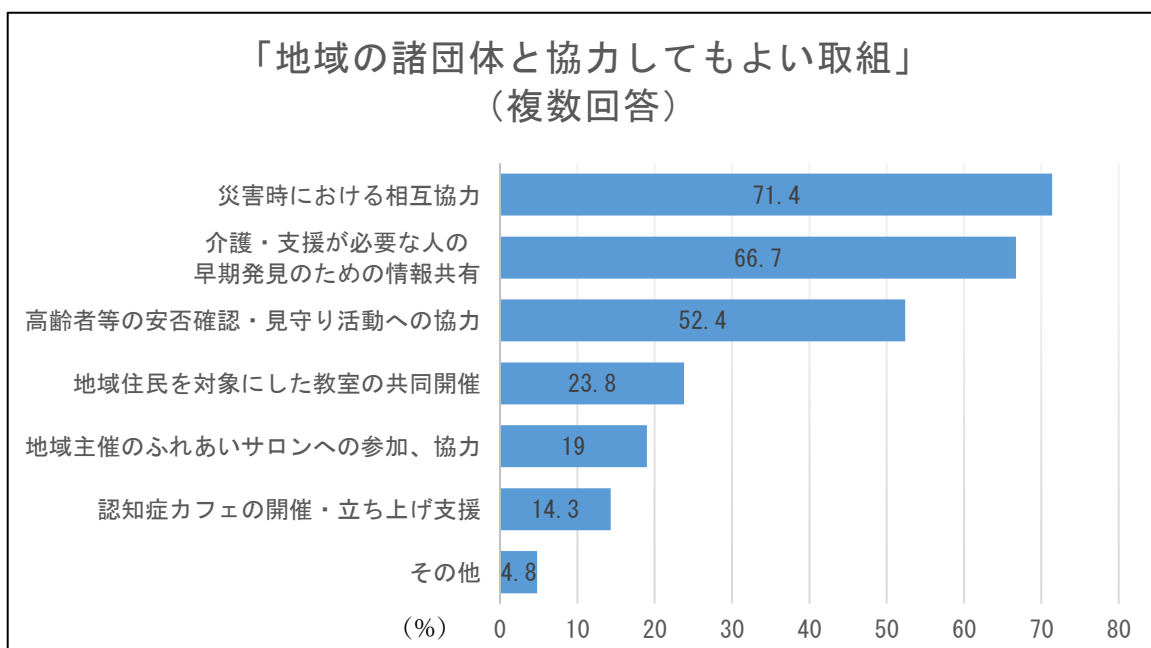


問4 貴事業所では、地域の諸団体と協力して取り組んでもいいと思われるものはありますか。（〇はいくつでも）

要点

- 今後、地域の諸団体と協力してもいいと思われる取組としては、「災害時における相互協力」が 15 事業所（71.4%）、「介護・支援が必要な人の早期発見のための情報共有」が 14 事業所（66.7%）となっており、これらには半数以上の事業所が回答しています。
- 自然災害が多発している昨今、災害時の高齢者などの避難支援のためには、お互い協力できる体制の構築の必要性があると多くの事業所が認識されています。

n=21



問5 甲佐町の地域福祉をさらに活発なものとしていくために、住民相互の支えあい機能の強化、複合的課題への包括的な支援体制づくりなどが課題となっていますが、事業者の立場から見て、地域福祉の充実に向けてどのようなことが特に大きな課題であると思われますか。(自由回答)

【1】情報公開及び啓発活動に関する意見

- 地域に開けた施設であり、だれでも立ち寄れる場であること。
- 現在の介護施設や保育園などの現状（どのような方が入居されているか、希望されているか、どんなことをしているかなど）の情報共有を行い、いつでも開放された状態にしておく。
- 介護保険のことも含め、施設などを分かっていただけのような機会があるといいと考えます。
- 幼児期から、障がい者や認知症など福祉関係について教育し、相互に支えあうことを自然に行うことができるようになることと少子化の抑制。
- 地域の方々の障がい者に対する理解度の低さや偏見がある。以前に比べ一緒に参加する行事が少なくなった。
- 事業推進は日々努力しているが、地域への情報発信や PR や交流の不十分さなどに改めて気づいた。
- 地域に応じた感染対策や緊急時の避難対応の研修などを、行政で開催してくれると町内事業所で連携しながら対応ができると思います。

【2】包括的な支援体制の構築に関する意見

- 一つの世帯で要介護の親と障がいを持つ子がいるなどの複合的な事例や、高齢者の単身世帯、生活困窮者など金銭面で苦慮されている方などに関しては、積極的にまた自発的にそもそも住民相互の支えあいの場に出ること自体が困難ではないかと考えます。
- 現在コロナ禍で、地域との交流を控えている状況であり、支えあいの機能強化は困難に思えます。感染状況が落ち着けば、地域の民生委員・児童委員などと情報交換を行い、地域の中で困っておられる方の把握ができ、何かあればすぐに対応できる体制を整えられればと思います。
- 住み慣れた地域で暮らしていけるように、住民同士でも支えあえるような仕組みも大切であると思いますし、そこに専門的なサービスなどの医療や福祉サービスが連携できればさらにいいと考えます。
- 連携が必要な時にすぐに動くことが大事だと思います。人脈づくり。一人暮らしの方のゴミ出しの協力体制。
- 相談しやすい、利用しやすい相談窓口の推進が求められ、必要な情報を必要な人にわかりやすく伝えていくことが、地域福祉の活性化につながると思います。
- 行政・医療・福祉・団体などの協力体制の確保。
- 複合的課題へは支援体制を重層化し、その体制の決まり事を明確にした動く体制が必要だと実感している。
- 一部医療機関は独自で切れ目ない医療提供ができる仕組みを作っておられますが、すべての高齢の方が必要な時に医療機関にかかり、生活必需品の確保ができる仕組みがあればと思います。

【3】住民同士の支え合いやボランティア活動の充実に関する意見

- 地域の方への話し相手などのボランティアを募り、町全体で子どもからお年寄りまで支えあえる環境

づくりができたらいいと思います。

- 地域の中でも、近所付き合いや井戸端会議が減り、高齢者が住んでいても困りごとまでは把握できない。個人情報の問題がありどこまで踏み込んでよいのか悩む。
- 甲佐町は町外から若い方が移住されてきた地区もあります。そのような地域では昔から住まれている方々と移住された方々との交流が少なかったりします。そのため住民で支えあう体制が整っていないところもあるかもしれません。
- 甲佐町においては、高齢者単身、夫婦世帯が増加していると思われるため、地域のあらゆる場所あるいは様々な団体が、お互いに支えあうネットワークづくりが必要だと思います。例えば、単身高齢世帯や高齢世帯に対して、買い物や医療機関への送迎サポートを行うなど日常生活の不安解消が少なくなるような支えあいがあればと思います。
- 住民相互の支え合い活動について、まだまだこちらからの積極的な関わりが足りないことを実感した。
- 感染症だけではなく、近年自然災害による対策も必要となっていますので、地域の方々との情報共有は必要だと思います。
- 地域の元気な高齢者の方による見守り隊などがあれば、長年住み慣れた地域で生活ができるのではと思います。

【4】その他サービスの充実に関する意見

- 特に山間部に住む高齢者に対して、交通の利便性をよくすることが必要と思う。病院受診や買い物など不便だという声が聞かれる。バスではなく小型でいいので便数を増やせないか。
- 認知症で独居の方の在宅生活の支援は安全を優先すると限界を感じる。
- 介護を含めた福祉サービスの事業所が少ないことで周辺の事業所を利用することとなる。
- 今回のアンケートで、甲佐町内の地域で運営している福祉事業所として認識を新たにした。
- ヤクルト販売や郵便局による声掛け、あるいは見守りを定期的に行ってもらい安否確認をする。また、定期受診のための送迎などタクシー会社と福祉協定を結ぶ。
- 甲佐町でも、住宅地から離れた山間部の単身高齢世帯や高齢世帯が多い地区への宅配サービス事業や日常生活支援事業を継続的に実施できる体制を作っていくことが、在宅生活を続けることができる地域づくりに必要だと思います。

問6 問5に回答いただいた課題の解決に当たって、貴事業所としてご協力いただけること、あるいは提案を聞かせてください。

【1】情報公開及び啓発活動に関する意見

- 地域でのボランティア活動や行事へ積極的に参加し、一般の人と交流することで障がいに対する偏見などを減らし理解を深めていきたい。
- 施設の情報公開など。
- 様々な団体との情報共有の場が必要。
- 広報紙を活用して啓発活動を行い、困っている人が助けてもらっていいのだと知ってもらおう。
- ヤングケアラー問題やダブル介護問題の早期発見ができるよう、まずは、啓発活動に取り組みたい。
- 福祉関連情報の町広報紙の充実。

【2】包括的な支援体制の構築に関する意見

- 様々な人や組織が連携して、ニーズにこたえられる仕組みづくりの一助になるように協力したいと思います。
- 高齢者の声を、行政や関係機関にお伝えすることで今後の支援体制づくりに役立ててほしい。具体的にどういう支援が必要なのかを知ってもらいたい。
- 地域密着のケアマネージャーとして、町内の方々の相談があれば関係各所と連携して相談のための訪問や安否確認など協力したいと思います。
- 甲佐町内で住民生活にかかわる子育て援助活動支援事業や放課後児童健全育成事業のほか、子育てサロンも運営しています。
- 一人の障がい者を支援していく中で、「家族」の問題は避けられないものとなっています。児童相談所に設置しているファミリーソーシャルワーカーのように、家族支援専門相談員を役場や社協などに設置し、専門性を生かしながら協力して支援ができればいいと思われる。→障がい、高齢などの分野を横断した支援。
- 行政主体の勉強会のお手伝いなど。

【3】住民同士の支え合いやボランティア活動の充実に関する意見

- コロナ禍で、感染対策に気を付けながら関わりを持つ方法を模索中です。
- 地域の方のボランティアを募ることや人材管理などの補助的なことへ協力いたします。
- 老人会など(地域との交流を含め)に出向き、施設の情報発信を行う。また、福祉協定を行っているので施設を身近に感じていただくための交流の実施。
- 地域への情報発信や PR・交流の不十分さについて、当事業所の努力でできることはあるが、交流の場はまず主催される方からの声掛けを待っています。
- 当事業所がある地区でも、高齢者などの支えあい活動等の活動をされているかと思います。そのような活動や世代間交流のお手伝いなど出来たらとは考えます。
- これまでの地域組織ではなかなか浸透しないことも起きてきているので、新たな形での地域支え合いのスタイルも取り入れながら…。
- 高齢者などの安否確認・見守り活動や地域主催のふれあいサロンなどへの協力、認知症の方やご家族様を支える活動のお手伝いを出来たらと思います。

【4】その他サービスの充実に関する意見

- ゴミ出しの場所の確保(自宅に近いところ)やゴミ収集業者に自宅前で回収してもらうなど。
- まずは高齢の方が低料金で利用したいときに利用できる移送手段があればと思います。家に来てもらうことに関しては、移動販売はすでにあるのかもしれませんが、なければあればと思います。
- ご家族から相談があれば、介護保険申請前でも関わりが持てるが、個人情報保護法があるため、動くことができない。

2 アンケート結果からみた現状と主な課題

調査結果から整理した現状と主な課題は次のとおりです。

① 福祉に関連する情報に容易にアクセスできる環境づくり

情報を必要とする人が必要な情報を容易に入手できるように、情報の提供方法や相談体制を充実していく必要があります。

② 包括的な支援体制づくり

相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、多機関で協働して対応していく体制を構築する必要があります。

③ 住民同士の支え合いやボランティア活動の充実

高齢化の中で人口減少が進行している甲佐町でも福祉ニーズも多様化・複雑化しています。

人口減による担い手の不足や、血縁、地縁、社縁といったつながりが弱まっている現状を踏まえ、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められています。

④ 地域の諸団体と福祉サービス事業所との関係構築

すべての福祉サービス事業所が、「災害時における相互協力」や「介護・支援が必要な人の早期発見のための情報共有」など、自治会や民生委員・児童委員、老人会などの地域の諸団体と協力して取り組みたいと考えています。

地域福祉活動のさらなる充実を図っていくため、専門知識を有するこれらの事業所と自治会や民生委員・児童委員などとの関係づくりを多面的に進めていく必要があります。

3. 甲佐町の地域福祉に関連する施策・事業の状況

第3期計画では、3つの基本目標のもとに各種施策を推進してきました。
第3期計画期間中における各目標の主な取組状況は以下のとおりです。

基本目標1 地域で支えあうまち

① 地域で支えあうコミュニティづくり

- 平成30年度に、熊本地震で被災した乙女福祉ふれあいセンターに替わって、地域の交流の場及び防災拠点として「乙女高齢者福祉センター・まつやま」を整備しました。
- 各地区に設置している各福祉センターの活用促進を図りました。
- 地域支え合いセンター*では、被災者の困りごとを町へつなぎ、連携して必要な支援を実施しました。
- 地域支え合いセンターで建設型、借入型仮設団地入居者と地域をつなぐ交流支援を地域と共に行いました。
- 地域の集い活動などを含め、地域の活動の拠点となる各公民館の改修を行いました。
- 地域の高齢者が、身近な公民館などで地域支援事業(介護予防)を実施し、交流の場を設けるとともに、地域において支えあう仕組みづくりを実施しました。
- 令和元年度に、自治会長や民生委員・児童委員を対象に地域の福祉力向上研修会を開催しました。

② 地域福祉の担い手となる人材の発掘と養成

- 町社会福祉協議会にて小学生向けにボランティアスクール、中学生向けに福祉体験学習、高校生向けにワークキャンプを開催し、町から中学生向けに福祉の講演会などを実施しました。
- シルバーヘルパーの養成研修の協力を行いました。
- 各地区老人会の活動支援を行いました。
- 町と町社会福祉協議会が、災害ボランティアセンター設置・運営などに関する協定を締結しました。
- 町社会福祉協議会においてボランティア保険の窓口を開設しています。

③ 地域福祉を推進するネットワークの構築

- 町社会福祉協議会の機能強化と活性化を図るため、町から補助金を交付しました。
- 避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、民生委員・児童委員へ避難の際に支援が必要な高齢者や障がい者などの調査を依頼し、避難行動要支援者の把握に努めました。
- 町社会福祉協議会による小地域ネットワーク活動を実施しました。
- 町社会福祉協議会において、地域課題の共有と解決に向けた取組を推進するため、地区社会福祉協議会との意見交換会を開催しました。
- 町社会福祉協議会において、令和2年度に甲佐町地域福祉活動計画を作成されました。

④ 福祉に関する意識の向上

- 町広報紙やホームページなどを通じて、民生委員・児童委員などが活動する福祉事業の啓発を行いました。
- 地域包括支援センターが事務局となり、各地域や団体に対して「認知症サポーター養成講座」や、地域の老人クラブでの高齢者福祉や介護予防などの出前講座を実施しました。
- 福祉サービスに関する制度について、住民へより分かりやすく伝えられるよう、広報紙や町ホームページ、町社会福祉協議会の「社協だより」を年4回発行し、情報提供の充実を図りました。
- 地域支え合いセンターだよりを年に2回発行し、被災者支援の状況などの情報提供を行いました。
- 高齢者の集まる場（地域の集いなど）において、介護予防や福祉サービスについての情報提供を実施しました。
- 民生委員・児童委員定例会や介護支援専門員部会などに参加し、介護保険制度や福祉サービスの情報提供を実施しました。
- 高齢者及び障がい者虐待防止のための権利擁護*に関する研修を開催し、虐待防止の啓発に取り組みました。

基本目標2 健康でいきいきと暮らせるまち

① 福祉サービスの適切な利用推進

- 福祉・保健・介護・医療に関する情報を迅速にわかりやすく提供することができるように、町ホームページ、広報紙などによる情報提供の充実を図りました。また、高齢者などに対しては、健康づくり事業や介護予防事業などの機会をとらえて、必要な情報の提供を実施しました。
- 高齢者が医療や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される体制の構築を図りました。
- 障がいのある人の自立に向け、入院や入所から地域生活への移行、地域生活の継続支援といった課題に対応するため、地域の社会資源を活用しながら、障がい者などの生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図りました。
- 保育園、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター*や相談事業の充実を図り、安心して子育てできる環境づくりを推進しました。

② 生きがいづくりの推進

- シルバー人材センター*などにおいて、高齢者の方々が働くことを通じて生きがいを得るとともに、これまで培った経験や知識、技能を生かし、地域社会に貢献する活動を継続的に支援しました。
- 老人クラブ活動などを通して、高齢者の豊かな知識や経験などを地域社会で生かせる機会の創出を図りました。
- 障がいのある方が、個々の持つ能力を最大限に活用し、自らが地域共生社会の一員として活躍できる場として障がい者の就労支援を積極的に取り組みました。

基本目標3 安心して暮らせるまち

① 安心して利用できるサービスの提供

- 高齢者福祉相談や成年後見相談、心配ごと相談、障がい者相談、母子相談などを継続して実施しました。
- 民生委員・児童委員、地域福祉推進員、地域包括支援センターで受け付ける相談、また検診や健康相談の際にあった相談については、必要に応じて関係機関と連携し、専門的な相談は、的確にその窓口につながるよう相談支援を行いました。
- 各関係機関に対し、成年後見制度*の研修会を実施しました。また、親族がいないなどの理由の際は、町長申立てにより成年後見制度の申請を行いました。
- 地域包括支援センターや民生委員・児童委員、地域福祉推進員などの関係機関と連携を密にし、虐待*や暴力に関わる要援護者の早期発見と解決に向けた相談支援に努めました。
- 要保護児童対策地域協議会*において、要保護児童に関する情報交換や支援内容の協議に努めました。
- 平成 27 年度(2015 年度)から生活困窮者自立支援制度*が開始され、町社会福祉協議会において生活困窮者自立支援事業での相談支援を行いました。
- 熊本県が委託するグリーンコープ生協くまもと(生活協同組合連合会)及び学校法人松本学園と町社会福祉協議会、町が連携し、生活困窮者へ支援(家計管理・就業活動・学習支援・食糧支援)を行いました。
- 障がいのある方が、親なき後も安心して生活できるように地域生活支援拠点*などの整備を実施しました。

② 安全・快適な生活基盤の整備充実

- 高齢者・障がい者の住宅改造助成事業、介護保険制度及び地域生活支援事業*の住宅改修事業などにおいて、住宅のバリアフリー化への支援を行いました。
- 庁内関係各課と連携して、バス路線や高齢者の外出手段の調査・検討を実施しました。
- 庁内関係各課と連携して、移動販売について調査と事業の実施を行いました。

③ 地域ぐるみの防災・防犯体制づくり

- 民生委員・児童委員や自主防災組織と連携して、避難行動要支援者の把握に努めました。
- 風水害などの発災前後には、関係機関と協力して避難支援や安否確認などを実施しました。
- 各自主防災組織が中心となり、防災訓練を実施しました。
- 町広報紙や町ホームページにおいて、地域住民に対する避難所の周知や災害時の備えなどの防災に関する情報の啓発を行いました。
- 暮らし安全推進室において、地域の要望に合わせ、集会などでの防災講座を行いました。
- 災害時に避難行動要支援者を対象としたバリアフリーなどの機能を備えた福祉避難所*として、総合

保健福祉センターや各福祉センターを指定するとともに、町内外の 7 つの社会福祉施設と福祉避難所の設置協定を締結しました。

- ひとり暮らし高齢者や障がいのある人の安否確認を行う緊急通報システム*の普及活動に努めました。
- 認知症などの行方不明者の早期発見につなげるGPS端末の貸与を行いました。
- 上益城5町で共同の消費生活相談窓口を設置し、消費者相談を受けました。甲佐町は毎週木曜日にいこいの家ボランティア室にて実施しました。
- 消費者トラブル防止に向けて、出前講座などの啓発活動を実施しました。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

第3期計画では「相手を思いやる気持ちを持ち、みんなが支え合い、幸せに暮らせるまち」を基本理念として、甲佐町における地域福祉の推進に向けて取り組んできました。

しかしながら、一人ひとりの地域に関する意識の低下や家庭・地域における課題解決力の弱まりが懸念され、地域福祉活動の担い手不足や制度の狭間や複合的な課題への対応が喫緊の課題となっている状況があります。

このような中、誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく過ごすためには、「受け手側」と「支え手側」に分かれるのではなく、一人ひとりが役割をもち、地域福祉の推進を通して「地域共生社会」の実現を目指す必要があります。

「地域共生社会」の実現に向けては、地域住民をはじめ、地域で活動する人・団体、事業所、福祉関係者そして行政が世代や分野を超えてつながり、一丸となって地域づくりを推進していくことが重要となります。

本計画では、甲佐町の地域福祉を取り巻く現状と課題、第7次甲佐町総合計画（基本構想）におけるまちの将来像を踏まえて、基本理念を以下のとおり定めます。

つながりで包む 地域づくりをめざして

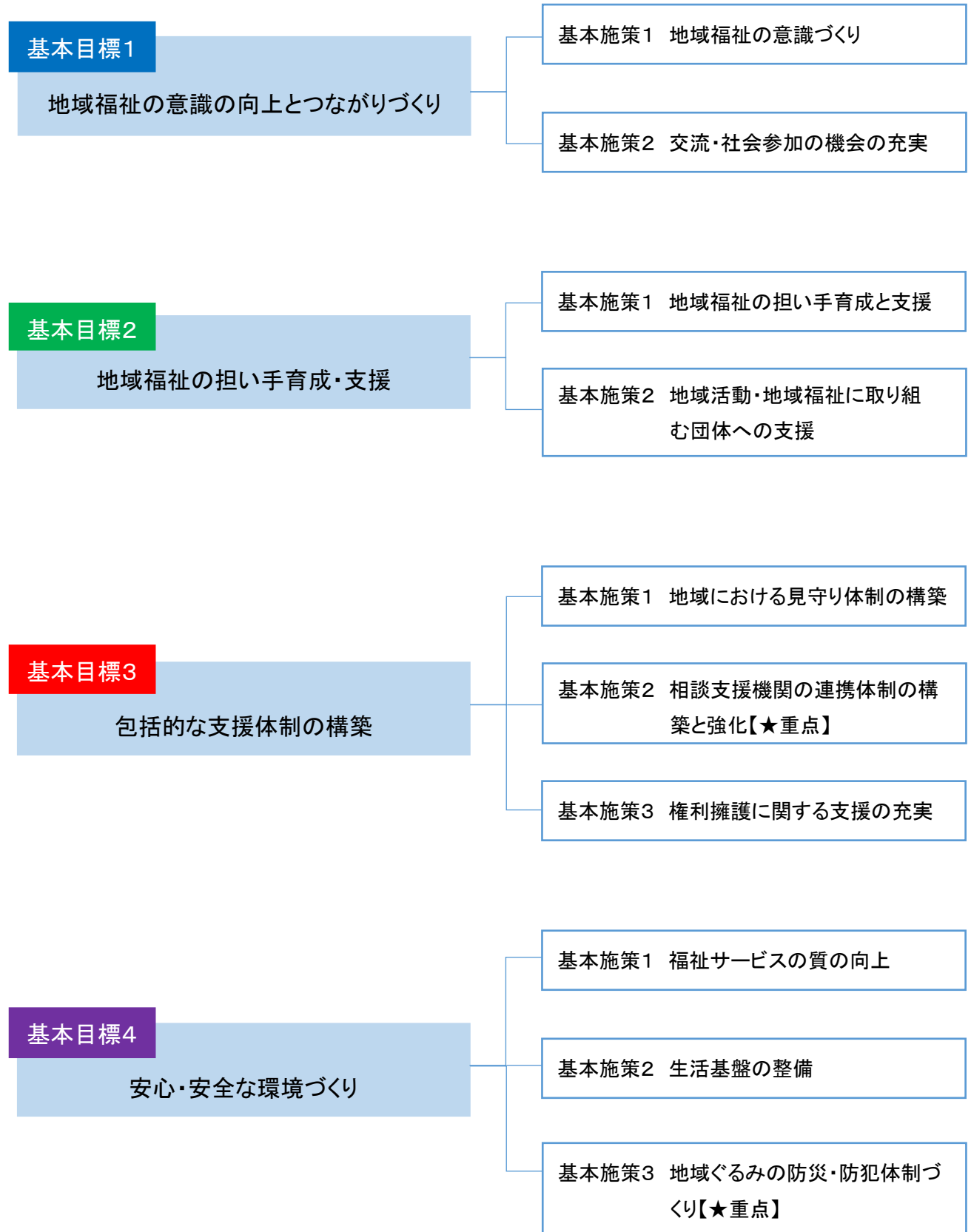
第3期甲佐町地域福祉計画から引き続き、下記のスローガンも掲げていきます。

こ 幸福を
う 生み出す一歩
さ 「支えあい」

■ 第7次甲佐町総合計画（基本構想）におけるまちの将来像 ■
「人と自然が共生し、にぎわいを育む安全・安心・快適を実感できるまち
～花と緑と鮎のまち 甲佐」

2. 施策の体系

基本理念の実現に向けて、基本目標と基本施策を以下のように整理します。



3. 基本目標

基本目標1 地域福祉の意識の向上とつながりづくり

一人ひとりが地域や福祉を「我が事」として捉え、興味・関心をもつことは、地域福祉の推進の基盤となります。地域住民の地域や福祉に対する意識の低下や異なる立場の人への差別・偏見の解消が課題となっていますが、住民同士の助け合いは大切だと思う人や、現状よりも親密な近所付き合いを求める人も多くみられます。

このような状況を踏まえ、一人ひとりが地域や福祉に関心をもち、普段の近所付き合いを助け合いの実践につなげられるよう、生涯を通じた福祉・人権学習の機会の提供に取り組みます。

また、地域のつながりの弱体化や社会的孤立*の課題も顕在化していることから、異なる世代や立場の人との交流機会の提供や地域で定期的・継続的に集うことのできる居場所づくりを推進します。

基本目標2 地域福祉の担い手育成・支援

地域活動・地域福祉における新たな担い手不足、既存の担い手における高齢化・固定化や負担の偏りは大きな課題となっており、新たな担い手の確保と、既存の担い手や活動団体に対する支援が求められています。一方で、条件が合えば活動に参加する可能性が高まる住民も多くみられることから、気軽に参加することのできる仕組みづくりについても検討する必要があります。

このような状況を踏まえ、地域や福祉の活動を「みんなで担う」ことができるよう、既存の担い手への負担軽減を図るとともに、新たな担い手の発掘・育成に取り組みます。また、地域活動・地域福祉に取り組む団体が活動しやすい環境づくりに向けて、情報提供や団体同士の連携支援に取り組みます。

基本目標3 包括的な支援体制の構築

社会的孤立など、地域で何かしらの支援を求める人が把握しづらい状況がみられるとともに、個々の地域福祉の担い手や制度・分野ごとの相談支援機関では対応できない複合的な課題を抱える人・世帯や制度の狭間にある人への対応が課題となっています。

このような状況を踏まえ、地域で支援を必要とする人が潜在化・孤立化しないよう、地域における見守り体制を強化するとともに、各主体間が連携し、分野を超えた包括的な支援ができるような体制づくりに取り組みます。

また、全ての人の権利が守られ、その人らしい生活を送ることができるよう、権利擁護に向けた取組の推進を図るとともに、DV*など虐待の予防と早期発見に向けて取り組みます。

基本目標4 安心・安全な環境づくり

生活環境の整備や公共交通などの充実、だれもが安心・安全に暮らすことのできる地域福祉の推進に当たっての基盤となります。また、災害時などの対策について不安を持つ人は多く、地域での防災対策や災害時支援、要支援者に対する支援体制づくりが重要となっています。

引き続き、生活環境や公共交通などの整備・充実に向けて取り組むとともに、安心・安全な地域づくりのため、防災・防犯体制づくりに努めます。

また、利用者がニーズに合った適切な福祉サービスを利用できるよう、福祉サービスの質の向上に取り組みます。

第4章 施策の展開

基本理念の実現に向けて設定した基本目標と基本施策を踏まえ、甲佐町で地域福祉を推進していくための具体的な取組などを整理します。

本章では、「行政の取組」を示すとともに、「地域住民に期待される役割」、「地域福祉活動の関係者に期待される役割」を例示していますが、地域福祉の推進に当たっては、行政、地域住民、地域福祉活動の関係者のそれぞれが連携を図りながら、一体となって取組を進めます。

■基本施策の成果指標

成果指標の名称	単位	令和2年度（現状値）	令和8年度（目標値）
「地域福祉」の満足度	%	78.1（60.1）	86.3

基本目標1 地域福祉の意識の向上とつながりづくり	
基本施策1 地域福祉の意識づくり	① 福祉・人権教育の推進 ② 広報・啓発活動の充実
基本施策2 交流・社会参加の機会の充実	③ 多様な交流の機会づくり ④ 地域における居場所づくり
基本目標2 地域福祉の担い手育成・支援	
基本施策1 地域福祉の担い手育成と支援	⑤ 担い手の発掘・確保、育成
基本施策2 地域活動・地域福祉に取り組む団体への支援	⑥ 地域活動・地域福祉に取り組む団体の周知と支援 ⑦ 地域活動の拠点づくりへの支援
基本目標3 包括的な支援体制の構築	
基本施策1 地域における見守り体制の構築	⑧ 地域での声掛け・見守りの促進 ⑨ 地域の見守りネットワークづくりの促進
基本施策2 相談支援機関の連携体制の構築と強化【★重点】	⑩ 身近な地域の相談体制の充実 ⑪ 総合的・包括的な相談支援体制の構築・強化
基本施策3 権利擁護に関する支援の充実	⑫ 成年後見制度の利用促進 ⑬ 虐待の早期発見体制の強化
基本目標4 安心・安全な環境づくり	
基本施策1 福祉サービスの質の向上	⑭ サービスの質の向上 ⑮ 福祉サービスの情報公開の推進
基本施策2 生活基盤の整備	⑯ だれもが住みやすい生活環境の整備 ⑰ 安心して利用できる公共交通などの検討
基本施策3 地域ぐるみの防災・防犯体制づくり【★重点】	⑱ 防災意識の向上 ⑲ 災害時の支援体制の構築 ⑳ 防犯対策の推進

基本目標1 地域福祉の意識の向上とつながりづくり

▶基本施策1 地域福祉の意識づくり

地域福祉の推進に向けて、一人ひとりが福祉や人権に関心を持ち、正しい知識や認識をもつことができるよう、子どもから高齢者まで生涯にわたって福祉・人権教育に取り組むことができる環境づくりを行います。

地域福祉に関する広報・啓発活動を通じて、一人ひとりが「地域」や「福祉」を「我が事」として捉え、地域での助け合いへと繋げることができるような意識づくりに取り組みます。

【具体的な取組】

① 福祉・人権教育の推進

行政の取組	地域住民に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 人権に関する講座やイベントを開催し、一人ひとりが人権に関する正しい知識・認識を持つことができるよう、人権教育を推進します。 ● 民生委員・児童委員や地域福祉推進員、認知症サポーターなどの様々な活動を支援し、地域福祉に対する意識の向上を図ります。 ● 住民が地域福祉に関心を持ち、助け合いの実践につながられるよう、地域福祉に関する事業の充実を図ります。 ● 福祉講演会、認知症サポーターなどの福祉研修を実施し、福祉に関する意識向上と積極的な福祉活動への参加促進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● お互いを尊重する。 ● 近所であいさつをする。 ● 思いやりやいたわりの気持ちを持つ。 ● 困っている人を見かけたら声をかける。
	<p>地域福祉活動の関係者に期待される役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 困っている人を見かけたら声をかけ、支援が必要な場合は関係機関につなげる。 ● 行事、イベントの開催は地域住民（高齢者、障がいのある人、子どもなど）が参加しやすいように配慮する。

② 広報・啓発活動の充実

行政の取組	地域住民に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 町広報紙や町ホームページ、自治会などを通じて地域福祉に関する広報・啓発事業を推進します。 ● 地域福祉にかかわる民生委員・児童委員、地域福祉推進員などが行う広報・啓発活動を支援します。 ● 各種講座などの機会を用いて、地域福祉や人権に関する正しい知識の啓発と理解を深める取組の推進を図ります。 ● 住民の地域福祉に関する行事やイベントの開催を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報に対する関心を深め、情報を積極的に活用する。 ● 講習会などに積極的に参加する。 ● 回覧、広報紙配布、情報伝達に協力する。
	<p>地域福祉活動の関係者に期待される役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 回覧、広報紙配布、情報伝達を積極的に行う。 ● 高齢者や障がいのある人など、情報が入手しづらい人に対する支援に取り組み、支援が必要な場合は関係機関につなげる。

▶基本施策2 交流・社会参加の機会の充実

地域でのつながりの醸成に向けて、身近な地域で気軽に集い、様々な人と交流することができる機会・場づくりに取り組みます。

社会・地域で孤立する人を生みださないよう、地域で定期的・継続的に集うことのできる居場所づくりを促進します。

【具体的な取組】

③ 多様な交流の機会づくり

行政の取組	地域住民に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 幅広い年齢層の福祉活動への参加に向け、高齢者と子どもなど、異なる世代間で交流する機会づくりを進めます。 ● 自治会の活動や地域活動、子育て支援活動、生涯学習やスポーツ活動などの機会を活用し、仲間づくりや地域住民同士の交流を促進します。 ● コロナ禍における活動方法の紹介。 ● コロナ禍における活動運営支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域でのイベントや学習の機会などに積極的に参加する。 ● 自分の持っている知識や経験を生涯学習の場で生かす。 ● 感染症対策の徹底。
	地域福祉活動の関係者に期待される役割
	<ul style="list-style-type: none"> ● 誰もが参加しやすい行事、イベントを開催する。 ● 世代間交流の場、機会を提供する。 ● 感染症対策の徹底。

④ 地域における居場所づくり

行政の取組	地域住民に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防に向けた高齢者の集いの場や認知症カフェ、児童の預かりなど、地域における多様な居場所づくりを推進します。 ● 公民館や総合保健福祉センター、各地区の福祉センターなどの施設について、居場所や活動拠点としての有効活用、利用促進を図ります。 ● コロナ禍における活動の場の提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者、障がいのある人、子どもなど、立場や年代が異なる人との交流の場に積極的に参加する。
	地域福祉活動の関係者に期待される役割
	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で社会的孤立状態にある人・世帯を把握し、地域で居場所が持てるよう支援する世代間交流の場、機会の提供。 ● 高齢者や障がいのある人など、様々な人が集うことのできる居場所づくり。 ● 感染症対策の徹底。

【主要事業】

○多様な交流の機会づくり

地域の人が気軽に集まれる場として、老人いこいの家、各福祉センターを活用するとともに、各地域の公民館などで行われる活動を支援します。

■主要事業の成果指標

主要事務事業	成果指標名	単位	令和2年度	令和8年度
地域や隣近所との付き合い	福祉センター利用延べ人数	人	236	300

基本目標2 地域福祉の担い手育成・支援

▶基本施策1 地域福祉の担い手育成と支援

地域活動・地域福祉に取り組む団体の周知や、講座の開催を通して、新たな担い手の確保に取り組みます。また、条件が合えば参加する可能性が高まる住民も多くいることから、無理のない範囲で参加ができる仕組みづくりや、興味のある活動に気軽に取り組めるような機会づくりに努めます。

【具体的な取組】

⑤ 担い手の発掘・確保、育成

行政の取組	地域住民に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な広報媒体やイベントを利用し、地域福祉活動に関する情報提供を行い、活動参加へのきっかけにつなげます。 ● 行政、町社会福祉協議会、甲佐町ボランティアセンターと連携し、ボランティアに関する研修会や講座などを開催し、新たなボランティアとなる人材の発掘、育成を図ります。 ● 介護予防や障がい者福祉、子育て支援をはじめとする様々な分野において、ボランティアやサポーターの養成を行うとともに、地域で活躍できるような環境づくりに努めます。 ● 小中学校における福祉体験活動やボランティアや福祉に関する講座、講演会の実施を通して若い世代が地域福祉活動に参加するきっかけづくりや情報提供に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民同士の支え合い意識を高める。 ● 地域活動に参加する。
	地域福祉活動の関係者に期待される役割

▶基本施策2 地域活動・地域福祉に取り組む団体への支援

地域活動・地域福祉に取り組む団体の活性化に向けて、活動団体の周知や活動団体間での連携促進、活動に有益な情報提供などに取り組みます。

担い手の負担も課題となっていることから、より活動しやすい環境づくりに向けて、情報提供や相談対応、助成制度の実施などの支援に努めます。

【具体的な取組】

⑥ 地域活動・地域福祉に取り組む団体の周知と支援

<p>行政の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 様々な広報媒体を利用し、地域住民に向けて地域や地域福祉に取り組む団体の役割や活動内容を周知します。 ● 民生委員・児童委員、地域福祉推進員の役割や活動内容を住民に周知し、住民が活動への理解や関心を深め、民生委員・児童委員、地域福祉推進員が活動しやすい環境づくりに取り組みます。 ● 参加したい人が希望する活動へ参加できるよう、当事者組織についての情報提供に努めます。 	<p>地域住民に期待される役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域活動や地域福祉の情報に関心をもち、理解を深める。 ● 当事者活動に関する理解を深め、交流の機会に参加する。
	<p>地域福祉活動の関係者に期待される役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 活動の内容や地域福祉に関する情報について積極的に周知する。

【具体的な取組】

⑦ 地域活動の拠点づくりへの支援

<p>行政の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の集会所などを拠点にした身近で気軽に集まることのできる地域活動の場づくりを支援します。 ● 公民館や総合保健福祉センター、各地区の福祉センターなどの公共施設について、居場所や活動拠点としての有効活用、利用促進を図ります。【再掲】 ● 福祉施設が福祉教育実践の場として、また、地域との交流の場としてその機能を十分に発揮できるよう、サービス提供事業者の理解と協力を求めながら、施設の地域開放を図ります。 	<p>地域住民に期待される役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域コミュニティ活動などに積極的に参加する。 ● 地域の公共施設を大切に使用する。
	<p>地域福祉活動の関係者に期待される役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公民館や地域の施設を交流の場として活用する。 ● 地域活動や地域住民が集える場として、各福祉センターや公民館などを積極的に活用する。 ● 地域内の既存施設の安全性確保と適切な管理・運営を推進する。

【主要事業】

○地域福祉活動の支援

甲佐町ボランティアセンター、地区社会福祉協議会、障がい福祉団体などによる地域福祉活動の運営を支援し、活動の充実を図ります。

○地域の担い手づくり

地域福祉の担い手や後継者育成の支援やボランティアへの参加意欲を持つ住民が積極的に参加する機会を増やすことで、地域で支え合う体制の構築を図ります。

■主要事業の成果指標

主要事務事業	成果指標名	単位	令和2年度	令和8年度
ボランティア活動の推進	地域福祉推進助成事業対象団体	団体	7	10

基本目標3 包括的な支援体制の構築

▶基本施策1 地域における見守り体制の構築

何らかの支援を必要とする人・世帯が地域で潜在化・孤立しないよう、地域での声掛けや見守りの体制を構築するとともに、地域での気づきを適切な支援につなぐことのできるネットワークづくりに取り組みます。

【具体的な取組】

⑧ 地域での声掛け・見守りの促進

行政の取組	地域住民に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 行政と地域住民や事業者などが連携し、昼間一人になる高齢者や登下校時の子どもの見守り活動を推進します。 ● 自治会、民生委員・児童委員、地域福祉推進員を中心とした、社会的孤立状態の人・世帯や認知症のある人、ひきこもり*の人などに対する見守りや声掛けを促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 隣近所に住む人を知り、声掛けを心がける。
	地域福祉活動の関係者に期待される役割 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域行事などに要介護高齢者や障がいのある人、子育て家庭などへ積極的に参加の声掛けをする。 ● 高齢者や登下校時の子どもの見守りを行う。

⑨ 地域の見守りネットワークづくりの促進

行政の取組	地域住民に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ● ひとり暮らし高齢者や障がいや認知症のある人など、地域での要配慮者の把握を行うとともに、緊急時に対応することのできるネットワークづくりを促進します。 ● ひとり暮らし高齢者世帯などにおける緊急通報システムの普及啓発に努めます。 ● 自治会、民生委員・児童委員、地域福祉推進員などが把握した支援が必要な人・世帯を、必要な支援につなげていくことができるよう、地域の担い手と専門機関・専門職などの連携を促進します。 ● 自治会、地域住民、民生委員・児童委員、地域福祉推進員、町社会福祉協議会などの関係者間において、情報・課題の共有や解決策の検討を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民同士の支え合い意識を高める。
	地域福祉活動の関係者に期待される役割 <ul style="list-style-type: none"> ● 身の回りにどのような困りごとを抱えている人がいるかについて情報の収集に努める。

▶基本施策2 相談支援機関の連携体制の構築と強化【★重点】

80代の高齢の親と就労していない50代の子が同居している世帯、いわゆる8050*世帯や介護と育児に同時に直面するダブルケア*などの複合的な課題や、ひきこもり*、ゴミ屋敷などの既存の福祉サービスだけでは対応が困難である制度の狭間の問題への対応に向けて、関係団体・機関のなかで支援が必要な人の情報や地域の課題を共有し、取組を検討・推進するための場・仕組みづくりを進めます。

また、支援を必要とする人が潜在化せずに、適切な支援・サービスにつながるよう、各種相談窓口（町、町社協、各相談支援センターなど）の充実・支援を図るとともに、分野を超えた総合的な相談支援体制の構築に取り組みます。

【具体的な取組】

⑩ 身近な地域の相談体制の充実

行政の取組	地域住民に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の気軽な相談窓口としての機能を充実させるため、民生委員・児童委員による訪問活動を促進し、その役割の周知に努めます。 ● 自治会、民生委員・児童委員、地域福祉推進員などによる地域福祉活動を支援し、身近で気軽に相談できる機会の提供に努めます。 ● 相談に対応する行政職員（窓口・教育施設・福祉施設など）に対し、研修などへの参加を促し、技術向上を図ります。 ● 行政や町社会福祉協議会などにおいて、ワンストップサービス*機能を兼ね備えた、気軽に相談できる窓口対応に努めます。 ● ひきこもり者などの支援については、アウトリーチ*を通じた継続的支援の実施に努めます。 ● 生活困窮者に対しては、相談・指導や就労支援などの自立に向けて、町社会福祉協議会や関係機関と連携しながら支援します。 ● 様々な相談窓口が受けた相談や地域福祉の担い手に対する相談について、必要に応じて関係機関と情報の共有を行い、総合的な対応ができるような相談支援に取り組みます。 ● コロナ禍において、失業や休職を余儀なくされた方に対する生活支援を町社会福祉協議会や関係機関と連携しながら支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談窓口を知っておく。 ● 支援が必要なときは相談する。
	地域福祉活動の関係者に期待される役割
	<ul style="list-style-type: none"> ● 声掛けや見守り活動、手助けなどの身近な活動を推進する。 ● 行政や関係機関につなげる役割を担う。 ● 地域への広報活動を行い、相談支援機関の周知を図る。

⑪ 総合的・包括的な相談支援体制の構築・強化

行政の取組	地域住民に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な新たな支援体制を構築するために、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」について実施に向けた準備を行います。 ● 地域包括支援センター、障がい者相談支援センター*、地域子育て支援センター*、介護保険施設等で、介護、障がい、子育てに関する総合的な相談ができるよう、相談支援機能の強化を図るとともに、関係機関とのネットワークの構築による迅速な支援につなげます。 ● 保健・医療・介護・福祉分野の連携・協力体制を強化し、支援が必要な人に対する相談体制やサービス提供の充実に努めます。 ● 複合的な課題や制度の狭間の問題に対応できるよう、地域活動団体や専門職が連携し、分野横断的な支援を行うとともに、地域ケア会議*や自立支援協議会*、要保護児童対策地域協議会などの既存の会議体を活用し、多分野での地域課題の共有とその解決策を検討する機会づくりに取り組みます。 ● 自殺対策については、地域活動団体や関係機関などと連携し、抱えている問題の早期発見に努め、課題の解消につながるよう、適切な支援を行います。 	地域住民に期待される役割
	<p data-bbox="898 506 1442 551">地域福祉活動の関係者に期待される役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 相談窓口を知っておく。 ● 支援が必要なときは相談する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 行政や関係機関につなげる役割を担う。 ● 地域への広報活動を行い、相談支援機関の周知を図る。 ● 他の活動団体・機関・専門職の役割や機能を理解する。

▶基本施策3 権利擁護に関する支援の充実

ひとり暮らしの高齢者や認知症のある人などの権利が守られ、その人らしい生活を送ることができるよう、権利擁護に関する制度の周知・啓発や各種関連機関との連携による権利擁護の支援に取り組みます。

また、DVなど虐待の早期発見と解決に向けて、相談先の周知や相談支援の充実を図ります。

【具体的な取組】

⑫ 成年後見制度の利用促進

行政の取組	地域住民に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 判断能力が十分ではない人を守る地域福祉権利擁護事業*と成年後見制度の普及のため、制度の周知や利用促進を図るとともに、地域包括支援センターなどの関係機関との連携を進め、相互連絡体制を構築し、必要な人に制度の利用が進むよう体制づくりに努めます。 ● 法人後見*の導入について検討を進めるとともに、その法人が中心となり、被成年後見人の身近な親族や地域の関係者、福祉・医療・介護の関係者が被成年後見人を日頃から支援する体制の整備に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度を知る。
	地域福祉活動の関係者に期待される役割
	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度を理解し、活動の中で普及・啓発を行う。

⑬ 虐待の早期発見体制の強化

行政の取組	地域住民に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員・児童委員、地域福祉推進員、障がい者相談員*・家庭児童相談員*や関係機関との連携を密にし、虐待や暴力に関わる要援護者の早期発見に努めます。 ● 地域で行う見守り活動の充実や相談・通報先の周知を行い、虐待の早期発見につなげます。 ● 早期の問題解決を図るため地域包括支援センターや障がい者虐待防止センター*、民生委員・児童委員、地域福祉推進員、障がい者相談員・家庭児童相談員や教育委員会などの関係機関との連携を強化し、虐待防止ネットワークの充実を図るとともに、地域ケア会議や町要保護児童対策地域協議会などにおいて問題解決に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 虐待予防について知識を深める。 ● 相談窓口(通報先)を知る。
	地域福祉活動の関係者に期待される役割
	<ul style="list-style-type: none"> ● 見守り、通報、早期発見に努める。

【主要事業】

○包括的支援体制の整備

生活課題を抱える地域住民やその家族などからの相談に応じ、複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会をはじめ、庁内の他部門と連携して相談支援体制を整備します。

○生活困窮者の自立支援の取組と社会参加の促進

生活困窮者自立支援制度における生活に困難を抱える方に対し、町社会福祉協議会と連携し、相談支援を行い、個々の状況に応じた就労支援、生活支援等を継続的に実施することで自立と社会参加を促進します。

○見守りネットワークの形成

地域の各種団体などとの連携・協力により、地域見守りネットワークの形成を推進します。

○地域の集いの推進

高齢者とともに地域で支え合う仕組の整備を行うために、「地域の集い」の推進と支援に努めます。

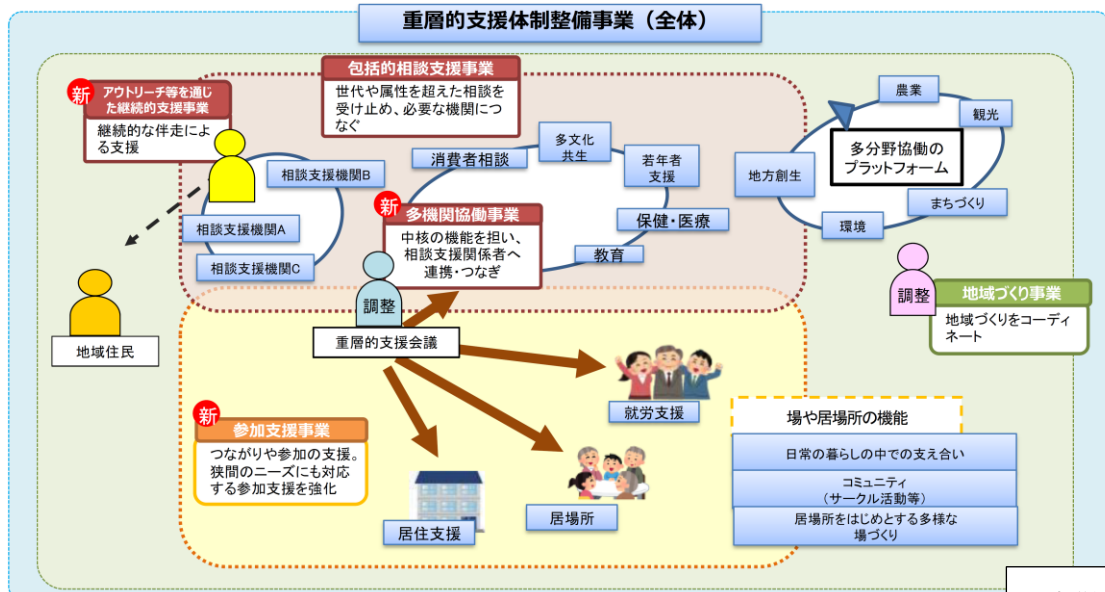
■主要事業の成果指標

主要事務事業	成果指標名	単位	令和2年度	令和8年度
包括的支援体制の整備	生活相談解決率	%	93.2	100.0
地域包括ケアシステムの構築	地域の集い参加者実人数	人/年	492	750

【「重層的支援体制整備事業計画」の策定を見据えた位置づけ】

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



「重層的支援体制整備事業」とは、市町村において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するために、

① 相談支援(1号)

【アウトリーチ等を通じた継続的支援(4号)、多機関協働(5号)、支援プラン(6号)を含む】

② 参加支援(2号)

③ 地域づくり(3号)

の3つを支柱とし、これらを一体的に実施する事業として、社会福祉法の改正に基づき創設されました(令和3年度から施行)。

現時点では、当該事業の実施又は移行は、市町村の任意となっていますが、甲佐町においては、この第4期の地域福祉計画の期間内に、実施に向けた検討・準備を進めていく方針としているため、これらを本計画にも反映させることとしました。

※「重層的支援体制整備事業」は、社会福祉法第106条の4第2項の1号から6号までの以下に示すすべての事業を実施することが必須要件となっています。

重層的支援体制整備事業について (社会福祉法第106条の4第2項)

○重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。

①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。

②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号	参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新	
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの(※通いの場を想定)
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新	
第5号	多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新	
第6号	支援プランの作成(※)	新	

(注)生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。
(※)支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

厚生労働省資料

基本目標4 安心・安全な環境づくり

▶基本施策1 福祉サービスの質の向上

福祉サービスの適切な利用促進に向けて、利用者のニーズに応じたサービスのあり方を検討していくとともに、多様な機会・媒体を利用した情報提供に努めます。

【具体的な取組】

⑭ サービスの質の向上

行政の取組	地域住民に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者や障がいのある人が、身近な地域で生活を送ることができ、真に適正なサービス利用が行われるよう、ニーズに合ったサービスの検討、サービス提供事業者への指導、助言に努めます。 ● 社会福祉法に基づく社会福祉法人による「地域における公益的な取組*」の実施支援に取り組み、多様な福祉サービスが提供されるよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● サービスについての意見や要望、アイデアなどを積極的に伝える。
	地域福祉活動の関係者に期待される役割 <ul style="list-style-type: none"> ● ニーズに合ったより良いサービス提供に努める。 ● サービス従事者研修やサービスの評価を行い、技術の向上と意識の啓発を図る。

⑮ 福祉サービスの情報公開の推進

行政の取組	地域住民に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 住民が自ら希望する福祉サービスなどを選択し、利用できるよう、サービス提供事業者によるサービス情報の提供を促進します。 ● ケアマネージャーなど、福祉サービスに携わっている方々の協力を得て、福祉関連情報の提供の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政や町社会福祉協議会、関係機関などが発信する情報に関心を深めるとともに、情報を積極的に活用する。
	地域福祉活動の関係者に期待される役割 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の中で、誰がどのような場で援助を必要としているか、情報収集と関係機関との連携を行う。

▶基本施策2 生活基盤の整備

全ての住民が安全に安心して暮らすことができるよう、道路や公共施設などのユニバーサルデザイン*化、バリアフリー化を推進するとともに、配慮が必要なことが外見からわかりにくい人にとっても暮らしやすいまちづくりに努めます。

また、誰もが利用しやすい公共交通体系の構築に取り組みます。

【具体的な取組】

⑩ だれもが住みやすい生活環境の整備

行政の取組	地域住民に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 道路や公共施設のバリアフリー化、住居のバリアフリー化への支援、家庭内の事故防止対策の周知など、地域や家庭の安全対策を進めます。 ● 町営住宅の補修・整備の時期に、高齢者などにとっても住みやすいよう、改善に努めます。 ● ヘルプマーク*など配慮が必要なことを知らせるマークの普及を図り、全ての人が暮らしやすいまちづくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路や公園、公共施設の清掃及び適正利用に努める。 ● 思いやりのある行動に努める。
	地域福祉活動の関係者に期待される役割 <ul style="list-style-type: none"> ● 道路や公園、公共施設の清掃及び適正利用に努める。

⑪ 安心して利用できる公共交通などの検討

行政の取組	地域住民に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通機能について利便性の向上や機能の強化を図り、誰もが利用しやすい交通環境の形成に向けて取り組みます。 ● 利用しやすい交通体系の調査研究を進めるとともに、新たな交通手段の導入調査などを行い、交通空白地をつくらない交通網の設定に取り組みます。 ● 公共交通としての受益者負担の考え方と、交通弱者への移動支援としての役割の整理を行い、持続可能な運行に努めます。 ● 身体的理由などで外出の困難な高齢者や障がいのある人への移動支援のサービスの提供など、移動が困難な方の外出しやすい環境づくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電車・バスで席をゆずる。
	地域福祉活動の関係者に期待される役割 <ul style="list-style-type: none"> ● 子ども・高齢者・認知症や障がいのある人などの外出支援について理解を深める。

▶基本施策3 地域ぐるみの防災・防犯体制づくり【★重点】

住民の防災活動等への積極的な参加を促進するため、一人ひとりの意識向上に向けて取り組むとともに、災害時に支援が必要な人への支援体制づくりを促進します。

日常生活の安全・安心の確保に向けて、個人の防犯意識・対策を高めるとともに、地域の防犯力の向上にも取り組みます。

⑱ 防災意識の向上

行政の取組	地域住民に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所の周知や災害時の備えなど、防災意識を高め、必要な知識を身につけるため、学校などでの防災教育や町広報紙、町ホームページなどを活用した住民に対する啓発、情報提供の充実を図ります。 ● 洪水、土砂災害のハザードマップ*を各地区の防災活動に活用するよう周知、啓発を進めます。 ● 地域の防災訓練実施の際に、自ら避難することが困難な方々(避難行動要支援者)が参加する取組を支援します。 ● 自主防災組織のリーダーを対象に防災研修などを行い、地域防災力の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自宅周辺の危険個所を確認する。 ● 災害ごとの避難先や避難経路を確認する。 ● 家具の転倒防止を行う。 ● 防災グッズを用意する。 ● 防災訓練や防災講座に積極的に参加する。
	地域福祉活動の関係者に期待される役割
	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域や事業所内で防災訓練や防災講座を実施する。 ● 防災に関する情報や制度について普及・啓発する。

⑲ 災害時の支援体制の構築

行政の取組	地域住民に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 避難時に支援が必要な高齢者や障がいのある人などをはじめとする避難行動要支援者に対して災害時に効果的な支援を行うため、地区防災組織と情報共有、連携体制の構築を図ります。 ● 個人情報の取り扱いに配慮しつつ、避難行動要支援者の情報を名簿として整備し、名簿の適正運用・適正管理に取り組みます。 ● 地域における支援が必要な人の見守りとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の作成支援に努めます。 ● 災害時に特別な配慮を必要とする人を対象としたバリアフリーなどの機能を備えた福祉避難所の地域住民への理解促進を図ります。 ● 自主防災組織の活動に対する支援に取り組み、消防団や自治会との連携を促進し、地域の防災力の向上を図ります。 ● 町全体の防災力向上のため、災害時の支援協定を締結するなど、町内の団体などと連携して災害対応を行 	<ul style="list-style-type: none"> ● 町ホームページ、情報アプリたしかめーるなどにより正確な情報の収集を行う。 ● 自治会、自主防災会などへの活動に対し積極的に協力をする。 ● 避難時に近所への声掛けを行う。 ● 消防団への参加、協力をする。 ● 防災訓練や防災講座及び自治会の活動に積極的に参加する。
	地域福祉活動の関係者に期待される役割
	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の安否確認、避難誘導の体制づくりに努める。 ● 自主防災会、民生委員・児童委員などの活動促進。 ● 災害時に配慮が必要な人の把握。 ● 個人情報の保護に十分留意しながら、避難行動要支援者などの情報の

える体制づくりに努めます。	共有化を進める。 ● 避難支援等関係者間の連携体制の強化を図る。
---------------	-------------------------------------

⑳ 防犯対策の推進

行政の取組	地域住民に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における防犯意識を高めるため、町広報紙での啓発や講座の開催など、啓発活動に努めます。 ● 住民が安心して暮らせるよう、警察や関係団体との連携を強化し青色回転灯装備車による防犯パトロールの充実を図り、自主防犯活動の展開を支援します。 ● 関係機関と連携し、多種多様化する消費者被害の実態やその防止方法などの啓発に努めるとともに、相談体制の充実を図り、被害者救済のための支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪に巻き込まれないよう、身近な防犯対策を行う ● 犯罪に巻き込まれない知識を子どもに伝える ● 振り込め詐欺や悪質な訪問販売に注意する
	地域福祉活動の関係者に期待される役割

【主要事業】

○避難行動要支援者名簿の整備

災害時における高齢者や障がい者などの避難体制の整備を促進するため、避難行動要支援者を定期的に把握します。

○避難支援関係者の連携強化

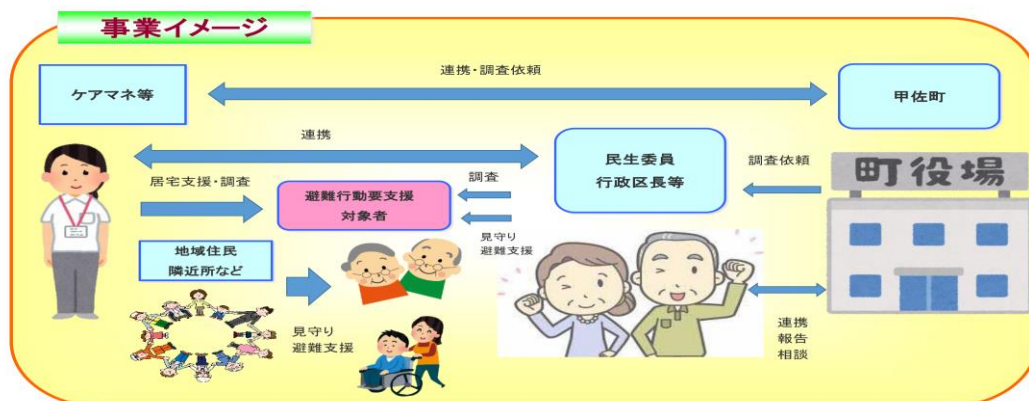
民生委員・児童委員や自主防災組織及び高齢者や障がい者宅を訪問する機会が多い福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員など）と協働しながら個別避難計画を作成します。

○地域防災力の向上

発災時に円滑かつ迅速に避難支援等を実施するために、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力向上に努め、地域防災活動をきっかけとした地域づくりの推進に努めます。

■主要事業の成果指標

主要事務事業	成果指標名	単位	令和2年度	令和8年度
避難行動要支援者避難支援体制の整備	避難行動要支援者個別避難計画作成率	%	71.0	100.0



第5章 計画の推進

1. 協働による計画の推進

行政は住民の福祉向上を目指して社会福祉施策を総合的に推進する責務があります。しかしながら、地域における多様な生活課題を解決するためには行政の取組だけでは担いきれない現状があります。

本計画を円滑に推進するためには、地域住民、関係団体・関係機関、町社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を担うことが必要です。それぞれが果たす責務と期待される役割は以下のとおりです。

(1) 地域住民

地域福祉を充実させることも含め、まちづくりの主役は地域で生活する住民自身です。住民一人ひとりが地域社会の一員であることを自覚し、福祉に対する意識を高め、福祉サービスの受け手にとどまらず、地域福祉の担い手として、地域活動や近所付き合い、ボランティアなどの社会活動に参加するなど、積極的・主体的に地域社会に参画することが求められています。

(2) 民生委員・児童委員、ボランティアなど

自治会や民生委員・児童委員、地域福祉推進員、地区社会福祉協議会、ボランティア・市民活動団体、NPOなどの地域の活動団体は、それぞれがもつ特性や専門性を活かすとともに、きめ細やかな活動により、公的なサービスでは対応できない地域の多様な生活課題を解決することが求められます。

(3) 医療機関、福祉サービス事業者など

福祉サービスの提供者として、住民のニーズに積極的に応え、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、情報提供・公開をはじめ、関係機関や他のサービス事業者との連携の中で、包括的なサービスの提供が求められています。

また、専門的な知識・技術を活かした地域福祉活動への支援が期待されています。

(4) 町社会福祉協議会

地域福祉の推進を担う団体として、社会福祉を目的とする事業の実施、地域福祉活動への住民参加の促進など、地域に密着した様々な事業を推進します。

また、地域福祉の推進・調整役として、地域の様々な福祉課題、生活課題を的確に把握し、住民の生活を支援していくための活動を推進するとともに、地域の活動団体、民間福祉団体の先導役として、連携強化を図ります。

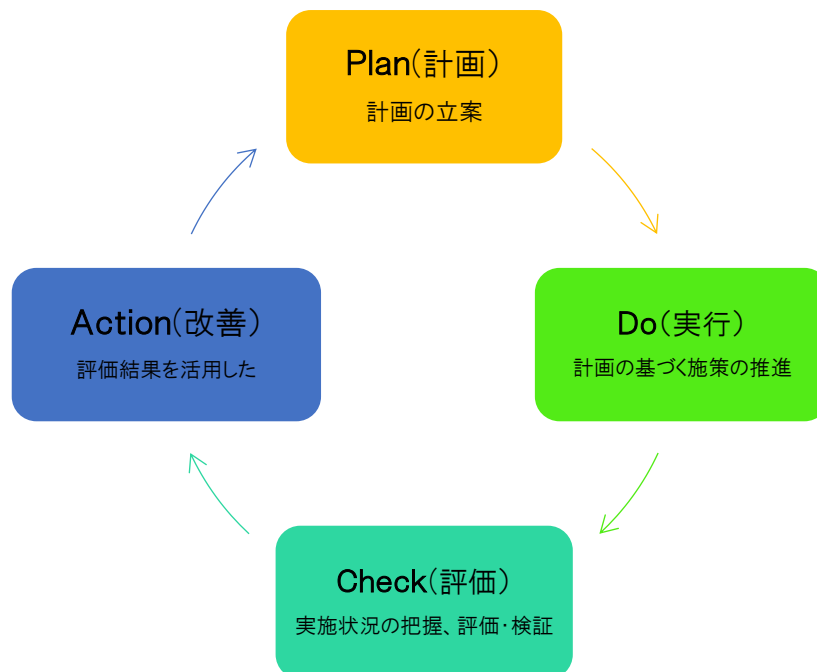
(5) 行政

住民の福祉の向上を目指し、地域の現状やニーズなどを踏まえ、住民、関係団体、関係機関、町社会福祉協議会などと相互に連携・協力を図り、福祉施策を推進します。

2. 計画の点検・評価

計画の推進のためには、計画策定（Plan）後、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画の推進管理については、住民、関係団体・関係機関、町社会福祉協議会などと連携しながら、計画の進捗状況や達成状況について把握し、評価・検証を行うなど、協働による計画の実効性・実現性を目指します。



第2部 自殺対策推進計画



目次(第2部)

第1部 第4期地域福祉計画.....	1
第2部 自殺対策推進計画.....	71
第1章 計画の概要.....	73
1. 計画策定の背景と趣旨.....	73
2. 計画の法的根拠.....	74
3. 計画の期間.....	74
4. 計画の数値目標.....	74
第2章 甲佐町における自殺の状況.....	75
1. 自殺者数・自殺死亡率.....	75
2. 年代別自殺者の割合.....	75
3. 同居人の有無別自殺者の割合.....	76
4. 就労の有無別自殺者の割合.....	76
5. 原因・動機別自殺者の割合.....	77
6. 甲佐町における自殺者の特徴.....	77
第3章 甲佐町の自殺対策における取組.....	78
1. 基本施策.....	78
2. 重点施策.....	79
第4章 生きる支援関連施策.....	80
1. 住民への普及啓発の推進.....	80
2. 自殺対策に係る人材確保及び育成.....	81
3. 相談支援の充実.....	82
4. 地域におけるネットワークの強化.....	84
第5章 計画の推進体制.....	85
1. 計画の進捗管理.....	85
2. 計画の点検・評価.....	85
第3部 成年後見制度利用促進計画.....	87
資料編.....	105
用語解説.....	108

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

甲佐町では、これまでも「甲佐町データヘルス計画」に基づき、若年期から高齢期まで、地域住民一人ひとりが心身機能の維持向上に取り組み、健やかな暮らしをおくることができる町を目指し、健康づくりを推進してきました。

そのような中、平成28年に改正された自殺対策基本法第13条において、「都道府県及び市町村は自殺総合対策大綱及び地域の実情などを勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとする」とされました。

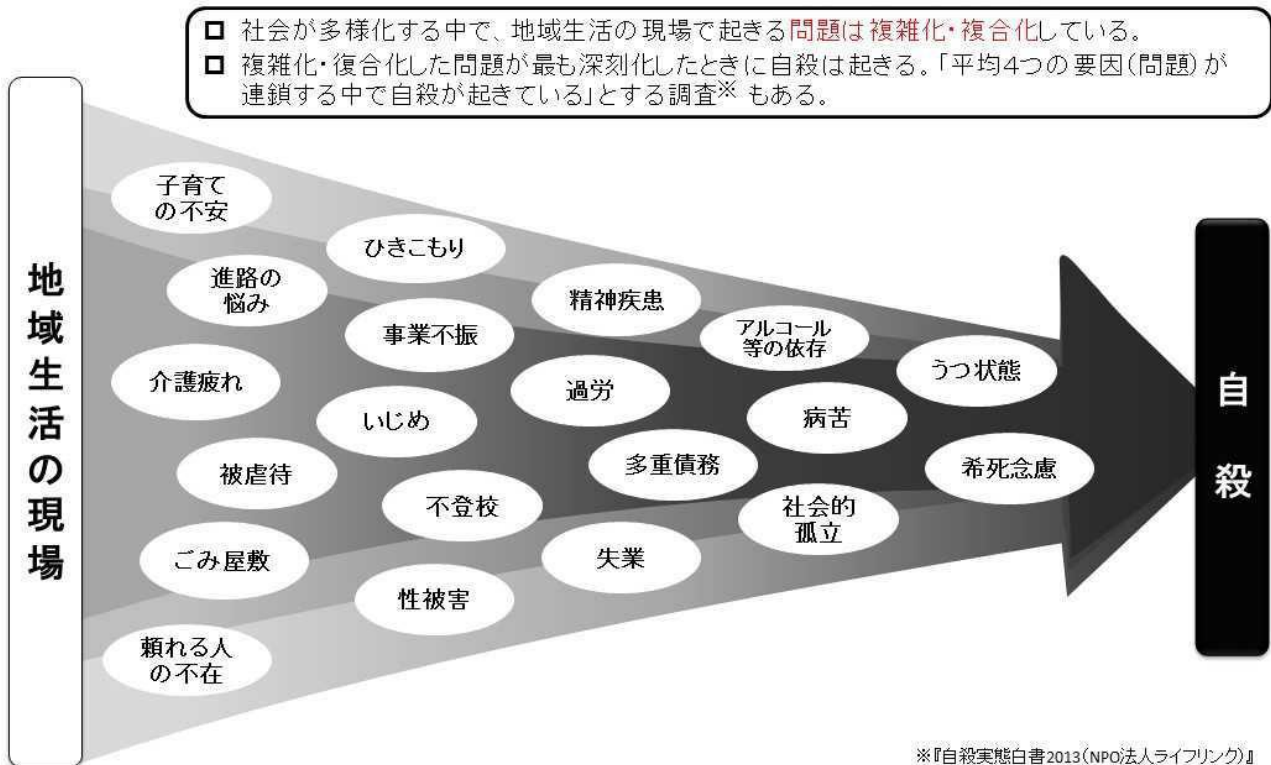
自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています（自殺の危機要因イメージ図：P74 図1参照）。また、コロナ禍という、ストレスがかかる環境もリスク要因の一つとなる可能性があります。

自殺に至る心理は、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態（心理的視野狭窄）に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません（自殺対策基本法第2条）。自殺対策基本法第1条において、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」とうたっています。

甲佐町は、全ての人がかげがえのない個人として尊重され「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、「甲佐町自殺対策推進計画」を策定し、自殺対策を総合的に推進していきます。

図1 自殺の危機要因イメージ図



2. 計画の法的根拠

自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」であり、本町の実情を踏まえた自殺対策を推進するために策定するものです。

【根拠法令（抜粋）】

自殺対策基本法（第13条第2項）

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

3. 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

4. 計画の数値目標

本町の自殺対策を通じて最終的に目指すのは、国の自殺総合対策大綱にあるとおり「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」です。

本町では直近5年間に4人が自殺で亡くなっているという状況から、計画最終年度の令和8年度までの年間自殺者数を0人とすることを本計画の数値目標とします。

第2章 甲佐町における自殺の状況

1. 自殺者数・自殺死亡率（平成28年～令和2年合計）

平成28年から令和2年までの5年間の甲佐町の自殺の状況を見てみると、以下のようになっています。甲佐町は、熊本県の自殺死亡率（人口10万対）より8.34ポイント、全国の自殺死亡率（人口10万対）より8.86ポイント下回っています。

甲佐町自殺者数	甲佐町自殺死亡率 (人口10万対)	熊本県自殺死亡率 (人口10万対)	全国自殺死亡率 (人口10万対)
4人	7.49	15.83	16.35

※厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成。

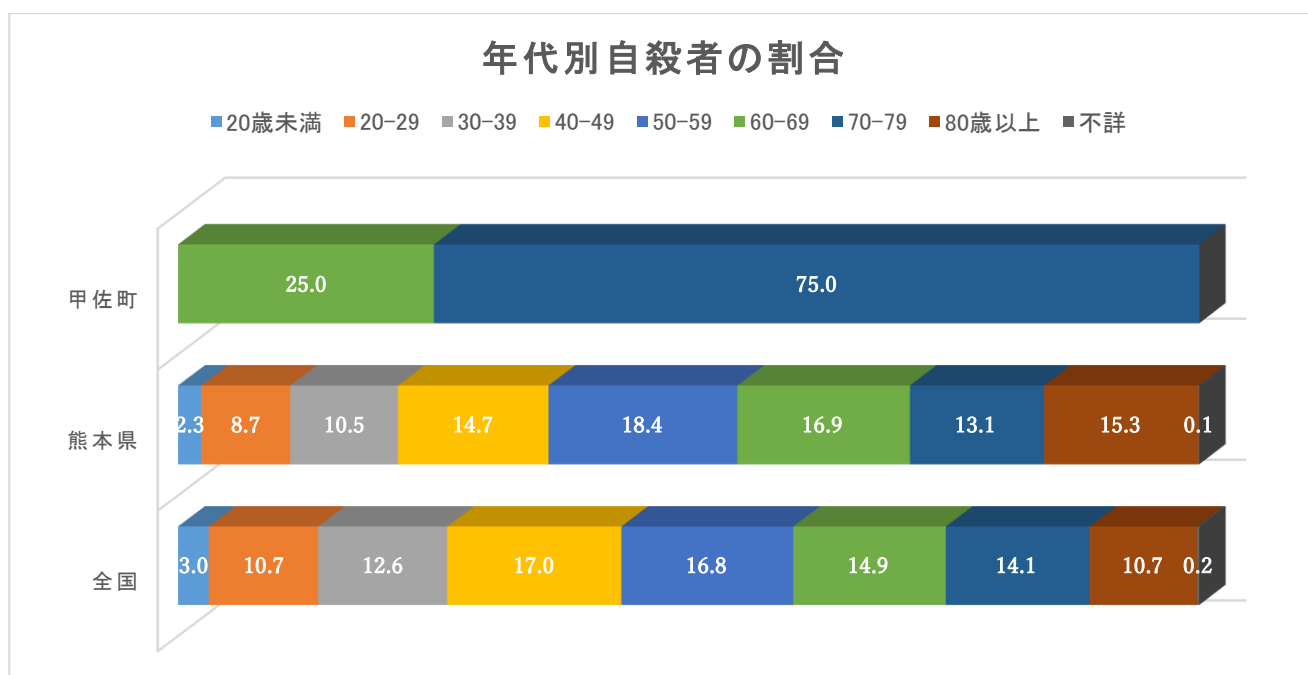
上益城5町(平成28年～令和2年合計)を比較すると、甲佐町の自殺率は低い傾向にあります。

町名	甲佐町	御船町	益城町	嘉島町	山都町
自殺者数	4人	15人	14人	10人	20人
自殺率 (人口10万対)	7.49	17.31	10.15	21.47	26.02
人口(R3.3.31)	10,397人	16,947人	33,338人	9,830人	14,235人

※本計画においては、自殺者の割合について平成28年から令和2年を算定基礎としていますが、自殺率を比較する人口においては、令和3年3月末の人口を使用しています。

2. 年代別自殺者の割合（平成28年～令和2年合計）

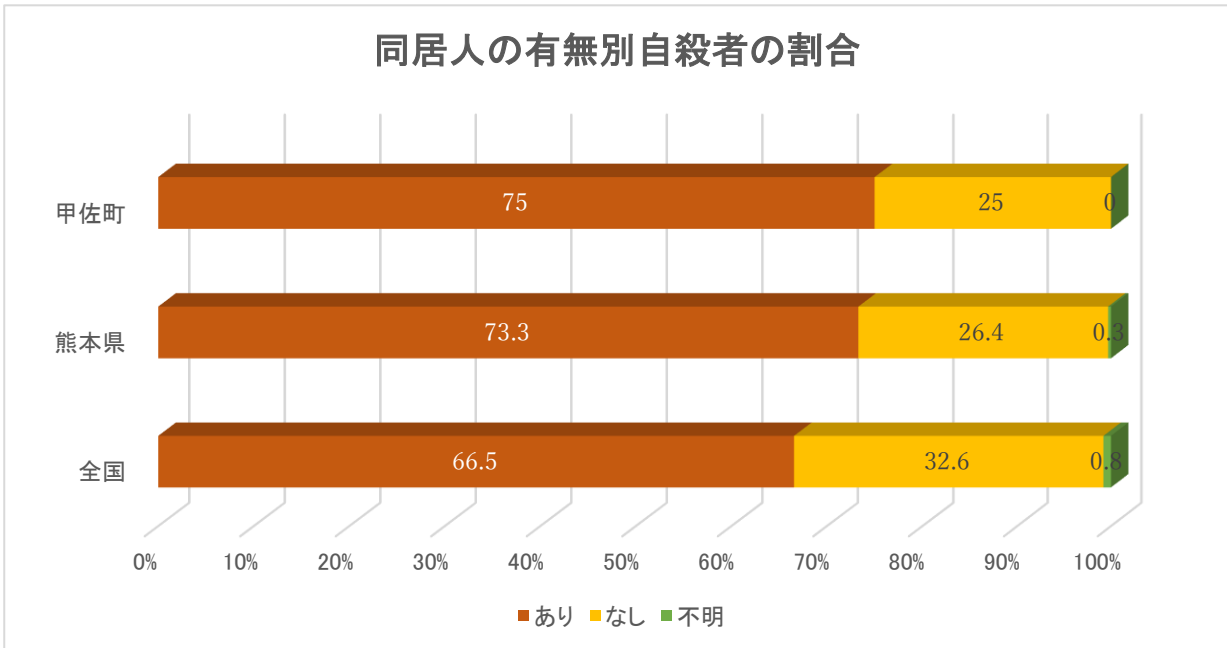
甲佐町では、国や県と比較して高齢者の自殺者の構成比が高くなっています。



※厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成。

3. 同居人の有無別自殺者の割合

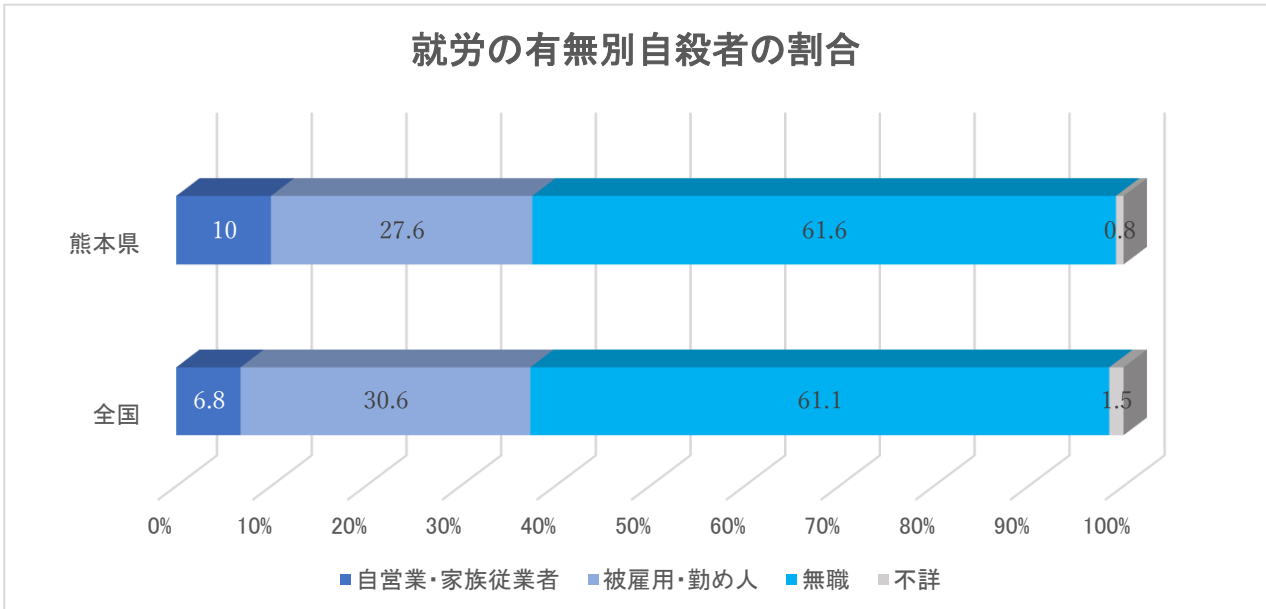
平成28年～令和2年における同居人の有無別自殺者の状況を見ると、「同居人あり」が約8割を占めており、国や県よりも高くなっています。



※厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成。

4. 就労の有無別自殺者の割合

平成28年～令和2年における就労の有無別自殺者の状況を見ると、「無職」が約6割を占めています。



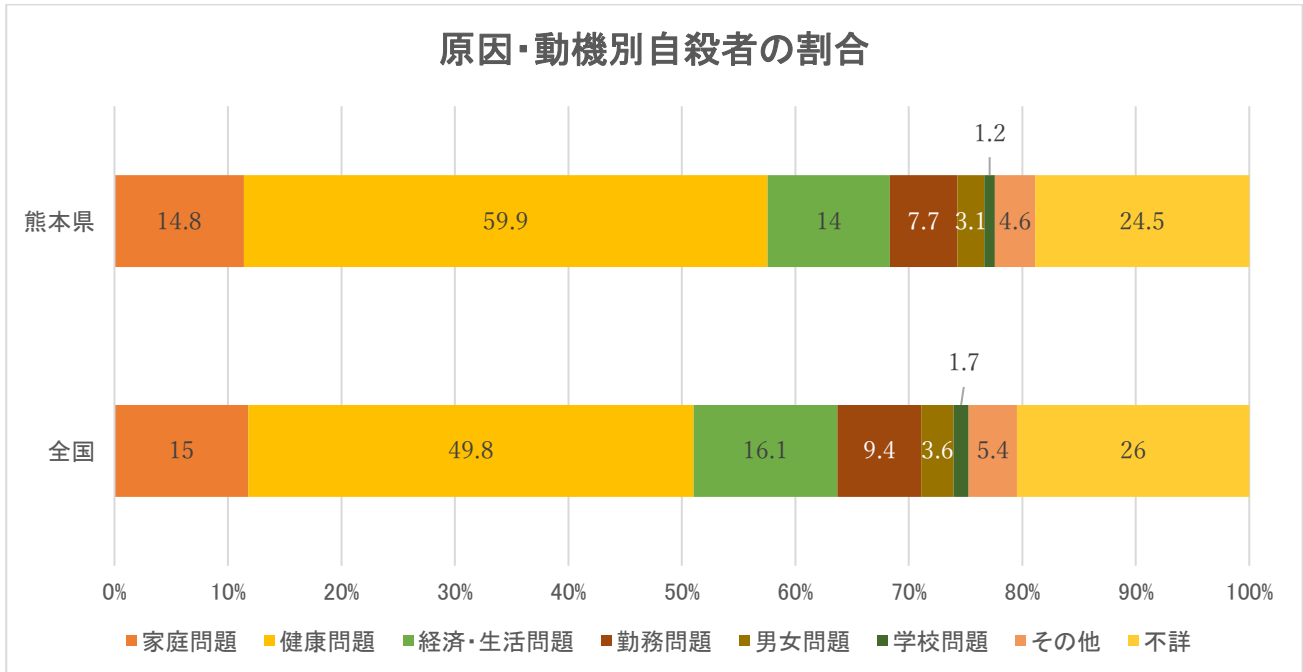
※厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成。

※甲佐町のデータは非公表のため表示していない。

5. 原因・動機別自殺者の割合

平成28年～令和2年における原因・動機別自殺者の状況を見ると、「健康問題」が約4割と最も高くなっています。

ただし、自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きているため、総合的な自殺対策が必要となります。



※原因・動機を自殺者1人につき3つまで計上した数値であるため、数値の合計は自殺者数の総数と一致しない。

※甲佐町のデータは非公表のため表示していない。

6. 甲佐町における自殺者の特徴

甲佐町の主な自殺の特徴(平成28年～令和2年合計)

高齢者の同居人ありの自殺者の割合が高いことが分かります。

区分	自殺者数 5年計	背景にある主な自殺の危機経路*の例
70～79 歳同居人あり	2人	<ul style="list-style-type: none"> ・死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観 ・生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
70～79 歳同居人なし	1人	
60～69 歳同居人あり	1人	

※「背景にある主な自殺の危機経路の例」は自殺実態白書 2013(ライフリンク)を参考。

第3章 甲佐町の自殺対策における取組

1. 基本施策

(1) 住民への普及啓発の推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」です。しかし、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい、自殺に対する誤った認識や偏見が存在するという現実もあり、これらをなくすことが必要です。

社会全体の共通認識として、危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当であるということへの理解を促進することとあわせて、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという住民一人ひとりの役割についての意識が共有されるよう、住民への啓発と周知を図ることが求められています。

また、地域のネットワークを強化して相談・支援体制を確保するとともに、適切な支援につながるように様々な機会を通じて、広く住民全体に向けた啓発、相談機関などに関する情報提供を強化します。

(2) 自殺対策に係る人材確保及び育成

地域のネットワークは、それを支える人材がいて初めて機能するものであり、自殺対策を支える人材の育成は、自殺対策を推進する上での基礎となる重要な取組です。

地域住民と接する機会が多い民生委員・児童委員などへ、自殺防止に関する研修会などの開催や自殺予防対策に関する相談機関の周知を図ります。

(3) 相談支援の充実

相談窓口は、自殺防止に必要な支援を受けるためのスタートラインであることから、行政の相談窓口や町社会福祉協議会をはじめ関係団体の他、一般社団法人「いのちの電話」など身近に相談できる窓口の周知徹底と地域での孤立を防ぐための居場所づくりに取り組みます。

(4) 地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、町、関係団体、民間団体、企業、住民などが連携・協働して、自殺対策を総合的に推進していくことが重要です。

そのため、自殺対策を推進する上で最も基礎となる取組が、ネットワークの強化です。今後は、自殺対策に特化したネットワークの強化だけでなく、他の目的で地域に展開されているネットワークと自殺対策との連携の強化などにも取り組んでいきます。

2. 重点施策

(1) 高齢者

高齢者は、身体疾患の発症や悪化などに伴って介護や生活困窮などの問題を抱えたり、家族との死別や離別をきっかけに孤立・孤独に陥ったりするなど、高齢者特有の課題により、自殺のリスクが高まる可能性が考えられています。また、これらの問題は高齢者本人のみならず、家族や地域も巻き込んだ問題として生じる場合もあります。

高齢者の自殺を防ぐためには、高齢者本人を対象とした取組だけでなく、高齢者を支える家族や介護者、地域住民などの支援者に対する支援を含めた取組が必要です。

そこで、本町は、高齢者支援に関する情報を本人や支援者に対して積極的に発信し、家族や介護者などへの支援（支援者への支援）を推進します。加えて、高齢者一人ひとりが生きがいと役割を実感することのできる地域づくりを通じて、「生きることの包括的な支援」を推進していきます。

(2) 生活困窮者

生活困窮者は、経済的な問題だけでなく、心身の健康や家族などとの人間関係、ひきこもりなどの様々な問題を抱えていると考えられ、自殺リスクを抱えている人が少なくないと言われています。今後は、生活困窮者自立支援制度に基づく支援と自殺対策施策を連携させ、経済面や生活面における支援に心の健康の視点などを加えた支援の包括的な推進を図ります。

(3) 子ども・若者

厚生労働省「人口動態統計」によれば、子ども・若者世代の死因に占める自殺の割合は高い状況になっています。子ども・若者世代が、様々な困難・ストレスを一人で抱え込むことなく、地域の大人や学校関係者などへ気軽に相談できるよう、相談体制を強化するとともに、生きづらさを感じている若者への自立を促す支援体制の強化を図ります。

(4) 勤務・経営

仕事の失敗、職場の人間関係、職場環境の変化、長時間労働などによる仕事疲れ、経営状態の悪化などの勤務上・経営上の問題が影響を及ぼしている可能性が考えられます。

今後は、勤務上・経営上の悩みを抱えた人が適切な相談先・支援先につながるよう、相談体制の強化や相談機関の周知を図るとともに、自殺リスクを生み出さないような労働環境整備の推進などに努めます。

(5) コロナウイルス感染症による影響

新型コロナウイルス感染症の流行期では、失職や休職、倒産による経済的困窮、医療職などの職種においては過労、外出自粛に伴うフラストレーションならびに社会的孤立が大きな問題になると思われます。自宅での生活が長期化すれば、育児や介護負担、家庭内暴力、虐待^{*}リスクが増加する可能性があります。そのため、新型コロナウイルス感染症の影響による不安やストレスなど、こころの健康に関する相談に対応するため、「いのちの電話」などの窓口へのつなぎなど各関係機関との連携体制の構築に努めます。

第4章 生きる支援関連施策

1. 住民への普及啓発の推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」であり、自分の周りにいる悩みを抱えた人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて相談先につなぎ、見守ることが大切です。その理解の促進を図るため、広報活動などを通して啓発します。

No	主な取組	内容	担当課
1	啓発広報を実施	自殺に関連する正しい知識の普及や情報発信を行います。	全課
2	図書室での啓発	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間時に「いのち」や「こころの健康」をテーマにしたチラシを貼付します。	社会教育課
3	子育て世代の地域交流	子育て支援や交流の場の提供などにより地域での子育てを支援します。	住民生活課 健康推進課
4	子どもの SOS の出し方・いのちの大切さに関すること	SOSの出し方の一つである「子どもホットライン」(相談電話)について周知します。 道徳科を中心としながら学校教育全体で、いのちの大切さについて考える場を設けます。	学校教育課
5	障がい者(児)に関すること	障がい者(児)の社会参加や地域生活に関するイベントや講演会の情報発信を行います。	福祉課
6	認知症予防及び認知症に関すること	認知症サポーター養成講座を行い認知症についての正しい知識を持ち、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。	福祉課
7	虐待・DVに関すること	あらゆる暴力の予防・根絶に向けて、DV などについての知識の啓発と普及に努め、相談窓口などの周知を図ります。	住民生活課 福祉課
8	男女共同参画に関すること	夫婦・家庭など様々な悩みの相談窓口の周知を図ります。	総務課
9	消費者教育・啓発に関すること	消費生活に関する情報の提供や消費者被害防止の啓発などを行います。	福祉課

2. 自殺対策に係る人材確保及び育成

一人ひとりが、自殺や精神疾患について理解し、身近にいる自殺を考えている人のサインに早く気づき、必要に応じて相談機関や精神科医療機関などの専門家につなぐことができる人材を育成します。

また、民生委員・児童委員やボランティアなど、地域で自殺対策に取り組む人・団体などの活動を支援するとともに連携を深め、包括的な支援の体制づくりに取り組みます。

No	主な取組	内容	担当課
1	窓口対応の向上	職員一人ひとりが自殺対策に関して共通の認識を持ち、窓口などでの対応能力の向上に努めます。	総務課
2	民生委員・児童委員による見守り活動	同じ住民という立場から、地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で地域の最初の窓口になります。	福祉課
3	ゲートキーパーの養成研修の案内	住民が参加する研修会、出前講座、各種事業において、ゲートキーパー研修の案内や自殺対策相談窓口一覧の掲載されたり一フレットを配布する。	福祉課

※ゲートキーパーとは

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関りを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。

3. 相談支援の充実

行政内各部署の各種相談機能を周知し、住民の悩みに適した相談機関を明確にすることで、住民がいつでも相談できる環境を作り、子どもから高齢者まで、全ての年代を対象とした個別相談支援の充実を図ります。

No	主な取組	内容	担当課
1	こころの健康づくりに関すること	心身の健康づくりに関する健康教育を行います。	福祉課 健康推進課
2	妊娠中・産後うつなどの予防に関すること	母子手帳交付時に妊娠中から産後のこころの変化について妊婦・家族を含めた支援を行います。 地区担当の保健師が乳児家庭全戸訪問を行います。	健康推進課
3	職員の心身健康保持に関すること	住民からの相談に応じる職員の心身面における健康増進を図ることで「支援者への支援」を行います。 健康診断やストレスチェック、産業医による面接指導など個々の状態に応じた最適なヘルスケアを提供することで、自殺対策を支える職員の健康増進を促します。	総務課
4	子どもの発達に関すること	発達や子育てについて相談支援などを行うとともに、必要に応じて専門機関へつなげます。	住民生活課 福祉課 健康推進課
5	教育相談に関すること	子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を行い、必要に応じて専門機関へつなげます。	学校教育課
6	ひきこもりに関すること	ひきこもりや孤立している方または世帯への相談・訪問対応と、必要に応じて専門機関へつなぎます。 地域住民がひきこもりに対する正しい認識を習得できるよう、普及啓発に努めます。	福祉課
7	高齢者の日常生活に関すること	地域で生活されている高齢者に関する寝たきりや認知症の方への介護などの相談に応じるとともに、情報提供や必要に応じて支援やサービスにつなげます。	福祉課

8	ひとり親家庭などに関すること	母子・父子家庭へ医療費助成を行います。 児童扶養手当の支給を行います。 ひとり親家庭の就学援助の相談に応じます。	住民生活課 学校教育課
9	障がい者(児)の相談・支援に関すること	身体・知的・精神障がい者(児)の相談に応じるとともに適切なサービスが受けられるよう情報提供及び支援を行います。	福祉課
10	生活保護や生活困窮に関すること	生活に困窮している方の相談に応じるとともに、就労支援や必要な制度の情報提供を行います。	福祉課 上益城福祉事務所 町社会福祉協議会
11	DVなど虐待に関すること	児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、DVなどの相談や緊急対応を行い、安全を守ります。	住民生活課 福祉課 上益城圏域障害者虐待防止センター
12	税及び各種使用料に関すること	町税などの滞納整理事務や相談対応を行い、必要時関係機関へ紹介などの連携を行います。 (町税、住宅使用料、保育料、水道使用料など)	住民生活課 福祉課 建設課 税務課 環境衛生課 学校教育課

4. 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上で基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。

これには、自殺対策に特化したネットワークの強化だけでなく、他の目的で地域に展開されているネットワークなどと自殺対策との連携の強化も含まれます。特に、自殺の要因となり得る分野のネットワークとの連携を強化していきます。

No	主な取組	内容	担当課
1	要保護児童対策・DV防止対策・高齢者虐待防止対策地域協議会	児童虐待、DV、高齢者虐待、障がい者虐待の防止や早期発見や適切な対応を図るために行います。	住民生活課 福祉課 関係各課 児童相談所 関係機関
2	不登校対策	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門相談員と連携することで児童生徒の家庭の状況にも配慮しながら連携を行います。	学校教育課 関係各課
3	ゲートキーパーの養成研修の案内	住民が参加する研修会、出前講座、各種事業において、ゲートキーパー研修の案内や自殺対策相談窓口一覧の掲載されたリーフレットを配布します。	福祉課
4	上益城自立支援協議会	障がいのある方の医療、保健、福祉、教育及び就労に関係する機関とのネットワーク構築を行います。	上益城圏域の行政 事業所 関係機関 保健所など
5	生活困窮者自立相談支援事業調整会議	生活困窮者に対する支援の情報交換や支援体制に関する検討を行います。	福祉課 町社会福祉協議会 上下益城圏域の行政 上益城福祉事務所 関係機関
6	地域ケア会議	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう支援体制を構築する目的で行います。	福祉課 関係機関 事業所

第5章 計画の推進体制

1. 計画の進捗管理

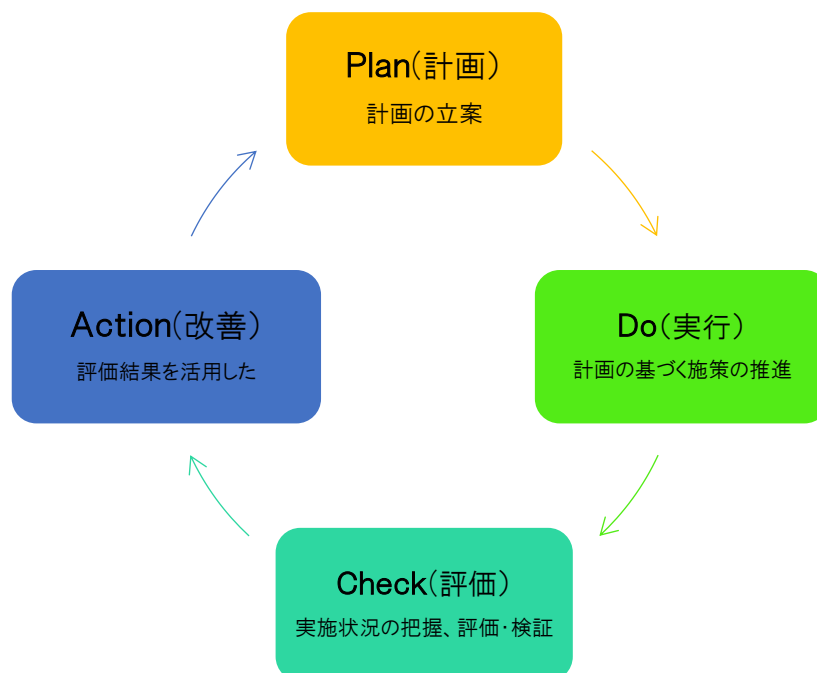
自殺対策は、家庭や学校、職域、地域などの社会全般に関係しており、総合的な対策を推進するためには、多分野の関係者の連携・協働により、多角的な施策を推進する必要があります。

このため、様々な関係機関及び民間団体と本町の関係各課で、甲佐町における自殺対策についての進捗管理を行います。

2. 計画の点検・評価

計画の推進のためには、計画策定（Plan）後、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

庁内の各課から出された「生きる支援関連施策」の進行管理を行うとともに、計画全体の点検・評価を行います。



第3部 成年後見制度利用促進計画



目次(第3部)

第1部 第4期地域福祉計画.....	1
第2部 自殺対策推進計画.....	71
第3部 成年後見制度利用促進計画.....	87
第1章 計画策定の目的・概要.....	89
1. 計画策定の目的.....	89
2. 成年後見制度とは.....	90
3. 計画の根拠.....	91
4. 計画の期間.....	91
第2章 成年後見制度を必要とする人を取り巻く状況.....	92
1. 高齢者の状況.....	92
2. 障がいのある人の状況.....	93
3. 成年後見制度の利用状況.....	94
第3章 計画の基本理念と基本目標.....	96
1. 基本理念.....	96
2. 基本目標.....	96
3. 施策の体系.....	97
第4章 施策における具体的取組.....	98
施策1 制度の理解促進.....	98
施策2 地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置.....	99
施策3 制度の担い手の確保及び能力の向上.....	102
第5章 計画の推進体制.....	103
1. 計画の進捗管理.....	103
2. 計画の点検・評価.....	103
資料編.....	105
用語解説.....	108

第1章 計画策定の目的・概要

1. 計画策定の目的

成年後見制度は、認知症や知的障がいその他の精神上の障がいなどにより判断能力が不十分であるために、契約などの法律行為の意思決定が困難な方(以下「本人」という。)について、家庭裁判所への申し立て手続きにより、成年後見人・保佐人・補助人(以下「成年後見人等」という。)を選任して、本人に代わって意思表示を行い、生命・身体・自由・財産などの権利を擁護するための制度です。選任された成年後見人等が本人に代わって契約を結び必要な介護サービスなどの利用をすすめたり、不動産や預貯金などの管理を行うことで、本人を法的に守ることができます。

この制度は、介護保険制度の施行に併せて、平成 11 年の民法の一部改正によって、従来の禁治産・準禁治産制度が見直され、平成 12 年から導入されました。旧制度の①本人保護の理念と、新たに②ノーマライゼーション、③自己決定権の尊重、④現有能力の活用の理念との調和を図り、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入されたものです。しかしながら、成年後見制度の利用者数は近年増加傾向にあるものの、高齢化率や認知症高齢者数などと比較して著しく少ないなど、成年後見制度が十分に活用されていない状況にあります。

こうした状況の中、平成 28 年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「促進法」という。)が施行され、同法に基づき、平成 29 年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」(以下「国の基本計画」という。)が閣議決定されました。国の基本計画では、成年後見制度の利用促進に当たって、成年後見制度の趣旨である「ノーマライゼーション」「自己決定権の尊重」の理念に立ち返るとともに、「身上保護の重視」の観点から適切で柔軟な運用が検討されるべきと示され、計画の施策目標として、①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和などが掲げられ、成年後見制度を利用できる環境を整備することとされました。あわせて、市町村の役割として、国の計画を勘案した成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度の利用を促進するための機関の設置やその他の必要な措置を講ずるよう努めるものと定められました。

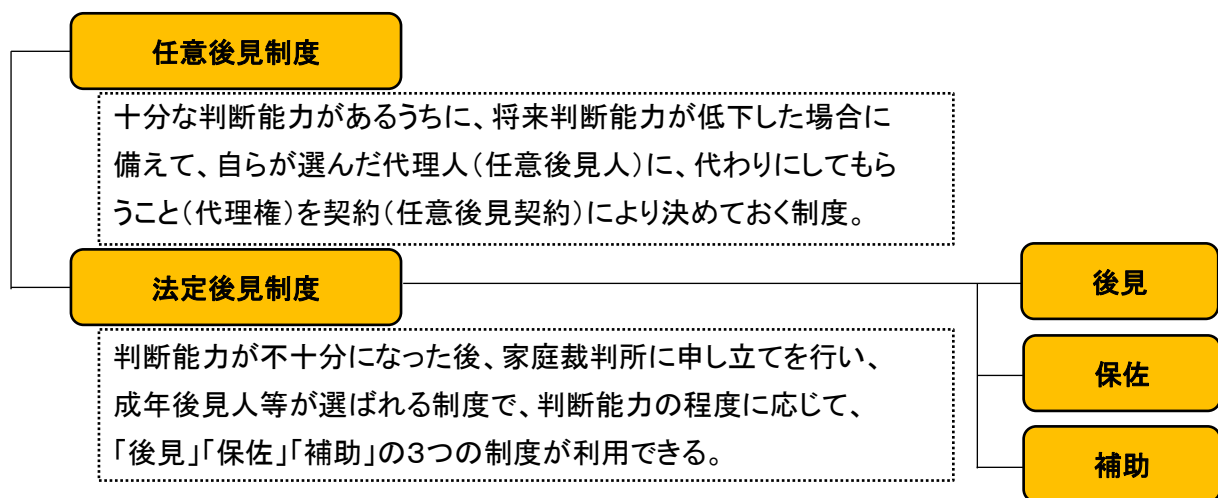
これを受け、本町では、認知症、知的障がいその他精神上の障がいなどにより自身の財産管理や日常生活などに支障があり支援を必要とする方へ、包括的な支援が行き届く地域社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「甲佐町成年後見制度利用促進計画」を策定するものです。

2. 成年後見制度とは

成年後見制度とは、本人の権利を守る援助者である成年後見人等を選任することで、本人を法律的に支援する制度です。住み慣れた地域で自分らしい生活を送るために必要な権利擁護における重要な手段のひとつです。

成年後見制度は、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つに分けられます。「任意後見制度」は、十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が低下した場合に備えて、自らが選んだ代理人(任意後見人)に、代わりにしてもらうこと(代理権)を契約(任意後見契約)により決めておく制度で、「法定後見制度」は、判断能力が不十分になった後、家庭裁判所に申し立てを行い、成年後見人等が選ばれる制度です。また、「法定後見制度」は、判断能力の程度に応じて、さらに「後見」「保佐」「補助」の3つに類型が分けられます。

■成年後見制度の種類



■法定後見制度の類型

		後見	保佐	補助
対象となる人		判断能力が欠けているのが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
申し立てができる人		本人、配偶者、4親等以内の親族、検察官、市区町村長など		
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	財産管理についての全般的な代理権、取消権(日常生活に関する行為を除く)	特定の事項※1についての同意権※2、取消権(日常生活に関する行為を除く)	—
	申し立てにより与えられる権限	—	特定の事項※1についての同意権※2、取消権(日常生活に関する行為を除く) 特定の法律行為※3についての代理権	特定の事項※1についての同意権※2、取消権(日常生活に関する行為を除く) 特定の法律行為※3についての代理権

※1 民法第13条1項に揚げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項を言います。

ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

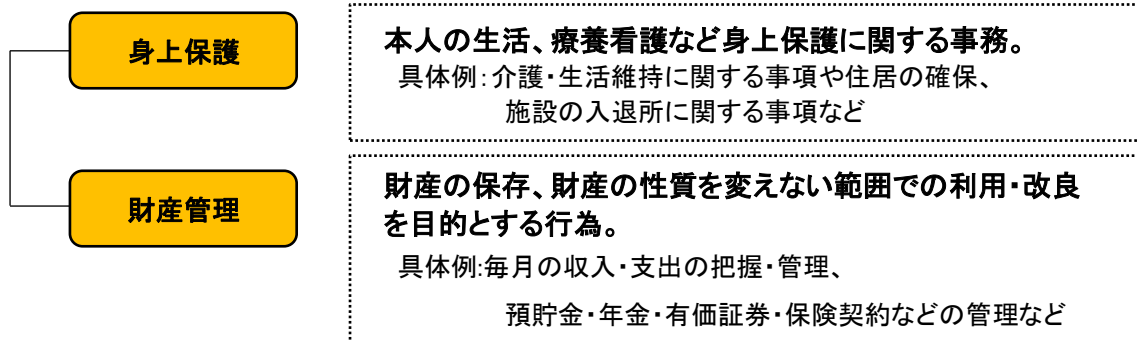
※2 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意(了承)する権限です。

保佐人、補助人は、この同意がない本人の行為を取り消すことができます。

※3 民法第13条1項に揚げられている同意を要する行為に限定されません。

■ 成年後見人の職務

成年後見人の職務は大きく分けて「身上保護」と「財産管理」があります。



3. 計画の根拠

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する基本的な計画であり、本町の実情を踏まえ成年後見制度を推進するために策定するものです。

【根拠法令（抜粋）】

成年後見制度の利用の促進に関する法律（第14条第1項）

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

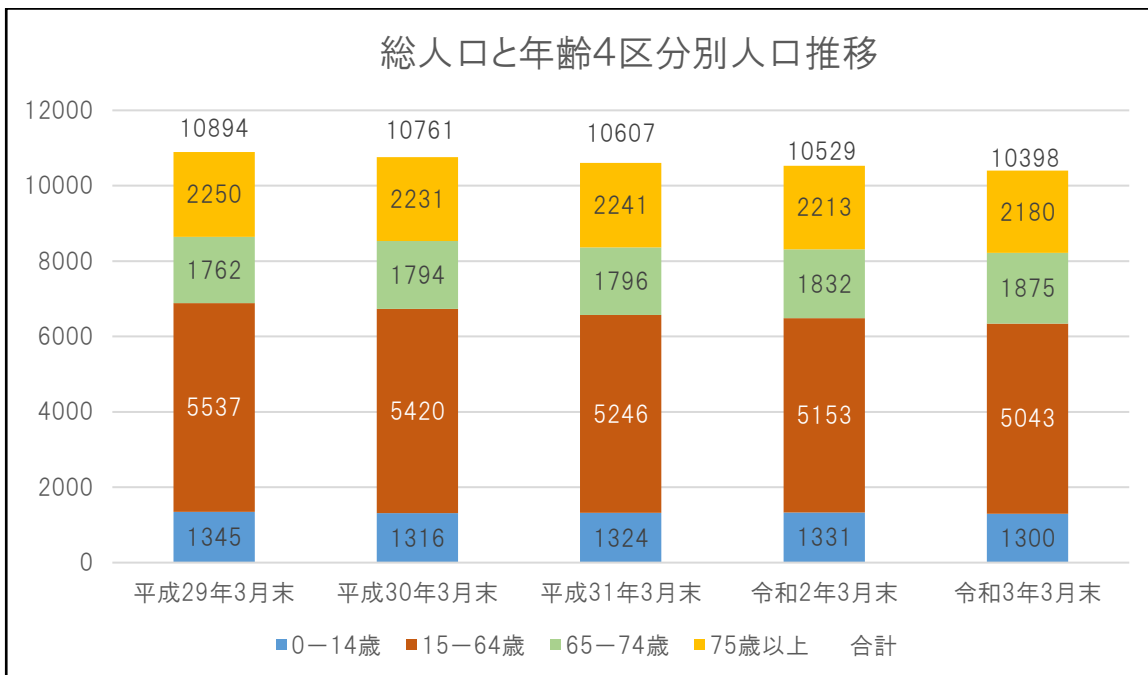
本計画への取組は「甲佐町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」(P95)の「第4章 基本理念の実現に向けた施策の展開」「基本目標5 安心安全な住・生活環境とサービス基盤の整備」「(4)権利擁護・虐待防止の推進」「④ 甲佐町成年後見制度利用促進計画」において開始していますが、令和4年度からは本計画において実施します。

なお、国などの動向を踏まえ、令和8年度以前に本計画を見直す可能性もあります。

第2章 成年後見制度を必要とする人を取り巻く状況

1. 高齢者の状況

令和3年3月末時点における本町の総人口は10,398人となっており、平成29年3月末と比較すると496人減少しています。年少人口(0-14歳)と生産年齢人口(15-64歳)が年々減少している一方で、高齢化率は増加を続けており、令和7年以降は高齢化率が40%を超えることが見込まれます。厚生労働省の将来推計によると、今後も認知症の人が増加すると見込まれています。



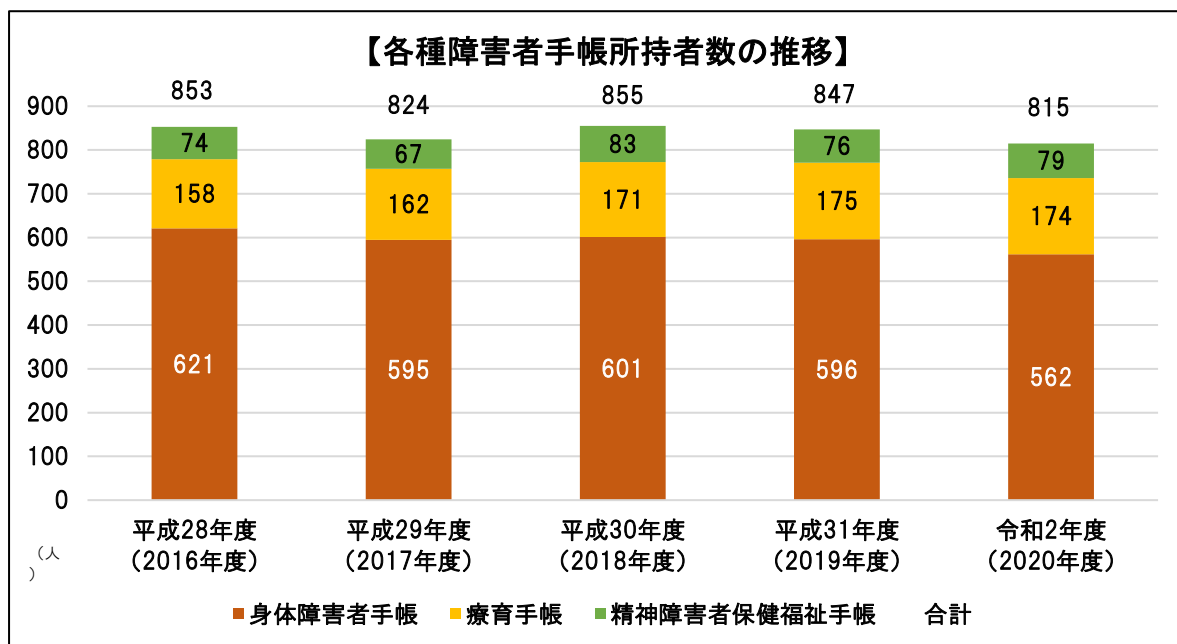
資料:住民基本台帳 (P10再掲)

2. 障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者は減少傾向、精神障害者保健福祉手帳所持者、療育手帳所持者は増加傾向にあります。

手帳所持者の中でも障がい特性や症状が異なるため、一概には言えませんが、より重度の方が制度利用の可能性が高いと考えられます。

障がいのある人が、地域で安心して生活ができるように、権利擁護の体制の充実に取り組む必要があります。



① 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者では、障がい部位別にみると、特に肢体不自由の方が大半を占めています。突然の事故・病により手帳を取得する方もいれば、高齢化に伴い疾病を発症する方など様々です。また、心臓疾患の方も多くみられます。

② 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者では、B2が 59 人と最も多く、次いで B1が 50 人、A1が 36 人、A2が 29 人となっています。

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は、2級が最も高く、全体の約 56%の所持状況となっています。

療育手帳の障がいの程度	A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)、B2(軽度)
-------------	------------------------------

精神障害者保健福祉手帳の障がいの程度	1級・・・精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度 2級・・・精神障害であって、日常生活が著しい制限を加えることを必要とする程度 3級・・・精神障害であって、日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度
--------------------	--

3. 成年後見制度の利用状況

1. 成年後見制度の利用者数

本町及び本県において、成年後見制度を利用している方は以下のとおりです。

本町及び本県の利用者の内訳としては、後見類型が最も多く、本町においては全体の約 76%、本県においては全体の約 78%を後見類型が占めています。

(参考) 甲佐町における成年後見制度利用者数 ※1 令和3年6月30日現在

後見	保佐	補助	任意後見	合計
19人	5人	1人	0人	25人

(参考) 熊本県における成年後見制度利用者数 ※1 令和3年6月30日現在

後見	保佐	補助	任意後見	合計
3,016人	636人	175人	25人	3,852人

※1 甲佐町及び熊本県における利用者数については、県内の成年後見・保佐・補助・任意後見事件を対象に熊本家庭裁判所が令和3年6月30日現在で集計した概数である。

2. 成年後見制度利用支援事業

認知症や、障がいなどにより判断能力が不十分な状況にあり、財産管理や身上保護が必要であるが、親族などによる後見開始の審判の請求が期待できない高齢者や障がい者については、町長が審判の申立てを行うことができます。

また、申立費用や後見人等の報酬が経済的な理由により負担できない方に対しては、申立費用や後見人等報酬の助成を行います。

(1) 町長による審判の申立

親族などによる後見開始の審判の申立が期待できない高齢者や障がい者については、老人福祉法などにより町長が申立てを行うことができるため、町は「甲佐町成年後見制度に係る町長による審判請求手続き等に関する取扱要綱」と「甲佐町成年後見制度利用支援事業実施要綱」により、町長が申立てを行う場合の手続きなどを定めるとともに、審判の請求に伴う費用の負担に関し必要な事項を定め、成年後見制度の利用支援に取り組んでいます。

成年後見制度利用支援事業における町長申立件数

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年 (2018年度)	令和元年 (2019年度)	令和2年 (2020年度)
高齢者	1件	0件	0件	0件	4件
障がい者	0件	0件	0件	0件	0件
合計	1件	0件	0件	0件	4件

(2) 成年後見制度に係る審判の請求に伴う費用の助成及び後見人等の報酬の助成

本町に住民登録のある者、本町が介護保険の保険者である者(住所地特例対象施設へ入居をしている者)や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)の規定による居住地特例対象者などに対して、成年後見制度に係る審判の請求に伴う費用や、後見人等の報酬について助成が必要なため、「甲佐町成年後見制度利用支援事業実施要綱」を定め、成年後見制度の利用に伴う費用などの助成を行うことで制度の円滑な利用を図っています。

特に、後見人等の報酬の助成について、司法・福祉専門職後見人の場合には、積極的に助成を行うこととしているため、さらに利用者の増加が見込まれます。

成年後見制度利用支援事業における報酬助成件数

	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年 (2018 年度)	令和元年 (2019 年度)	令和2年 (2020 年度)
高齢者	1件	2件	2件	2件	1件
障がい者	0件	0件	0件	0件	0件
合計	1件	2件	2件	2件	1件

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念

この基本計画において、権利を擁護するために支援が必要な人に対して、その意思決定を支援することで、本人の自発的意思が尊重され、本人の権利が担保される地域づくりを目指して、本町の成年後見制度の利用促進を総合的かつ計画的に推進していくための計画を定めます。

基本理念

住み慣れた地域で権利擁護の支援が必要な人の意思決定を尊重して、生活ができる地域づくりを目指します。

2. 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の3点を基本目標とします。

目標1 成年後見制度の認知度向上

支援を必要とする人が、成年後見制度を利用して自分らしい生活を送るためには、お互いを認め合い支えあうことができる地域づくりが求められます。そのためには、本人・支援関係者・地域住民などが、成年後見制度を正しく理解し、連携する仕組みを整備する必要があります。

目標2 制度利用者本人の意思決定支援と身上保護を重視した運用

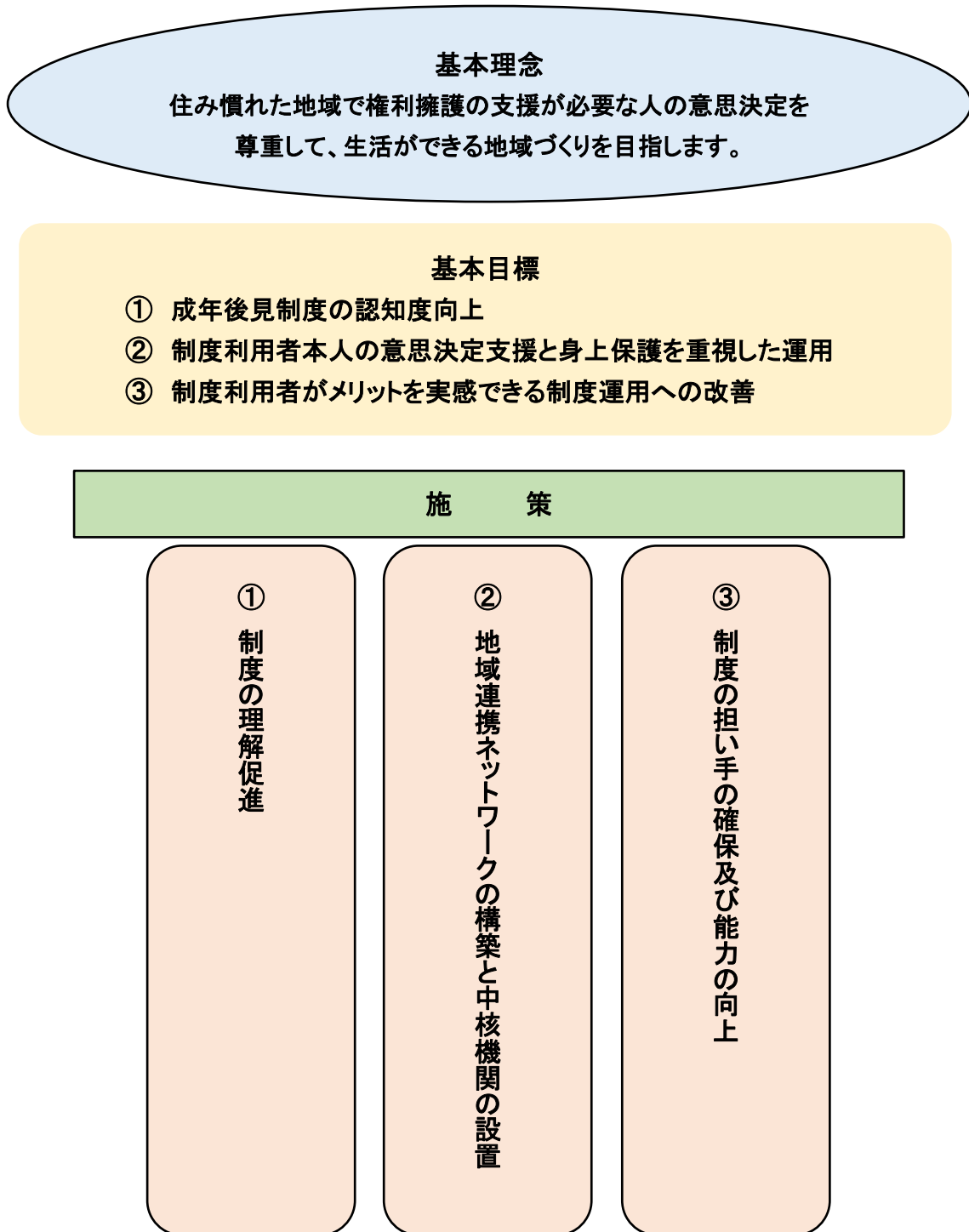
成年後見制度は、権利擁護における重要な手段のひとつであり、本人が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう支援するものです。そのためには、本人の意思を丁寧に汲み取ってその生活を守り、権利を擁護していく意思決定支援と身上保護を重視した運用が求められます。

目標3 制度利用者がメリットを実感できる制度運用への改善

成年後見制度の利用促進を図るためには、制度利用者がメリットを実感できる制度運用への改善が必要です。そのためには、本人の身近な親族や福祉・医療・地域などの支援関係者、後見人が連携して支援を行う仕組みづくりや、経済的な理由で制度を利用できないといったことがないように助成制度の充実などが求められます。

3. 施策の体系

基本理念のもとで目標達成を図るため、以下の3点を施策として、相乗効果を生み出しながら、具体的な取組の展開を図ります。



第4章 施策における具体的取組

施策1 制度の理解促進

制度を利用する方が、地域で自分らしい生活を送るためには、地域社会全体に権利擁護とその手段のひとつとしての成年後見制度についての理解が浸透する必要があります。そのため、住民を対象として、多様なツールを活用した広報・啓発活動を行うとともに、行政職員や関係団体職員などの支援関係者を対象として研修を実施するなど、成年後見制度の理解促進を図ります。

(1) 住民へ向けた広報・啓発活動

【取組一覧】

主な取組	取組内容	目指す姿
①広報・啓発活動の推進	<p>広報紙、チラシ、パンフレット、ホームページやSNSなど（Twitter、Facebook、LINEなど）の多様な広報ツールを活用して、広報・啓発活動を展開します。</p> <p>また、支援を必要とする人に情報が届くよう、チラシ、パンフレットなどを用いた啓発活動を関係機関と一体で行います。</p>	<p>成年後見制度を正しく理解している人が増えている。</p> <p>支援の必要な人に情報や支援が届いている。</p>
②啓発事業の実施（住民向け）	<p>住民を対象として、成年後見制度に係る啓発事業を実施します。</p> <p>また、行政による企画事業だけでなく、地域などからの要望に応じた事業も検討します。</p>	

(2) 関係者へ向けた広報・啓発活動

【取組一覧】

主な取組	取組内容	目指す姿
①関係者への情報提供・共有化の推進	<p>支援関係者に対する情報の提供や共有化を円滑に行うための仕組みを作り、運用します。</p>	<p>成年後見制度を正しく理解している支援者が増えている。</p>
②啓発事業の実施（支援関係者向け）	<p>支援関係者を対象とした研修会などの啓発事業を実施します。</p>	<p>支援の必要な人に情報や支援が届いている。</p>

施策2 地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置

権利擁護に係る相談窓口を集約化・明確化し、住民や支援関係者などが安心して相談できる体制を整備します。その要となる中核機関として「成年後見センター（仮称）」を設置するとともに、協議会を設置して関係団体間のネットワークの構築と連携強化を進め、チームによる本人支援体制を整備します。

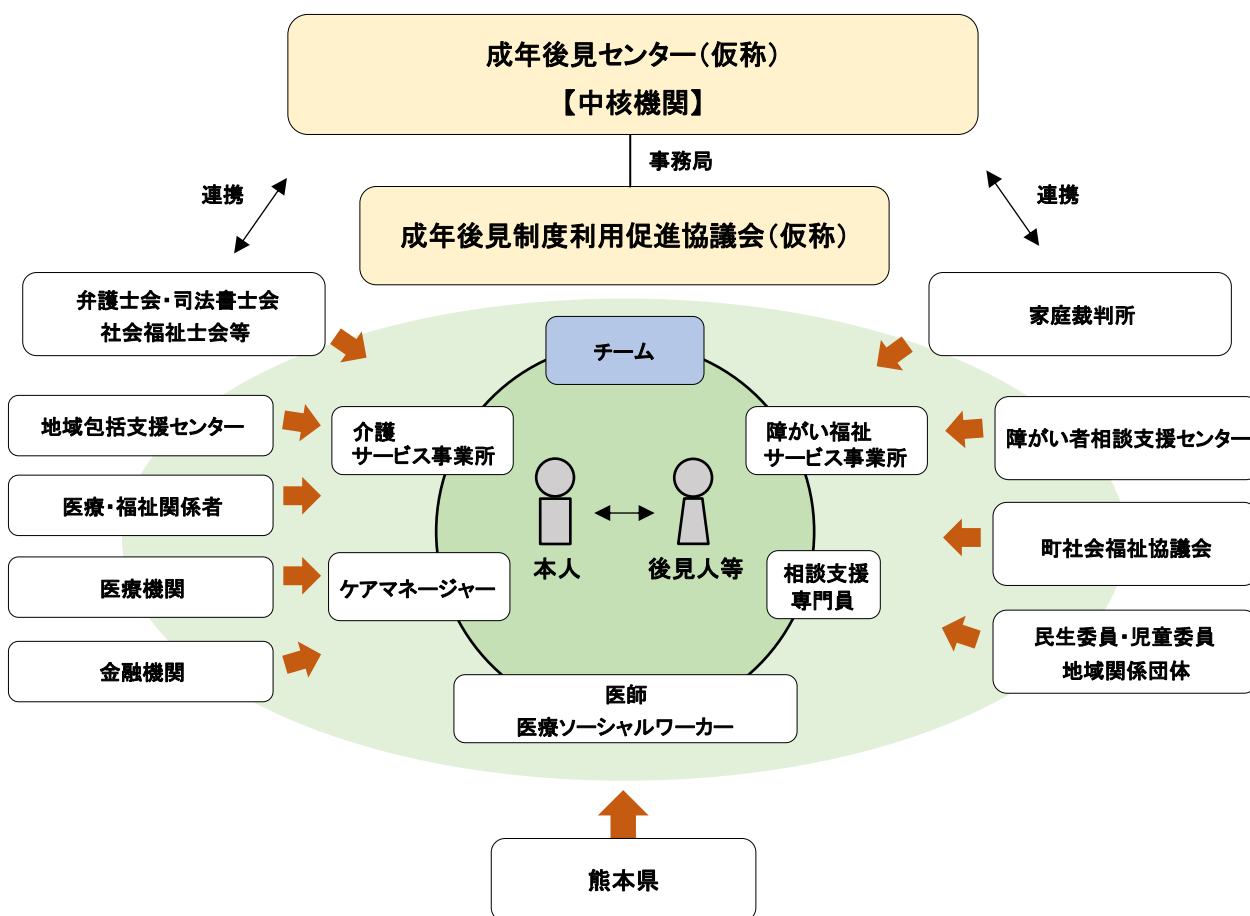
（1）権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

住民及び地域とともに、行政、家庭裁判所、民間の団体などが一体的に連携・協力し、支援を必要とする人を早期に発見し、適切な支援につなげるための体制づくりを行います。

このために、チーム（本人の支援を行う親族、福祉・医療・介護、地域の関係者と後見人等）、チームを支援する協議会、中核機関、そのほか成年後見制度の利用に関連する事業者などにより、権利擁護支援のネットワークを構築します。

さらに、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に体制を整備します。

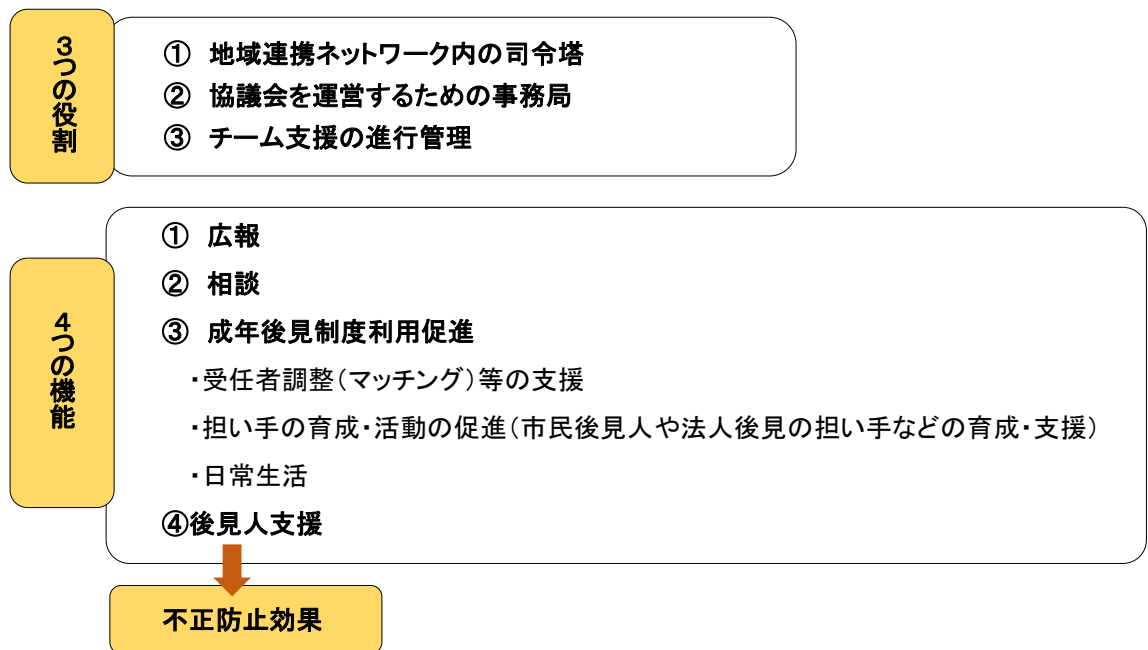
地域連携ネットワークのイメージ図



(2) 中核機関の設置・運営

地域連携ネットワークの中核となる機関（以下「中核機関」という）を、「成年後見センター（仮称）」として設置し、運営します。

中核機関は、「広報」「相談」「成年後見制度利用促進」「後見人支援」の4つの機能を有し、これらの機能を果たすために、①地域連携ネットワーク内での司令塔としての役割、②協議会を運営する事務局としての役割、③チーム支援の進行管理を行う役割を担います。また、4つの機能のうち、特に④「後見人支援」機能が効果的に働いた際の副次的効果として、「不正防止効果」が期待できると言われています。



(3) 成年後見制度利用促進協議会（仮称）の開催

チームへの適切な支援体制の整備、困難なケースにも適切に対応できる体制整備、多職種間でのさらなる連携強化を目的として、専門職団体や関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体として、「成年後見制度利用促進協議会（仮称）」を設置し、開催します。

(4) 制度利用者と後見人を支えるチームの形成

支援を必要とする人（本人）が自分らしい生活を送れるよう、本人により関わりの深い専門職団体や関係機関が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う「チーム」を形成します。

「チーム」は、後見等開始前は、地域の中で権利擁護支援が必要な人を発見し、必要な支援に結び付ける（本人と社会との関係性を修復・回復させる）機能を果たします。

後見等開始後は、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、法的な権限を持つ後見人等と地域の関係者などが協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を可能な限り継続的に把握し、対応する役割を果たします。

(5) 地域連携ネットワークによるチェック

地域連携ネットワークにおいて中核機関の機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）を充実させることの副次的効果として、親族後見人等の経済的虐待や横領などの不正行為の兆候の早期把握といった、不正防止効果を発揮します。

【取組一覧】

主な取組	取組内容	目指す姿
①ネットワークの構築	協議会を構成する中核機関やその他の関係団体からなる、権利擁護のネットワークを構築します。	制度を必要とする人を利用につなげるネットワークができています。
②協議会の組織化及び運営	法律・福祉の専門職や相談機関、地域関係者などにより構成される協議会を組織・運営します。	構成団体が協力、連携し、チーム支援及び地域課題の検討・調整・解決を行うとともに、各団体の取組状況を把握している。
③チーム支援についての検討及び実施	チーム支援の方策を検討し、支援体制を作ります。	相談機関及び法律・福祉の専門職などと連携し、本人と後見人を支えるチームへの支援を実施している。
④家庭裁判所との情報交換・調整	制度運用にあたり、家庭裁判所との情報交換・調整を密に行います。	家庭裁判所と調整のうえで、適切な制度運用がされている。
⑤中核機関の機能についての検討及び設置運営	中核機関の機能、人員など組織体制について検討し、設置・運営します。	上記②～④に加え、利用者と本人を支えるチーム支援、協議会の運営及び成年後見等受任者の調整を行っている。
⑥広報事業の実施	住民向け講演会及び事業者向け説明会などを開催し、制度について周知を行います。	住民や事業所などの関係者が制度についての関心や理解を深め、利用につながっている。
⑦相談事業の実施	中核機関に常設の相談窓口を設置するとともに、必要に応じて専門職による相談会を実施します。	制度に関する専門的な相談窓口として、中核機関が機能している。

施策3 制度の担い手の確保及び能力の向上

近年、成年後見制度の利用者が増加する中、専門職による後見人受任以外での成年後見制度の担い手を確保するため、制度の新たな担い手として市民後見人を養成・育成するとともに、親族後見人に対する相談支援や法人後見への支援を行います。あわせて、本人の意思決定支援と身上保護を重視した運用に資するため、権利擁護意識や福祉的視点の醸成につながる後見人としての能力の向上に係る取組を実施します。

(1) 後見人の育成・支援

①市民後見人の養成・支援

本町において、これまでに市民後見人の養成や支援を行った実績はありません。ただし、熊本県の成年後見制度における親族以外の後見人等の受任状況としては、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職がほとんどを占めており、現在の後見人等の受任調整においても、専門職による受任が困難な状況になりつつあります。

今後も成年後見制度の利用促進が進むなかで、需要に対応するためにも、支援の担い手としての市民後見人の養成を行う必要が高くなっています。このような状況に対応できるように、本町においても市民後見人の養成を行うとともに、受任に向けたフォローアップ研修を行うなどの育成に努めます。

②親族後見人への支援

親族後見人に対し、相談対応を行うとともに、制度に対する情報提供や研修会の案内などにより、孤立や不安を解消し、安心して後見等業務に取り組むことができるように支援します。

③法人後見への支援

現在、本町においての実績はありませんが、公共性・継続性が高いと言われる法人後見活動については、長期にわたる利用者への支援が可能であり、また、関係機関との連携調整も図りやすいことから、住民が安心して制度利用ができるように機能の強化、また、成年後見制度の担い手の確保の一環として実施に向けた取組に努めます。

【取組一覧】

主な取組	取組内容	目指す姿
①市民後見人の養成・育成	市民後見人養成研修を実施し、市民後見人を養成するとともに、市民後見人として活動できる人材の確保に努めます。	市民後見人養成講座を開催する。
②親族後見人への支援	親族後見人に対する相談対応や情報提供などの支援を行うとともに、後見人としての能力向上に関する情報提供や、研修会の実施に努めます。	親族後見人が町及び関係機関の支援のもとに、利用者の意思決定と身上保護を重視した後見活動を行っている。
③法人後見への支援	法人後見に関する周知及び法人後見を行う事業所の増加に向けた啓発に努めます。	後見活動を行う事業所ができていく。

第5章 計画の推進体制

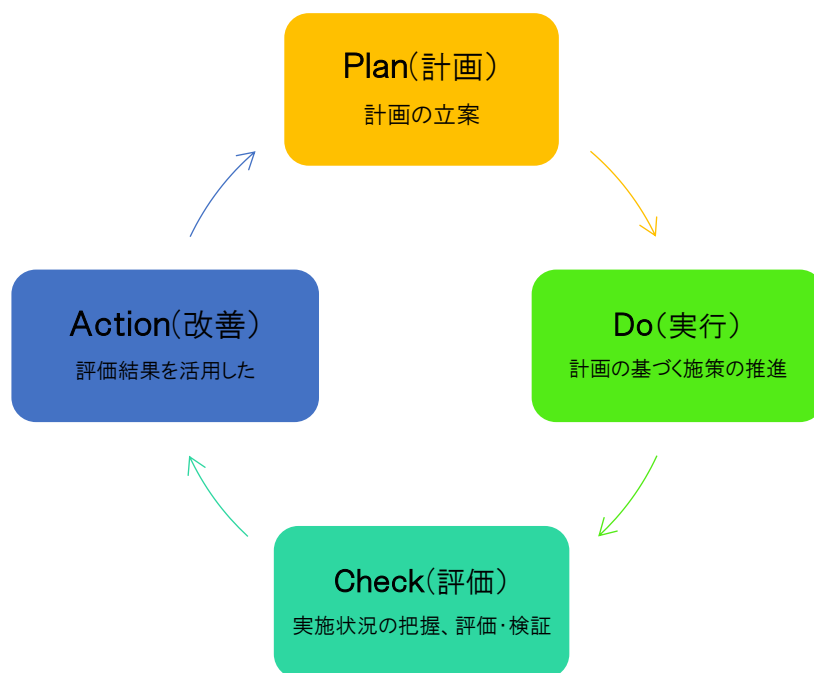
1 計画の進捗管理

成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、行政、専門職団体、家庭裁判所や民間の関係団体が一体的に施策を推進していく必要があるため、「成年後見制度利用促進協議会（仮称）」において進捗状況を確認しながら施策の展開を行います。

2 計画の点検・評価

計画の推進のためには、計画策定（Plan）後、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

本計画において設定した取組の進行管理を行うとともに、計画全体の点検・評価を行います。



第4期甲佐町地域福祉計画策定の体制と経過

甲佐町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成23年3月3日
甲佐町告示第15号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画の策定に当たり、本町における地域福祉の推進について、広く住民の意見を聴取し計画を策定するため、甲佐町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉団体に関係する者
- (3) 保健医療に携わる者
- (4) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、町長が委嘱した日から第1条に規定する計画が策定されるまでの期間とする。ただし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 策定委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

甲佐町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略、任期:令和3年11月1日~令和4年3月31日まで)

番号	区分	所属職名	職名	委員氏名
1	福祉団体	甲佐町民生委員・児童委員協議会	会長	宮川 卓
2	福祉団体	甲佐町老人クラブ連合会	会長	岡本 篤幸
3	福祉団体	甲佐町地区社会福祉協議会連絡協議会	会長	北川 國昭
4	住民代表	甲佐町区長会	会長	中村 幸信
5	福祉団体	NPO法人 子育て談話室	理事長	柴田 恒美
6	当事者団体	甲佐町手をつなぐ親の会 あゆの会	会長	坂村 麻衣
7	福祉施設	社会福祉法人綾友会 特別養護老人ホーム桜の丘	施設長	宮崎 眞樹子
8	福祉施設	有限会社 せせらぎ	代表取締役	高橋 恵子
9	学識経験者 福祉施設	熊本学園大学 社会福祉学部 非常勤講師 社会福祉法人 五色会 障がい者支援センター あゆの里	社会福祉学博士 施設長	福島 正剛
10	福祉団体	社会福祉法人 甲佐町社会福祉協議会	事務局長	村上 浩二
11	福祉団体	甲佐町ボランティア連絡協議会	会長	赤星 眞照
12	行政	甲佐町	副町長	師富 省三

オブザーバー

1	行政	熊本県上益城地域振興局保健福祉環境部 福祉課	参事 参事	鍛野 美希子 西本 真之
2	行政	甲佐町 健康推進課	係長 参事	木村 真澄 藤本 佑子

本計画の策定経過

第4期甲佐町地域福祉計画策定委員会開催状況(令和3年度)

	開催日	協議事項
第1回	令和3年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期甲佐町地域福祉計画の方向性について ・各種アンケート調査結果について ・現状と課題の整理について
第2回	令和3年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期甲佐町地域福祉計画の素案(修正)について

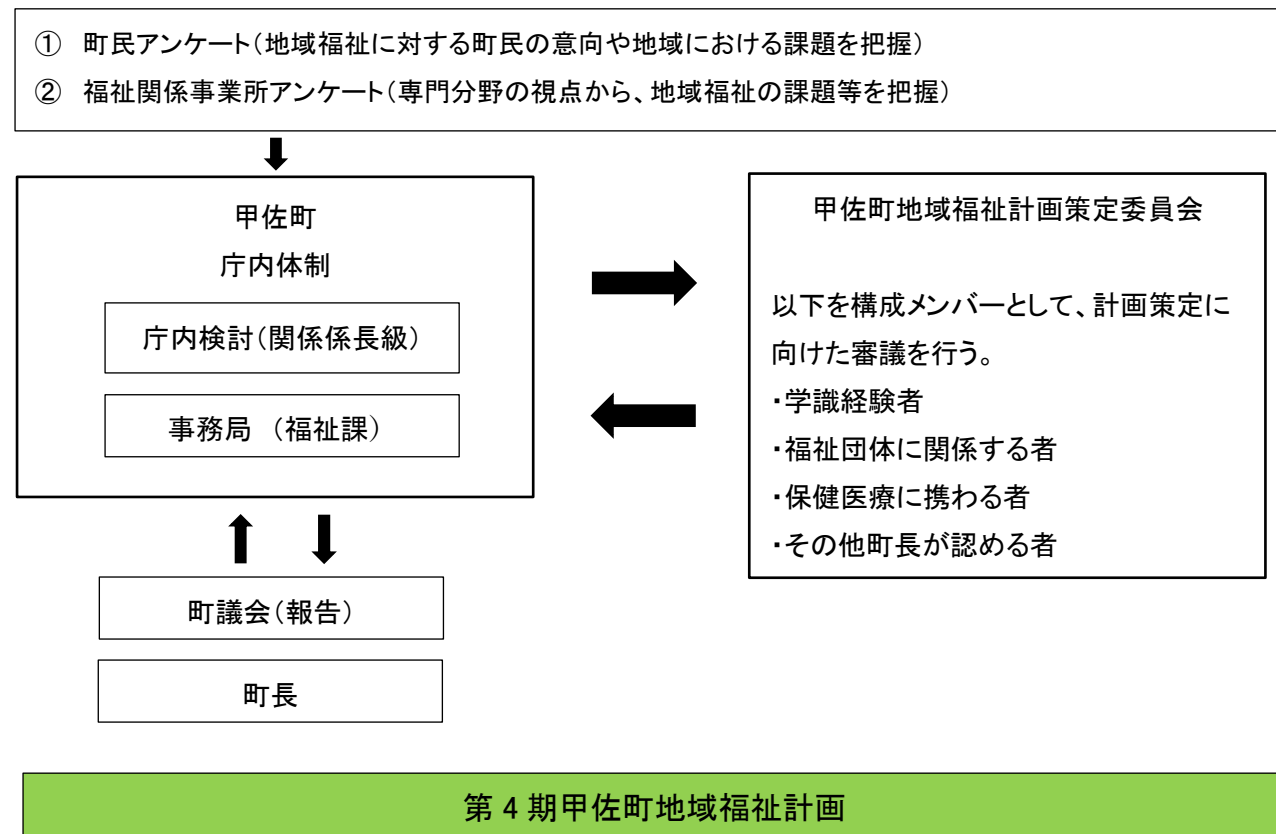
本計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、福祉関係者、学識経験者、各種団体から構成される「甲佐町地域福祉計画策定委員会」において内容の審議を行いました。

また、町民、福祉関係事業所を対象に実施したアンケート調査などにより、広く町民、関係者等の意見を反映させた計画策定に努めました。

※当初、関係団体アンケート・ヒアリングや地域懇談会等の開催を検討しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の状況を受け中止いたしました。

■計画の策定体制



用語解説

あ行

【アウトリーチ】

生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校などへの訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組。

【NPO法人】

特定非営利活動を行う団体に法人格を付与することなどにより、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動を実施する団体。

か行

【家庭児童相談員】

児童の養育など、家庭内の様々な問題についての相談を受け支援を実施する者。

【虐待】

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがある。

【協働】

立場の異なる団体・組織や人同士が、対等な関係のもと、同じ目的・目標のために、役割を明確にし、連携・協力して働くこと。

【緊急通報システム】

在宅のひとり暮らし高齢者などが急病、災害その他緊急の事態に遭遇したときに備え、緊急通報センターに通報できるシステム。高齢者の保健福祉に関する相談に応じられる体制を構築することにより、在宅生活の安全を確保する。

【ゲートキーパー】

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなぎ見守る人。

【権利擁護】

認知機能の低下などにより自身で判断する能力が不十分であったり、意志や権利を主張することが難しい方々のために不利益がないよう権利の主張や自己決定を支援し、権利の代弁や弁護を行うこと。社会福祉法においては、福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）、苦情解決、運営適正化委員会などが規定されている。また民法では成年後見制度が規定されている。

【子ども(地域)食堂】

地域住民やボランティア団体が主体となり、子どもやその親及び地域の人々に対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供するための社会活動。特に貧困家庭を意識しながら、地域の子どもたちに食事を提供する事業であるとともに、地域の人々をつなぐ地域交流拠点。

さ行

【サロン活動】

介護予防事業のひとつとして、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと過ごすことできるように、高齢者が集い通う場所

【自主防災組織】

地域住民によって構成される防災活動に取り組む組織。主に自治会単位で活動している。

【社会的孤立】

家族や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない状態にあること。

【社会福祉協議会】

社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人。都道府県、市区町村にそれぞれ組織されている。

【障がい者相談支援センター】

障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援などを行うほか、権利擁護のために必要な援助も行う機関。

【障がい者虐待防止センター】

通報や相談を受けて、障がい者の一時保護や養護者に対する負担軽減のための支援など必要な支援を行う機関。

【障がい者相談員】

障がい者の生活上の様々な相談に応じ、必要な制度を活用できるよう援助するなど、市町村や福祉事務所などとのパイプ役になったり、障がい者のための社会参加に関する地域活動や行事を公的機関、関係団体と協力する専門員。

【重層的支援体制整備事業】

市町村における既存の相談支援などの取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。

【自立支援協議会】

関係機関が連携を図ることにより、地域における障がい者などへの支援体制に関する情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う組織。

【シルバー人材センター】

高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織。センターは、原則として市(区)町村単位に置かれている。

【シルバーヘルパー】

県内の老人クラブ会員であり、同老人クラブが実施した養成講習会の修了者で、地域のひとり暮らしの高齢者や病弱な高齢者のいる家庭を訪問し、話し相手や生活支援などの活動を実践する者。

【生活困窮者自立支援制度】

働きたくても働けない、住むところがないなどの生活全般の困りごとに対し、一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、専門の支援員が他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う制度のこと。

【成年後見制度】

精神上の障がいなどがあり判断能力が不十分なために、財産管理や契約などの手続きが困難な者に対し、本人の行為の代理または行為を補助する者を選任する制度。家庭裁判所が審判を行う法定後見制度と、本人の判断能力があるうちに自ら代理人を選び、公正証書により自らの生活や財産管理などについて契約を結んでおく任意後見制度がある。

た行

【ダブルケア】

子育てと親などの介護が同時期に発生する状態のこと。

【地域共生社会】

全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めることができる社会のこと。地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる社会をいう。

【地域ケア会議】

地域包括支援センターまたは市町村が主催し、設置・運営する「行政職員をはじめ、地域の関係者から構成される会議」のこと。地域ケア会議の機能としては、(1)個別課題の解決、(2)地域包括支援・ネットワークの構築、(3)地域課題の発見、(4)地域づくり・資源開発、(5)政策の形成がある。

【地域子育て支援センター】

妊娠・出産・育児に関する総合相談窓口として、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を行う機関。

【地域支え合いセンター】

被災された方々が、安心して日常生活を送ることができるように、生活相談員による見守りや健康づくり・生活の支援、地域交流の促進などの総合的な支援を行う機関。

センターでは、「生活支援相談員」などの職員を配置し、建設型応急住宅、賃貸型応急住宅、在宅などの被災者の方々を巡回訪問し、困りごとや各種相談への対応、交流の場づくりなどを実施する。

【地域生活支援拠点】

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を備えた、障がい者の生活を地域全体で支える体制。

主な機能として、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5つの柱がある。

【地域生活支援事業】

障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施する市町村の事業。

【地域における公益的な取組】

社会福祉法人による地域への貢献活動のこと。全ての社会福祉法人は、その高い公益性にかんがみ、「社会福祉事業及び第 26 条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活または社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」という責務が課されている。(社会福祉法第 24 条第2項)

【地域の集い】

年齢や心身の状況によって隔てることなく、参加者や集いの場が継続的に拡大していくように地域づくりを推進し、身近な地域(公民館など)における介護予防教室に参加することによって、体力の維持向上及び認知症予防、さらに口腔の維持向上を図る活動。

【地域の縁がわづくり事業】

地域住民が気兼ねなく交流できる場に参加し、各世代間における地域での生活相談などを通じて、閉じこもり予防、健康づくり及び生きがいづくりなどを行うことによって、元気で幸せな暮らしを共に支え合う地域を形成していく事業。

【地域福祉権利擁護事業】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う事業。

平成 19 年4月以降は、「日常生活自立支援事業」の名称で実施が、熊本県においては「地域福祉権利擁護事業」の名称のまま、実施している。

社会福祉法においては「福祉サービス利用援助事業」と言われる。

【地域福祉推進員】

町社会福祉協議会が地域福祉活動を推進するにあたり、地域の見守り活動や「ふれあいサロン」の運営など、地域福祉の推進役として活動する地域の見守りサポーター。

【地域ふれあいホーム】

誰もが集える地域の縁がわにデイサービス機能とインフォーマルなお泊まり機能を有する施設。

【地域包括ケアシステム】

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるもの。

【地域包括支援センター】

介護保険法に基づき、保健師・社会福祉士・主任介護専門員などの専門スタッフが地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備(包括的・継続的ケアマネジメント事業)、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業などを行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するセンターのこと。

【DV】

「ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)」の略称で、配偶者や恋人などの親密な関係にある者、またはあった者から振るわれる暴力のこと。身体的なものだけではなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。

【データヘルス計画】

市町村が、レセプトなどのデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画。

な行

【認知症】

脳の機能が低下することにより、記憶や思考などに影響を与え、生活に支障が出てくる脳の病気のこと。

【認知症カフェ】

認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域の人など、誰もが気軽に参加でき、情報交換や相談などの交流ができる集いの場のこと。

【認知症サポーター】

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。

は行

【ハザードマップ】

災害が発生した時に避難する場所や防災関係施設、大雨により河川が氾濫する事で想定される浸水状況や市内での浸水履歴、がけ崩れが発生した場合に被害を受けるおそれのある区域などの情報を記載したマップ。

【8050問題】

80代の親とひきこもり状態の50代の子が同居する世帯(8050世帯)における孤立・困窮化などの様々な問題のこと。

【バリアフリー】

障がいのある人や高齢者などが生活をしていく上で妨げとなる障壁(バリア)を取り除くことをさす。また、建築物などの物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的、心理的な障壁を取り除く意味にも使われる。

【ひきこもり】

自宅にひきこもって学校や仕事に行かずに、家族以外との親密な対人関係がない状態が、6か月以上続いている状態のこと。

【避難行動要支援者】

高齢者、障がい者、その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいう。

【ファミリーサポートセンター】

子どもの送迎や預かりなど、子育ての「援助を受けたい人(利用会員)」と「援助を行いたい人(協力会員)」が、地域で相互援助を行う機関。

【複合的な課題を抱える世帯】

要介護状態の親と障がいのある子どもの世帯のように、同一世帯で複数の福祉課題・生活課題を抱える世帯のこと。

【福祉避難所】

要配慮者(主として高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者)のための避難所のことであり一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制が整備された施設。

【ヘルプマーク】

援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々が、周囲の方々に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるようにするためのマークのこと。

【法人後見】

社会福祉法人や社団法人、NPO などの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人（以下、「成年後見人等」といいます。）になり、ご親族などが個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

ま行

【民生委員・児童委員】

「民生委員法」に基づき厚生労働大臣から委嘱され、地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のこと。地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談や支援を行う「児童委員」も兼ねている。

や行

【ユニバーサルデザイン】

障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

【要保護児童対策地域協議会】

児童虐待などで保護を要する児童、養育支援が必要な児童や保護者に対し、関係する複数の機関で援助を行うため、児童福祉法に定められている子どもを守る地域ネットワーク。

わ行

【ワンストップサービス】

どんな相談もワンストップで受ける「断らない」窓口。

・福祉サービス相談窓口

◆町担当課の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談内容・受付時間など
甲佐町役場(代表)	096-234-1111	平日 8:30~17:15(土日祝日を除く)
甲佐町 福祉課	096-234-1114	障がい福祉、生活保護、消費者行政、介護保険、介護予防、障がい者虐待、高齢者虐待など
甲佐町 住民生活課	096-234-1113	国民健康保険、後期高齢者医療、子ども医療、保育所、DV 被害、児童虐待など
甲佐町 健康推進課	096-235-8711	母子保健、健康診査・検診、感染症、予防接種など
甲佐町 暮らし安全推進室	096-234-1167	交通安全・防犯、犯罪被害者支援など
甲佐町 学校教育課	096-234-0102	学校の教育課程、学習指導、児童・生徒の保健・安全など
甲佐町 社会教育課	096-234-2447	成人教育、青少年教育、人権教育など

◆子育てや育児の悩みに関する問題についての相談窓口

相談窓口	電話番号	相談内容・受付時間など
県上益城福祉事務所	096-282-2111	平日 9:00~16:00
中央児童相談所 (福祉総合相談所内)	096-381-4451 096-381-4411	平日 8:30~17:15 必要に応じて、調査・検査・個別・集団指導あり
すこやか子育て電話相談	096-383-6636	子育てに関すること 平日 17:00~21:00 土曜 13:00~17:00
県立教育センター教育相談室 すこやかダイヤル	0968-44-7445 0968-44-6655	子育てに関すること 平日 9:00~17:00 来所については要予約
こども110番 (県中央児童相談所内)	096-382-1110	養育上の悩みに関すること 平日 9:00~16:00
甲佐町地域子育て支援センター (竜野保育園内)	096-234-0305	育児相談に関すること 平日 9:30~16:00 体験保育に関すること 月・水・金 9:30~12:00
甲佐保育園	096-234-0186	平日 9:00~16:00
若草保育園	096-234-0013	平日 9:00~16:00
竜野保育園	096-234-0519	平日 9:00~16:00
乙女保育園	096-234-3947	平日 9:00~16:00
緑川保育所	096-234-0789	平日 9:00~16:00
子ども医療電話相談	#8000	平日 19:00~翌朝 8:00 土曜日 15:00~翌朝 8:00 日曜日 8:00~翌朝 8:00

◆子どものいじめや不登校、問題行動、虐待、その他学校生活についての相談窓口

相談窓口	電話番号	受付時間など
甲佐町 学校教育課(甲佐町教育委員会)	096-234-0102	相談アドバイザー、カウンセラーへの案内
虐待対応ダイヤル 相談専用ダイヤル	189 0570-783-189	最寄りの児童相談所へ転送

県24時間子ども SOS ダイアル	0120-0-78310	いじめや子どもの SOS 全般 年中無休 24 時間 ※PHS・IP 電話からは利用不可
熊本いのちの電話	096-353-4343 0120-783-556	こころの悩みに関すること 年中無休 24 時間
チャイルドライン(18才までの子ども専用)	0120-99-7777	子ども専用の相談窓口 16:00~21:00(年末年始は休止)
県子どもいじめ相談電話(県教育庁)	0570-078-310	いじめに関すること 年中無休 24 時間
子どもの人権110番	0120-007-110	いじめ、体罰などの人権相談に関すること 平日 8:30~17:15 (時間外は留守番電話対応)
こころの健康相談電話 (県精神保健福祉センター)	096-362-8100	思春期の発育や健康、こころの悩みなどに関すること 平日 9:00~16:00
熊本こころの電話	096-285-6688	思春期の発育や健康、こころの悩みなどに関すること 年中無休 11:00~18:30
県上益城教育事務所	096-282-7145	いじめ・不登校アドバイザーによる指導・援助に関すること 平日 8:30~17:15 電話のほか、来所・訪問相談あり
県教育庁 義務教育課	096-333-2689	いじめ、不登校などに関すること 平日 8:30~17:15
肥後つ子テレホン (県警察本部生活安全企画課)	0120-02-4976 (096-84-4976)	子どもの問題行動に関すること 平日 8:30~17:15
県中央児童相談所	096-381-4451	養育上の悩み、非行、虐待など 平日 8:30~17:15
県子ども・若者総合相談センター	096-387-7000	全般的な悩み相談 平日 8:30~21:00

◆女性・家庭についての相談窓口

相談窓口	電話番号	受付時間など
警察安全相談室	096-383-9110	DV・ストーカー被害相談に関すること 年中無休 24 時間対応
DV 相談 県配偶者暴力相談支援センター	096-381-7110	DV(ドメスティックバイオレンス)に関すること 平日 8:30~22:00 土日祝日 9:00~22:00(年末年始を除く)
DV 相談+(プラス)	0120-279-889	DV(ドメスティックバイオレンス) 年中無休 24 時間
レディース110番 性被害相談電話	#8103 0120-8343-81	性被害に関すること 平日 8:30~17:15 時間外は留守番電話対応
県女性相談センター	096-381-4454	女性相談(離婚問題、家庭不和、ストーカー被害など) 平日 8:30~17:15
	096-381-7110	DV(ドメスティックバイオレンス)に関すること 平日 8:30~22:00 土日祝日 9:00~22:00(年末年始を除く)
	096-381-4340	妊娠とこころの相談に関すること 平日・土 9:00~20:00
	096-381-4340	不妊専門相談に関すること 平日・土 9:00~20:00
女性の人権ホットライン (熊本地方務局)	096-364-0417 0570-070-810	女性の人権に関すること 月~金 8:30~17:15
熊本地方務局 人権擁護課	096-364-2145	セクハラや DV などの人権問題 平日 8:30~17:15
熊本家庭裁判所 家事事件受付係	096-206-3534	家事事件の相談(夫婦や親子) 平日 8:30~17:15
熊本労働局 雇用環境・均等室	096-352-3865	男女均等処遇、セクハラ、育児休暇など 平日 8:30~17:15

◆身体・知的・精神障がいに関する相談窓口

相談窓口	電話番号	受付時間など
甲佐町 福祉課	096-234-1114	障がい福祉全般に関する事 平日 8:30~17:15
上益城圏域障害者虐待防止センター	096-234-3221	障がい者虐待に関する事 年中無休 24時間
県障がい者110番	096-354-4110	人権や権利擁護に関する事 平日 13:00~17:00
県福祉総合相談所	096-381-4461	障がい手帳、サービスに関する事 平日 9:00~16:00
県障がい者支援課	096-333-2244	障がい者支援に関する事 平日 8:30~17:15
ほっとラインくまもと(リーガル・サポート 熊本支部)	096-361-2944	成年後見制度に関する事 平日 10:00~16:00
県精神保健福祉センター	096-386-1166	精神障がい、精神科医療に関する事 平日 8:30~17:15
県御船保健所	096-282-0016	精神障がい、精神科医療に関する事 平日 8:30~17:15
熊本障害者職業センター	096-371-8333	就労・職業相談に関する事 平日 8:45~17:00
指定相談支援事業所 アントニオ	096-286-3769	相談・支援に関する事 平日 8:30~17:00
相談支援センター かけはし	096-234-9088	相談・支援に関する事 平日 8:30~17:30
上益城地域療育センター わいわいなかま	096-282-4180	障がい児・発達障がい等の相談・支援に関する事 平日 9:00~17:00

◆高齢者及びその家族が抱える生活上の悩みなどについての相談窓口

相談窓口	電話番号	受付時間など
甲佐町 福祉課 甲佐町地域包括支援センター	096-234-1114	介護予防、介護保険サービス、高齢者虐待に関する事 平日 8:30~17:15
シルバー110番 (県高齢者総合相談センター)	096-325-8080	高齢者の日常生活における悩みに関する事 平日 9:00~16:00
熊本県認知症コールセンター (ほっとコール)	096-355-1755	認知症に関する事 水曜日以外の毎日 9:00~18:00
若年性認知症コールセンター	0800-100-2707	若年性認知症に関する事 月~土 10:00~15:00
成年後見センター(リーガル・サポート 熊 本支部)	096-361-2889	成年後見制度に関する事 平日 10:00~16:00
高齢者無料職業紹介所 (県上益城地振興局内)	096-282-6776	高齢者に対する無料職業紹介 平日 9:00~16:00

◆地域包括支援センター総合相談事業

実施項目	電話番号	事業内容
心配ごと相談事業	234-1114(福祉課)	一般相談窓口の設置 毎月第3月曜日
人権や法律等専門相談		○人権相談・行政相談窓口の設置 毎月第1月曜日 ○法律相談窓口の設置 毎月第一月曜日

◆消費生活についての相談窓口

相談窓口	電話番号	受付時間など
甲佐町 暮らし安全推進室	096-234-1167	犯罪被害者支援に関する事 平日 8:30~17:15
甲佐町消費生活相談	096-234-3223 (096-234-1114)	消費生活に関する事 毎週木曜日 9:00~16:00 場所: 甲佐町老人いこいの家(甲佐町福祉課)
悪質商法110番 (県警察本部生活環境部)	096-385-1110	悪徳商法に関する事 平日 8:30~17:15
警察安全相談室	#9110 096-383-9100	生活安全に関する事 年中無休 24時間
「電話で『お金』詐欺」 相談ホットライン	096-381-2567	振り込め詐欺に関する事 平日 8:30~17:15(専門相談員) その他の時間は警察官対応
県消費生活センター	096-383-0999	消費生活に関する事 月~金 9:00~17:00
サイバー犯罪対策課	096-383-9110	インターネットやEメールによる犯罪等に関する事 平日 8:30~17:15(専門相談員) その他の時間は警察官対応
犯罪被害者相談室	096-381-0110	犯罪被害者支援に関する事 平日 8:30~17:15(専門相談員) その他の時間は警察官対応
くまもと被害者支援センター	096-386-1033	犯罪被害者支援に関する事 平日 10:00~16:00

◆清掃・家事等の代行

名称(実施機関)	電話番号	受付時間など
甲佐町シルバー人材センター (甲佐町老人いこいの家内)	234-0423 090-5485-6255	清掃・家事等の代行に関する事 月~金 9:00~17:00

◆生活困窮などについての相談窓口

相談窓口	電話番号	受付時間など
甲佐町 福祉課 福祉係	096-234-1114	生活保護、生活困窮者自立支援に関する事 平日 8:30~17:15
上益城福祉事務所	096-282-6451	生活保護、生活困窮者自立支援に関する事 平日 8:30~17:15
甲佐町社会福祉協議会	096-234-1192	生活困窮者自立支援・レスキュー事業に関する事 平日 8:30~17:15
ハローワーク上益城 (公共職業安定所)	096-282-0077	就労困難者の支援に関する事 平日 8:30~17:15

第4期甲佐町地域福祉計画

自殺対策推進計画

成年後見制度利用促進計画

令和4年(2022年)3月

■発行 甲佐町(福祉課)

〒861-4696

熊本県上益城郡甲佐町豊内719番地4

電話:096-234-1114(直通)

URL:<https://www.town.kosa.kumamoto.jp>